

広陵町立地適正化計画

令和 5 年 6 月

広陵町

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 立地適正化計画について | 1 |
| 1.1 背景と目的 | 1 |
| 1.2 立地適正化計画とは | 2 |
| 1.3 立地適正化計画の概要 | 3 |
| 2. 上位関連計画 | 4 |
| 3. 本町の概要 | 5 |
| 3.1 本町の概要 | 5 |
| 3.2 本町の成り立ち・都市構造 | 11 |
| 3.3 地域区分 | 13 |
| 4. 本町の現況 | 14 |
| 4.1 人口動向 | 14 |
| 4.2 人口の将来見通し | 23 |
| 4.3 産業動向 | 26 |
| 4.4 土地利用動向 | 30 |
| 4.5 交通動向 | 37 |
| 4.6 都市機能の状況 | 41 |
| 4.7 財政状況 | 54 |
| 4.8 地価動向 | 56 |
| 5. 立地適正化計画の基本方針 | 58 |
| 5.1 立地適正化計画に係る都市構造と現況・課題 | 58 |
| 5.2 まちづくりの将来都市像と方針 | 61 |
| 5.3 将来都市構造の検討 | 62 |
| 6. 誘導区域の設定 | 64 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 6.1 居住誘導区域の設定 | 64 |
| 6.2 都市機能誘導区域の設定 | 74 |
| 7. 誘導施設の検討 | 82 |
| 7.1 誘導施設の設定方針 | 82 |
| 7.2 誘導施設の設定 | 83 |
| 8. 誘導施策の検討 | 86 |
| 8.1 誘導施策の考え方 | 86 |
| 8.2 施策の体系 | 86 |
| 8.3 誘導施策の検討 | 87 |
| 9. 防災指針の検討 | 94 |
| 9.1 防災指針とは | 94 |
| 9.2 ハザードの状況 | 94 |
| 9.3 ハザードエリアの分布状況 | 100 |
| 9.4 防災上の課題の整理 | 108 |
| 9.5 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討 | 113 |
| 10. 届出制度 | 119 |
| 10.1 居住誘導区域における届出・勧告制度 | 119 |
| 10.2 都市機能誘導区域における届出・勧告制度 | 120 |
| 11. 目標値等の検討 | 121 |
| 11.1 目標値等の検討 | 121 |
| 11.2 計画の評価と見直し | 123 |

1. 立地適正化計画について

1.1 背景と目的

広陵町（以下、「本町」という。）の人口は未だ増加が見られるものの、全国レベルでの人口減少、少子高齢社会への移行が進む中、本町においても、今後は少子高齢社会に転じていくことが予想されています。

こうしたところ、コンパクトな都市機能や居住の集積、交通と土地利用の連携等のまちづくりの方針を示すものとして、都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 8 月）において立地適正化計画が位置づけられました。また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市再生特別措置法改正（令和 2 年 6 月）により、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが求められることとなりました。

本町ではまちづくりの上位計画である「第 5 次広陵町総合計画（令和 4 年 3 月）」や「第 2 次広陵町人口ビジョン（令和 4 年 4 月）」や、都市計画の総合的な指針としての「広陵町都市計画マスタープラン（令和 5 年 6 月）」に基づき、将来にわたり活力ある持続的な成長を目指すこととしています。

以上を受け、これら上位計画で位置づけた将来都市像の具現化に向け、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的なマスタープランとして、広陵町立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定するものとします。

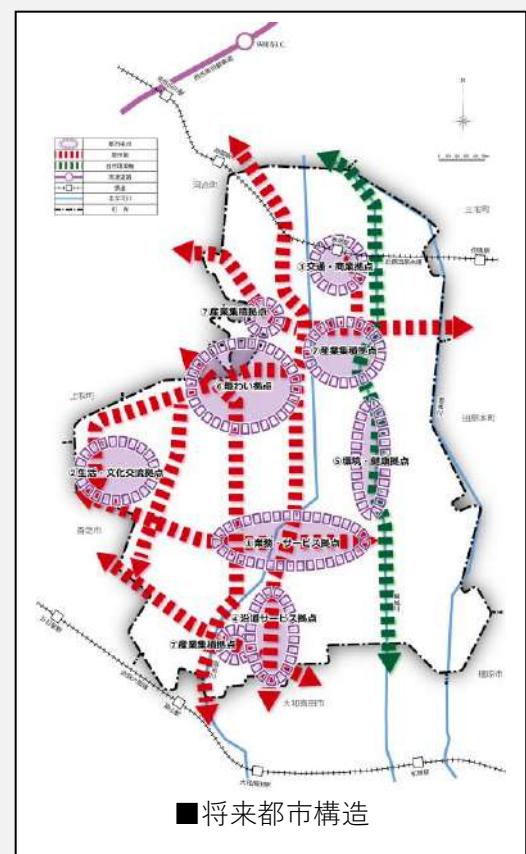
<広陵町都市計画マスタープラン（令和 5 年 6 月）>

○まちづくりの理念

- ・安全性・快適性・利便性に優れた都市機能の向上
- ・住み続けたくなる居住環境の形成
- ・まちの誇りや愛着が感じられる環境づくり

●まちづくりの目標

- ①少子高齢化・人口減少に対応する『持続可能な都市』づくり
- ②まちの誇りや愛着をもった『魅力都市』づくり
- ③住民参加により取組む『協働都市』づくり



1.2 立地適正化計画とは

都市計画法を主とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するため、平成 26 年 8 月に「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようになるなど、福祉や交通なども含めて『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方のもと、都市全体の構造を見直していくための計画です。

具体的には、適切に市街化を促進するため「用途地域」のなかに、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」といった二つの区域等を設定し、まとまりのあるまちの姿を実現していくものです。

【参考】立地適正化計画制度の概要

○立地適正化計画（都市再生特別措置法第 81 条）

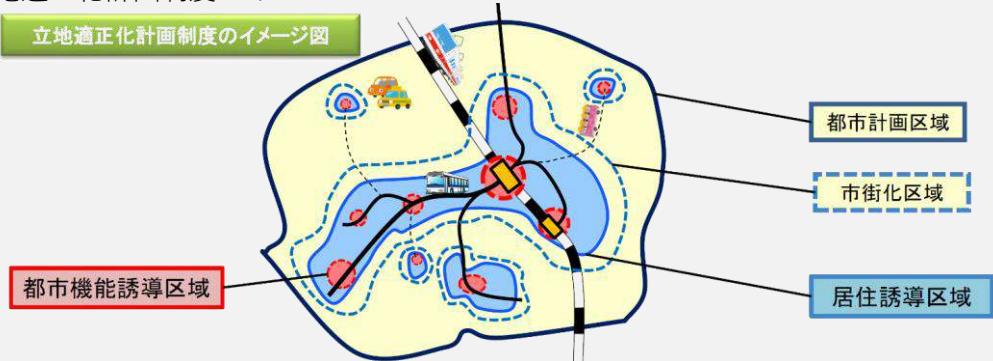
- ・都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画

○記載する事項（都市再生特別措置法第 81 条の 2）

- ・計画の区域
- ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ・都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）
- ・居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- ・都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）
- ・都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）
- ・必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- ・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等
- ・居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」という。）に関する事項ほか、取組の推進に関連して必要な事項など

○誘導策（財政上、金融上、税制上の支援施策、誘導区域外に立地する場合の事前届出等）

<立地適正化計画制度のイメージ>



出典：「立地適正化計画作成の手引き」（令和 4 年 4 月改訂国土交通省）

1.3 立地適正化計画の概要

1.3.1 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされることとなり（都市再生特別措置法第82条）、広陵町都市計画マスタープラン（令和5年月）の目指す将来都市構造の実現を図るための計画となります。

また、本町の総合計画である第5次広陵町総合計画（令和4年3月）や大和都市計画及び吉野三町都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和4年5月）などの上位計画を踏まえ、医療・福祉、商業、防災や交通などの各種計画と調整・整合を図ります。

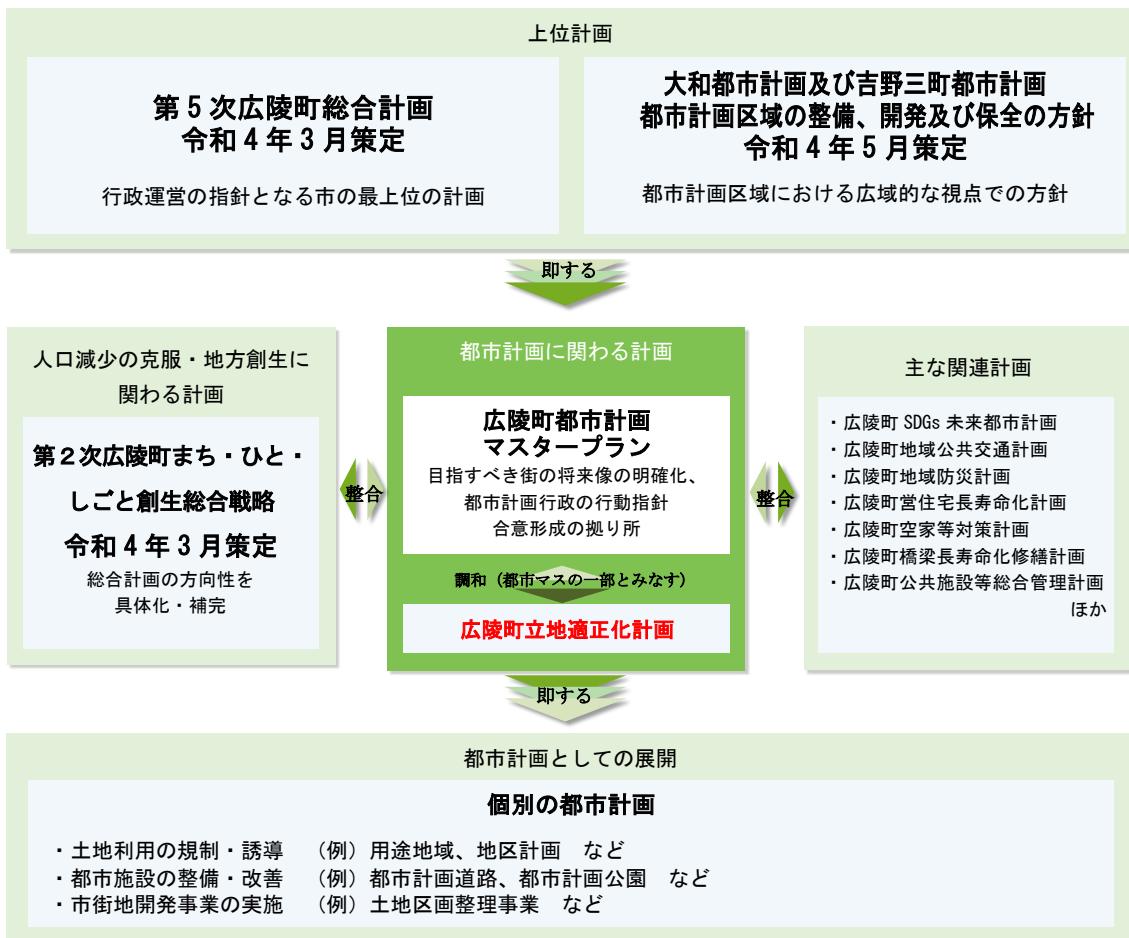


図 1.1 計画の位置づけ

1.3.2 計画の区域

本町全域となる都市計画区域（1,630ha）を立地適正化計画の区域とします。

1.3.3 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）を初年度とし、20年後の姿を展望しつつ、10年後の令和14年度（2032年）までとします。

なお、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

2. 上位関連計画

広陵町立地適正化の策定に関する上位関連計画は以下があり、これらを踏まえた上で計画を策定します。

表 2.1 上位関連計画の整理

| 計画名称 | 策定主体 | 策定（改定）年月 |
|--|-------|-------------|
| 大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスター・プラン) | 奈良県 | 令和 4 年 5 月 |
| 第四次奈良県国土利用計画 | 奈良県 | 平成 21 年 3 月 |
| 大和川水系河川整備計画曾我葛城圏域 | 奈良県 | 平成 23 年 9 月 |
| 大和川水系流域治水プロジェクト（曾我葛城圏域） | 奈良県 | 令和 4 年 3 月版 |
| 大和川流域水害対策計画 | 国土交通省 | 令和 4 年 5 月 |
| 第 5 次広陵町総合計画 | 広陵町 | 令和 4 年 3 月 |
| 第 2 次広陵町人口ビジョン | 広陵町 | 令和 4 年 4 月 |
| 広陵町都市計画マスター・プラン | 広陵町 | 令和 5 年 6 月 |
| 広陵町公共施設等総合管理計画 | 広陵町 | 令和 5 年 3 月 |
| 広陵町地域公共交通計画 | 広陵町 | 令和 4 年 3 月 |
| 広陵町地域防災計画 | 広陵町 | 令和 5 年 3 月 |
| 広陵町国土強靭化地域計画 | 広陵町 | 令和 2 年 3 月 |
| 広陵町地域福祉計画 | 広陵町 | 平成 31 年 3 月 |
| 広陵町子ども・子育て支援事業計画（第 2 期） | 広陵町 | 令和 2 年 3 月 |
| 第 2 次広陵町健康増進計画 | 広陵町 | 平成 28 年 3 月 |
| 広陵町第 8 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 | 広陵町 | 令和 3 年 3 月 |
| 広陵町第 6 期障がい福祉計画 | 広陵町 | 令和 3 年 3 月 |
| 広陵町第 2 期障がい児福祉計画 | | |
| 広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画 | 広陵町 | 令和 3 年 7 月 |

3. 本町の概要

3.1 本町の概要

3.1.1 概要

本町は奈良盆地の中西部に位置する人口 33,810 人（令和 2 年国勢調査）の町です。県都奈良市や関西の経済の中心である大阪市まで 20km～30km 圏という好立地によって、古くから農業や製造業が栄え、同時に古墳や神社などの史跡を有する、産業と歴史文化が両立した町です。

本町の歴史はきわめて古く、約 3 千年前、馬見丘陵一帯では人々が集落を形成し、約 2 千年前の弥生時代からは弥生式土器をはじめ、多くの遺物が百濟遺跡およびその周辺などで発見されています。

本町は、農耕を主とする村落が発展するなか、大和朝廷の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、奈良時代の繁栄をとげています。

戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産により栄え、南郷池の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われています。

明治後半からは、慢性的な水不足を補うために作られた大和木綿により、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正 7 年には町北部に大和鉄道（現・近畿日本鉄道）が敷設され、箸尾駅が設けられています。

昭和 30 年、馬見町・瀬南村・百済村が合併し、本町が発足し、翌昭和 31 年、箸尾町の編入（一部は昭和 32 年、大和高田市に編入）により、現在の広陵町となっています。

以後、靴下・織布などを地場産業として、また「夏秋なす」等の特産品を持つ農業のさかんな町として栄えています。一方、大都市圏からの市街化の波により、昭和 49 年から真美ヶ丘ニュータウンの開発を進めるなど、住宅都市として的一面も持つようになっています。



図 3.1 4 世紀末葉の大王墓と考えられる巣山古墳（特別史跡）

出典：広陵町史

3.1.2 位置・地勢・地形

(1) 位置

本町は、奈良盆地の中西部に位置し、北は河合町、東は三宅町・田原本町、南は橿原市・大和高田市、西は上牧町・香芝市に接しています。

面積は 1,630ha、東西の距離約 4.5km、南北の距離約 5.5km です。

奈良市へは直線距離で約 20 km、大阪市へは直線距離で約 30 km に位置しています。

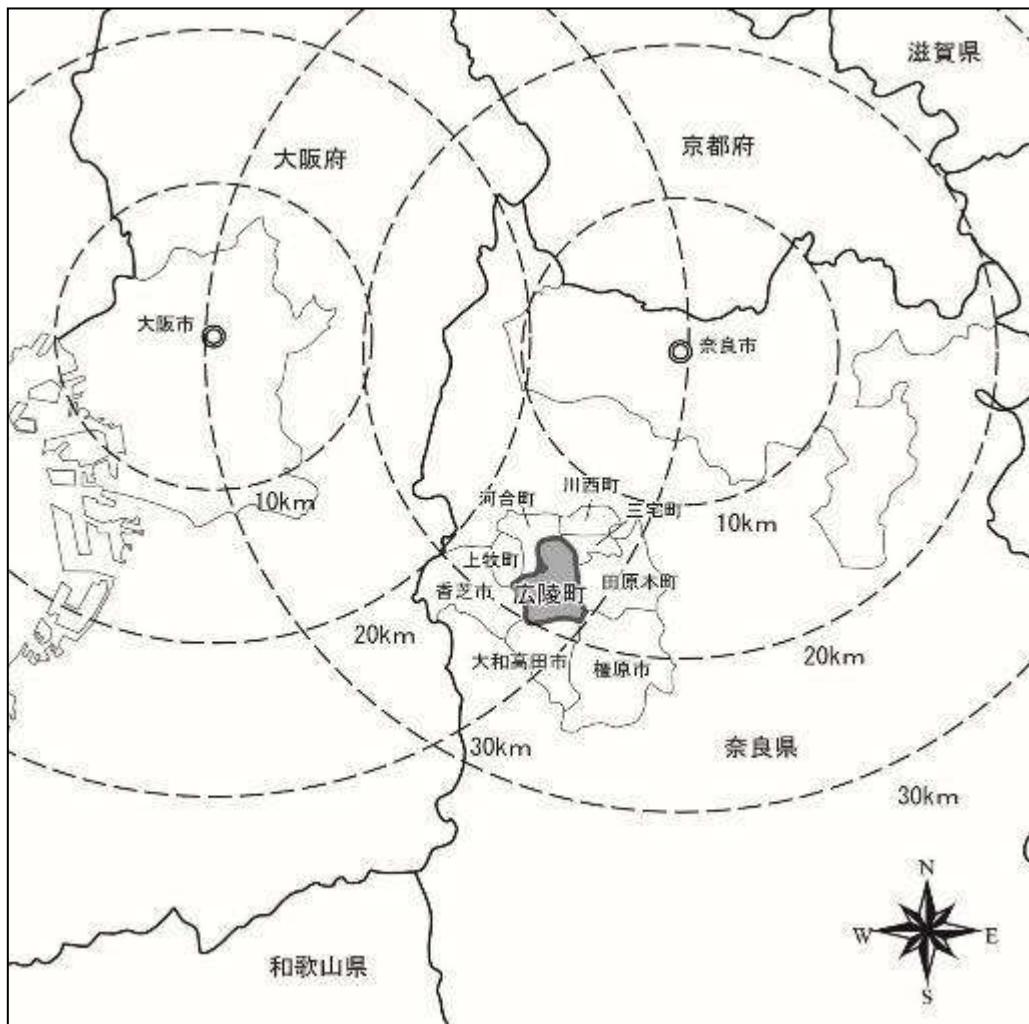


図 3.2 位置図

出典：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調（令和3（2021）年4月1日時点）」

(2) 地勢・地形

糸魚川・静岡構造線によって東北日本と隔てられる西南日本は、中央構造線によって北の内帯と南の外帯に分けられます。本町はこの近畿地方の内帯の近畿中央部にあたります。近畿中央部には大阪平野・奈良盆地・京都盆地・伊賀盆地・近江盆地などの低地と生駒金剛山地・大和高原・比良山地・鈴鹿山地・布引山地などの山地があり、奈良盆地およびその周辺を含めての地形区分は、奈良盆地主部・馬見丘陵・大和高原西斜面・奈良山丘陵・矢田山地・西京丘陵・二上火山群・生駒金剛山地東斜面・竜門山地北斜面からなります。

本町は領域が狭く、奈良盆地の一角を占める東部低地と馬見丘陵の一部である西部丘陵に分けられ、奈良盆地底と馬見丘陵西部（葛下川）を結ぶ東西系の横断的地域にあたります。

本町には、高田川・葛城川・曾我川等が南北に流れています。東部低地は高田川・葛城川・曾我川の沖積地です。高田川は葛城山の東北麓から流出し、大和高田市街地の西を北流して本町域に入ります。葛城川は金剛葛城山地の東麓から流出し、本流は御所市街地を北流して本町域に入ります。曾我川は竜門山地北麓から流出し、橿原市城を流れて本町域に入ります。本町域に入ってからの高田川・葛城川・曾我川の三川は現在、ほぼ直線状に北流しています。これらの三川は、幾たびとなく流路の変化を繰り返し、自然堤防の微地形を形成して曲流しています。低平な河川合流地域にある本町では、歴史上しばしば洪水にみまわれています。

【参考】曾我川の流路変更



■曾我川の旧流路

※黒い箇所は旧流路

出典：広陵町史

(3) 河川

本町が位置する「曾我葛城圏域」（大和川水系河川整備計画）は、我が国に農耕文化が始まって以来の歴史があり、大和と難波を結ぶ交通の要衝にあることから、多くの古社寺・古墳・住居および関連遺構・生産遺跡など、古代から近世に至る多くの歴史・文化資源が群集する地域です。

また、本町に流れる曾我川、葛城川、高田川は一級河川大和川水系に含まれ、令和3年12月に特定都市河川として指定されました。気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、大和川流域水害対策計画に基づき、総合治水に向けて雨水貯留浸透施設（調整池）等の整備を進めています。

<曾我川>

曾我川は、奈良盆地の西南部に位置する巨勢丘陵にその源を発し、薬水川、朝町川、今木川、吉備川、満願寺川の支川を合わせて北流し、橿原市において平野部に流入し、高取川、坊城川、小金打川を合わせ、盆地の中央で葛城川、高田川の支川を合わせて大和川に合流する流域面積156km²、流路延長約25kmの河川です。なお、大和川合流点より上流、葛城川合流点までは国管理区間となっています。

<葛城川>

葛城川は葛城山系金剛山に源を発し、深谷川、南太田川、三宅川、天満川、百百川を合わせて曾我川に沿って北流し、住吉川、土庫川を合わせ、本町において曾我川に合流する流域面積約51km²、流路延長約23kmの河川です。

<高田川>

高田川は金剛山に源を発し、高田川北流、柿本川、甘田川、小柳川、太田川、尾張川、馬見川を合わせて流下し、河合町において曾我川に合流する流域面積約27km²、流路延長約13kmの河川です。

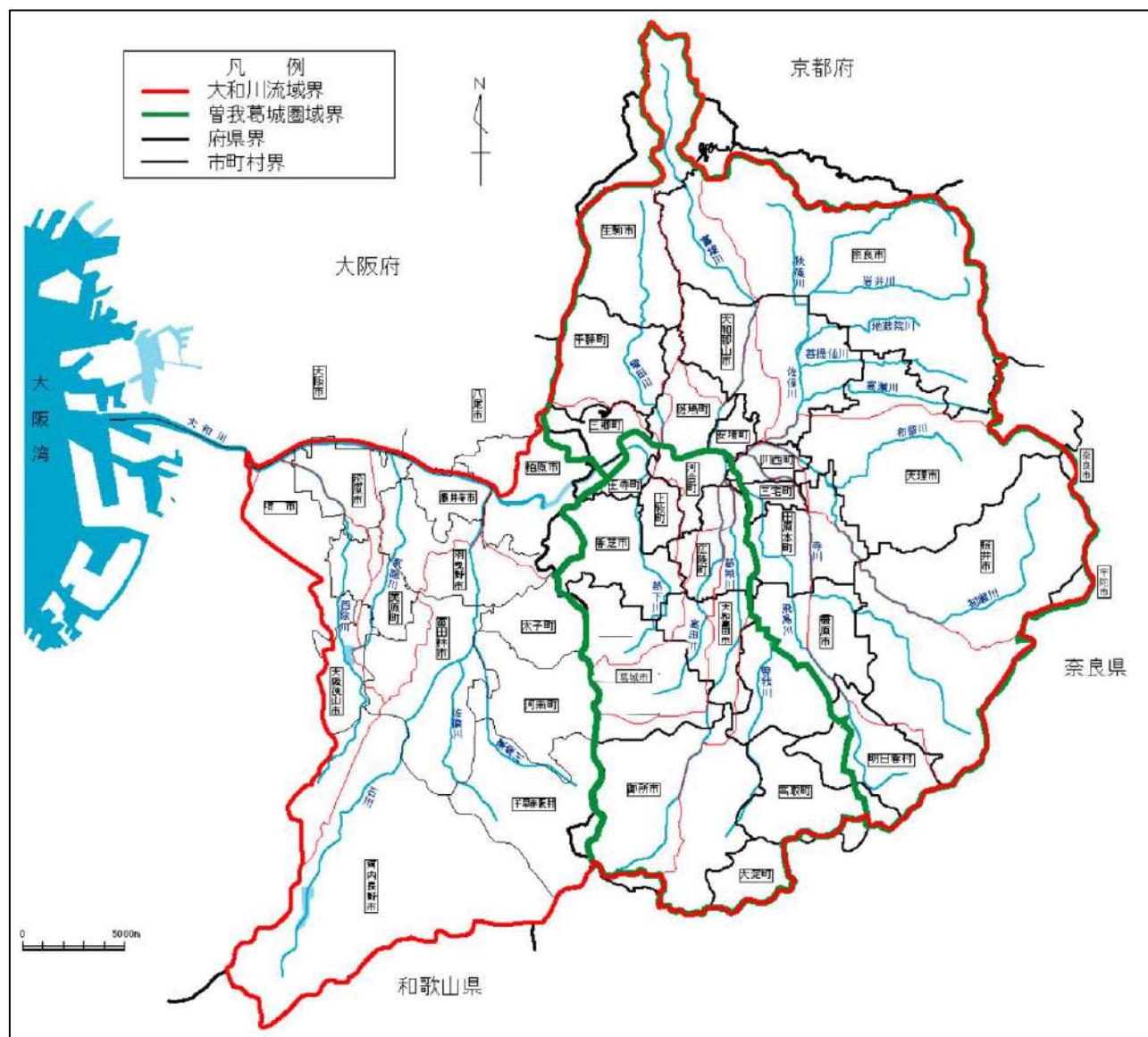


図 3.3 河川整備計画における曾我葛城圏域位置図

出典：大和川水系河川整備計画曾我葛城圏域

【参考】条里地割にあわせた流路の屈曲・水勢を緩和させる請堤による工夫

本町の位置する低平な河川合流地域は、歴史上しばしば洪水にみまわれており、奈良盆地も「日焼け一番、水つき一番」とか「村は水つきどころ、嫁をやるとも荷をやるな」などといわれました。これには条里地割にあわせて流路を屈曲させたことや河川改修などによる古代以来の人工的改変も大きく影響していました。また、上流からの土砂の堆積によって河床を高め、天井川を形成したこと、といったん堤防が決壊した時の水勢を激しくしたといえます。

こうした中、水勢を緩和させ、少しでも水害を少なくする知恵として、請堤（受堤）が整備されました。

請堤はしだいに消滅し、本町域では南と中の境界付近・中集落の東方・古寺集落の南方・百済の南、森本池の北付近に痕跡をとどめています。



■古寺集落の南方に残る請堤

出典：広陵町史（広陵町史より構成）

3.2 本町の成り立ち・都市構造

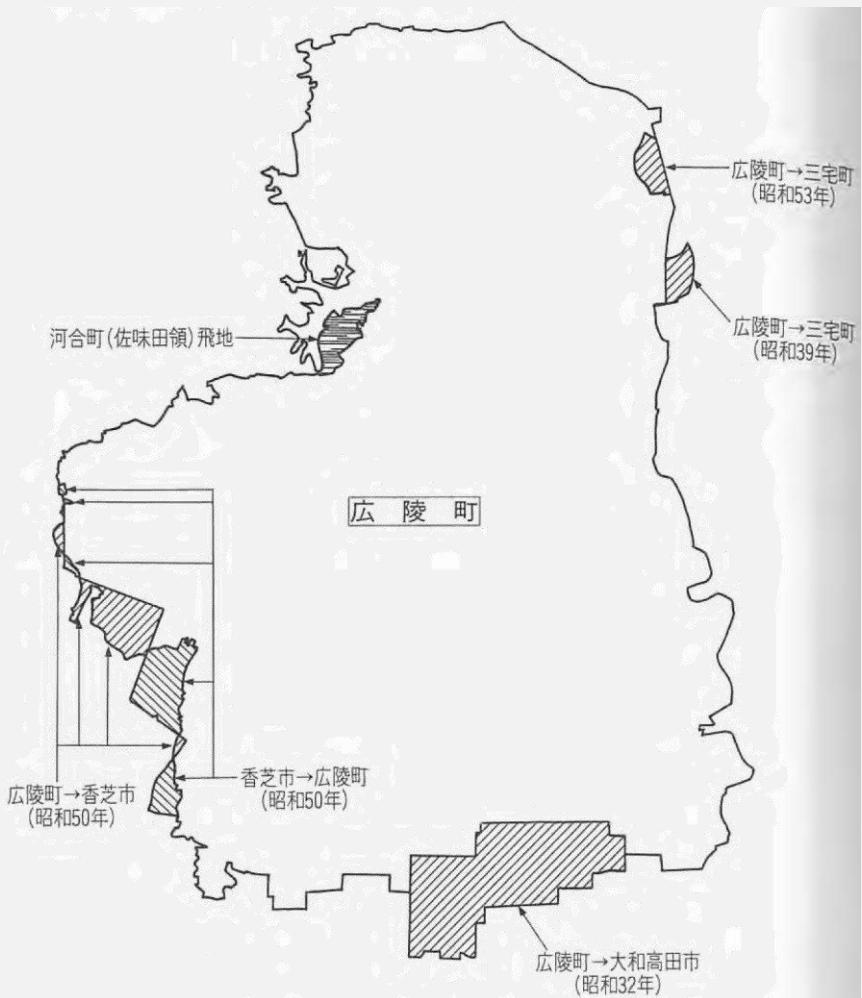
3.2.1 明治行政村から広陵町へ

明治 22 年（1889 年）4 月 1 日、市制町村制施行によって広域の行政町村が発足しました。本町域の明治行政村は、瀬南村・百済村・馬見村・箸尾村および明治 25 年 2 月 12 日に箸尾村に編入された河合村の沢・大野・寺戸にあたります。当時は、現在の本町域のほか河合町と大和高田市の藤森・池尻を含んで広瀬郡でありましたが、明治 30 年 4 月 1 日、葛下郡を合併して北葛城郡となっています。

昭和 30 年 4 月 15 日、馬見町、瀬南村、百済村の合併によって広陵町が成立し、それ以降、町域の帰属について隣接町村である大和高田市、三宅村、香芝町との境界変更がありました。

なお、広陵町という町名は広瀬郡の郡名と馬見丘陵の名称を合わせたものです。

【参考】広陵町の境界変更



■広陵町の行政境界変更

出典：広陵町史

3.2.2 本町の都市構造

奈良盆地のなかにあって旧箸尾町の萱野・南・弁財天・的場は連担状の中心集落を形成しています。また、旧馬見町の大垣内・赤部・疋相は農村地域としては極端な密集地域となっており、本地域は明治行政村単位において、集村的度合の高い地域を形成していました。

その他の本町域は、箸尾・平尾・南郷・広瀬の城館集落のほか市場垣内・新子垣内・森垣内（以上百済）・古寺・寺戸・大場などの環濠集落による分散された都市構造が形成されています。これらの地域は「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」（都市計画法第34条第11号）に基づく区域指定がなされ、現在も居住地としての土地利用がなされています。

また、昭和から平成にかけて、計画的な住宅地開発により、現在の真美ヶ丘地域が形成されました。

【参考】広陵町の都市構造の経緯

<城館集落と環濠集落>

平安時代末期から鎌倉時代にかけて既に集村形態をとっていたものもあるが、東大寺領小東荘（河合町、広陵町）の場合は平安時代末期から鎌倉時代にかけて散村形態をとっており、その後、集村化が進み、文正元年（1466）には環濠集落が形成されています。

環濠集落の起源をめぐる説としては、この時期の村々が自衛を図る必要に迫られた時代であったことや、条里制に基づくとする説、低湿地の集落立地に地盛りを必要としたところから起こったとする説などがあります。さらに環濠がその後、存続した背景には旱害に際して濠水が灌漑用水に利用できたことや水害に際して濠が排水のクッション的役割を果たしたことなどが指摘されています。環濠はほぼ完全に残っているもの、一部が残存しているもの、現在完全に埋没しているものなど現状においてはさまざまとなっています。

本町域には箸尾・平尾・南郷・広瀬の城館集落のほか市場垣内・新子垣内・森垣内（以上百済）・古寺・寺戸・大場などの環濠集落があります。

<集落の移転と廃村>

本町域における集落の移転と廃村は、沢・寺戸の例があります。沢ではかつて字古屋敷に南北の2集落があったが、宝暦年間（1751年～1764年）、高田川の氾濫によって水害に見舞われており、標高42m～43mにあった古屋敷の集落は廃村となり、現在畠地となっています。



■南郷環濠集落（広陵町史）

出典：広陵町史（広陵町史より構成）

3.3 地域区分

3.3.1 地域区分

本町の都市計画マスター プランの地域別構想に基づく本町の地域区分は、町域形成の歴史的経緯や地域特性を考慮するとともに、既存のコミュニティを基本とし、広陵北地域、広陵東地域、広陵西地域、真美ヶ丘地域の4地域に区分されています。

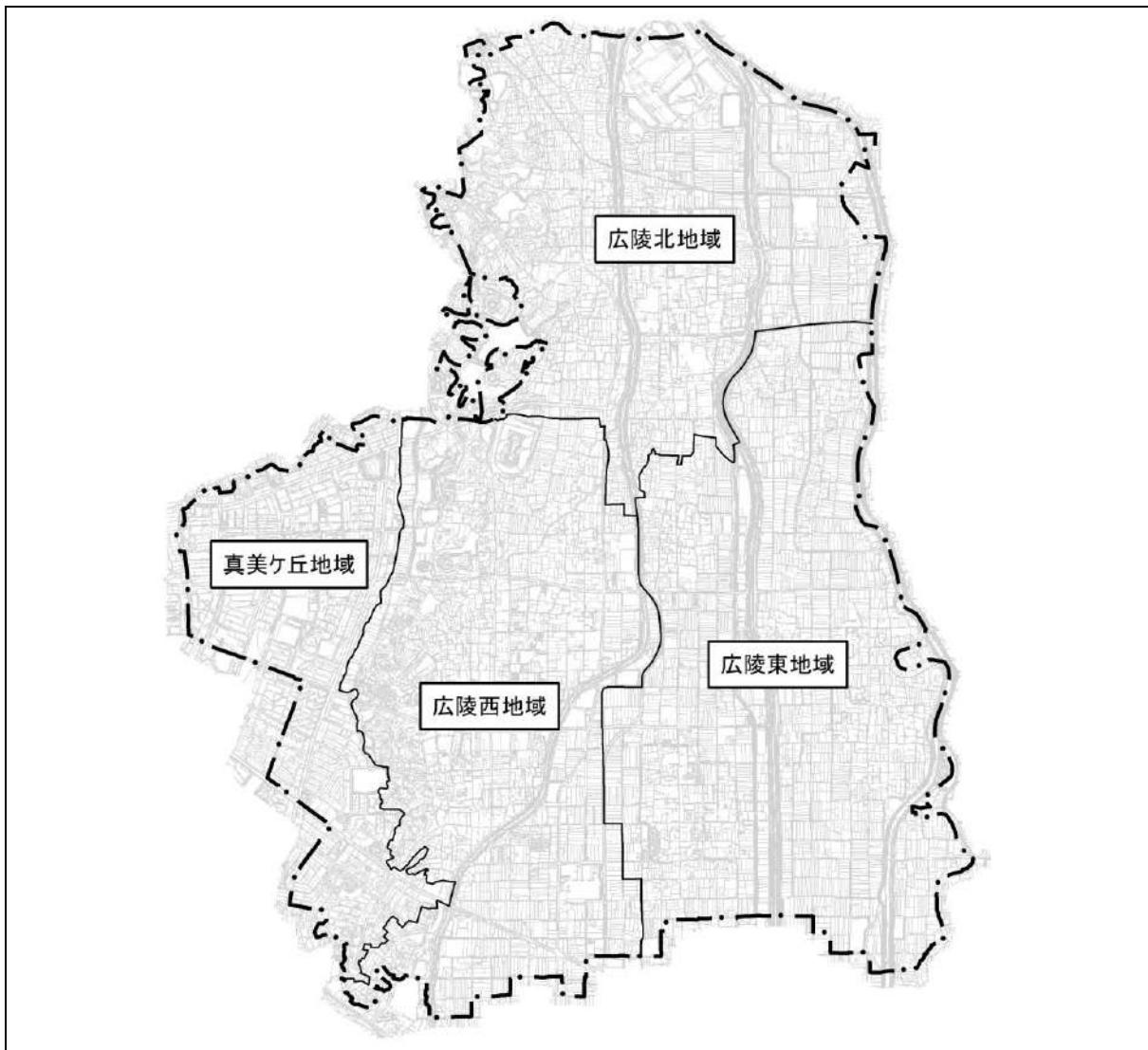


図 3.4 地域区分図

出典：広陵町都市計画マスター プラン（令和5年 月）

4. 本町の現況

4.1 人口動向

4.1.1 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、令和 2 年の本町の人口・世帯数は、33,810 人、11,921 世帯（令和 4 年 12 月末時点の住民基本台帳における本町の人口は 35,284 人、13,791 世帯）であり、人口・世帯数ともに増加傾向です。人口は平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で 7.5% 増加しています。平成 27 年から令和 2 年の国勢調査は約 1.0% 増加とやや鈍化していますが、いまだ増加を示しています。世帯数は平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で 30.4% の増加傾向にあります。平成 27 年から令和 2 年では 8.2% の増加を示し、いまだ核家族化が進行しています。

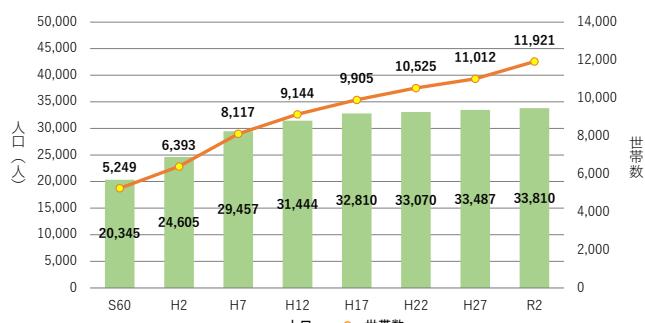


図 4.1 人口動向

出典：国勢調査

4.1.2 区域別人口、人口密度

(1) 区域別人口、人口密度の推移

都市計画区域における区域区分別人口（市街化区域・市街化調整区域別）の推移について見ると、市街化区域はやや減少傾向、市街化調整区域は増加傾向となっています。平成 22 年と令和 2 年の比較で市街化区域は 0.5% の減少となっています。一方、市街化調整区域は、平成 22 年と令和 2 年の比較で 10.4% の増加となっています。

区域別人口密度について見ると、令和 2 年の人口密度は、市街化区域が 53.7 人／ha であり、市街地人口密度の規準である 40 人以上／ha を上回っています。一方、市街化調整区域では 7.8 人／ha となっています。

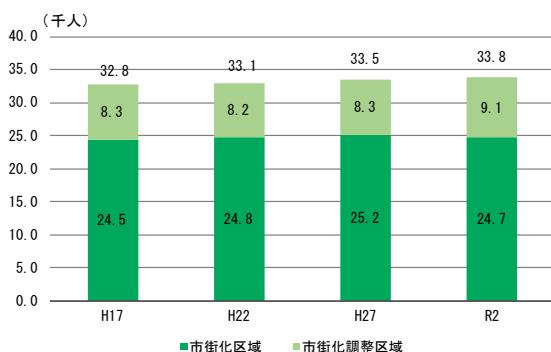


図 4.2 区域区分別人口の推移

出典：町資料

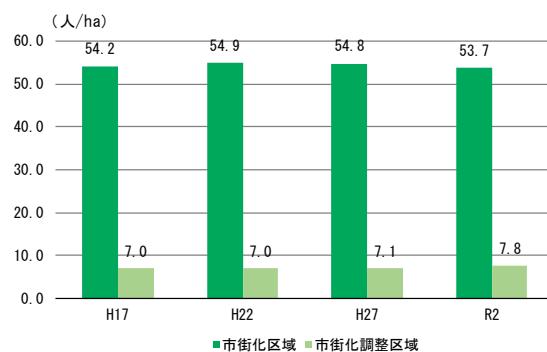


図 4.3 区域区分別人口密度の推移

出典：町資料

4.1.3 地域別人口密度

(1) 地域別人口密度分布

地域別人口密度について、全域が市街化区域となる真美ヶ丘地域の一部では、集合住宅などがあるため、120人／ha以上 の地域を有しています。また、真美ヶ丘区域と市街化区域内の広陵西地域では、概ね40人以上／haの地域が多く存在しております。この2地域に人口が集積しております。一方で、市街化区域でありながら、広陵西地域の一部には、40人／haを下回っている地域があり、低未利用地が存在しております。さらに、広陵北地域の市街化区域においては、大部分が40人／haを下回っており、人口集積がなされていない現状となっています。

本町の市街化調整区域は、環濠集落であった地区において都市計画法第34条第11号の区域（以下、「条例指定区域」という。）が指定されています。条例指定区域は定住人口の維持に加えて、住宅地開発などが行われ、一定の集積が図られています。条例指定区域を有する広陵東地域の一部には、40人／ha以上の地域が存在しております。

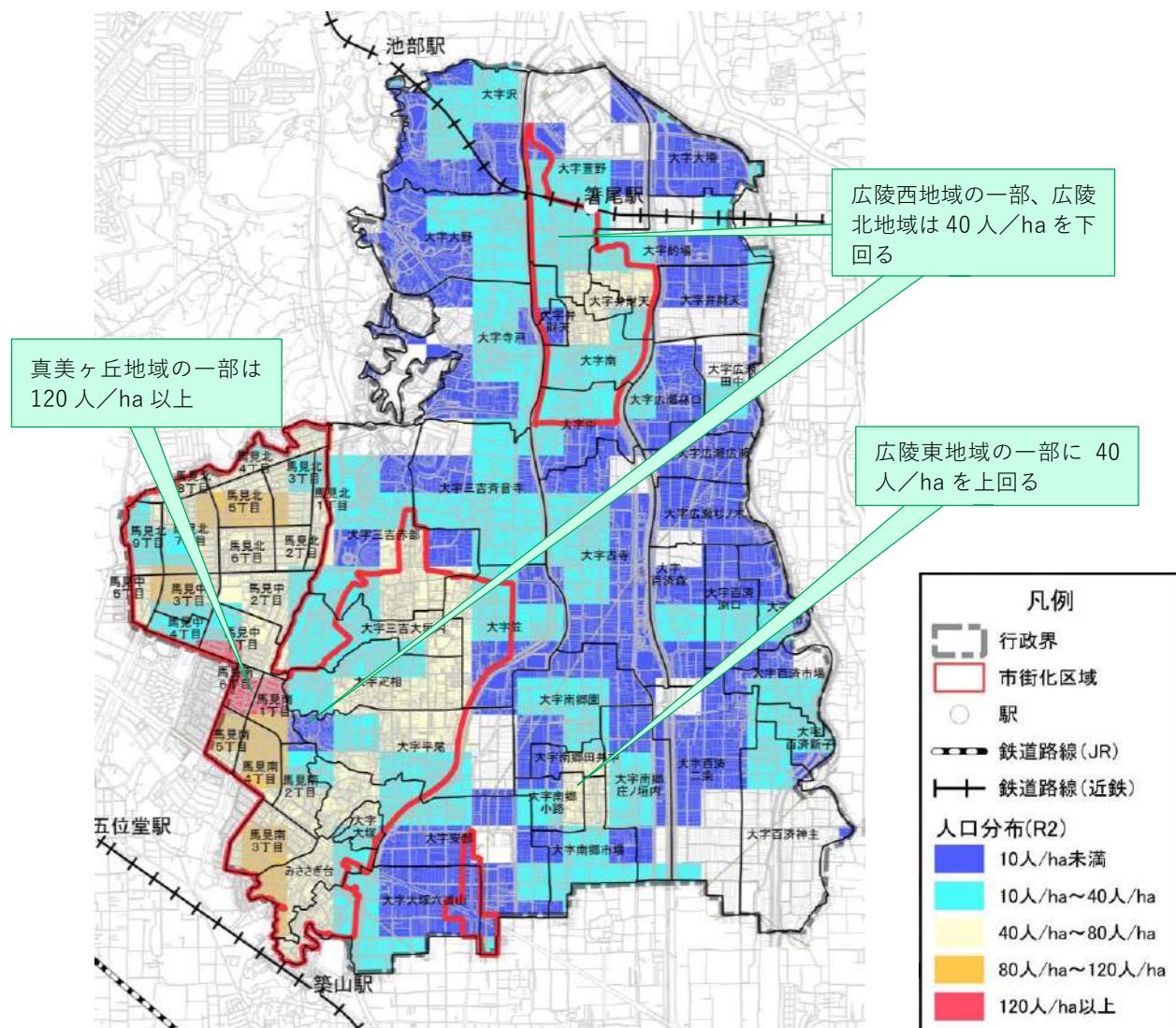


図 4.3 地域別人口密度

出典：国勢調査（令和2年）

4.1.4 年齢3区分人口の推移

(1) 年齢3区分人口の推移

年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は緩やかな減少傾向にあります。一方、老人人口（65歳以上）は、平成22年に年少人口を上回って以降、増加傾向が続いており、本町は緩やかに少子高齢化が進みつつあります。

高齢化率についてみると、団塊の世代（S22～S24）が老人人口に組み込まれた平成27年は比較的高い増減率となっていますが、令和2年にはやや鈍化しています。広陵町の高齢化率は26.2%であり、奈良県の31.7%や全国の28.6%を下回る比較的若い都市となっています。

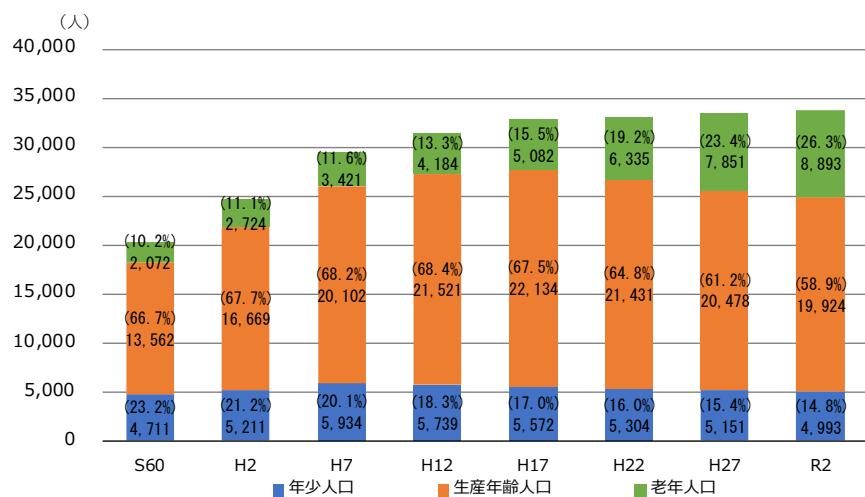


図 4.4 年齢3区分人口の推移

出典：国勢調査 ※総数には年齢「不詳」を含む ※（ ）割合は、分母から不詳を除いて算出

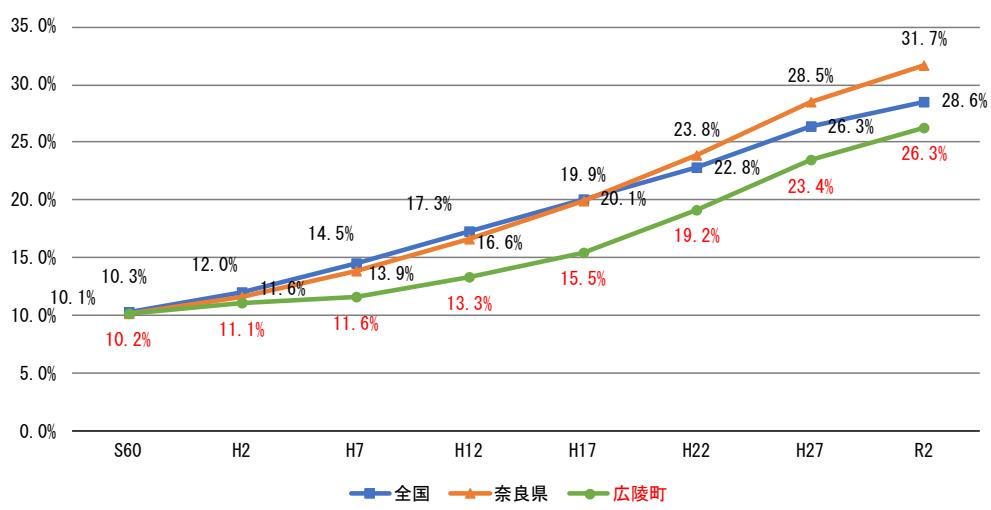


図 4.5 高齢化率の推移(全国・奈良県・広陵町)

出典：国勢調査

(2) 人口分布動向（総人口、年齢3区別人口）

1) 総人口の分布動向

平成22年と令和2年の人口増減について見ると、市街化区域である真美ヶ丘地域や広陵北地域において、人口減少地域が多く見られます。広陵西地域では、市街化区域だけでなく、その周辺部である市街化調整区域においても、人口増加が見られます。また、広陵東地域や広陵北地域の一部では、市街化調整区域における人口の増加が見られ、これらは、条例指定区域による影響と考えられます。

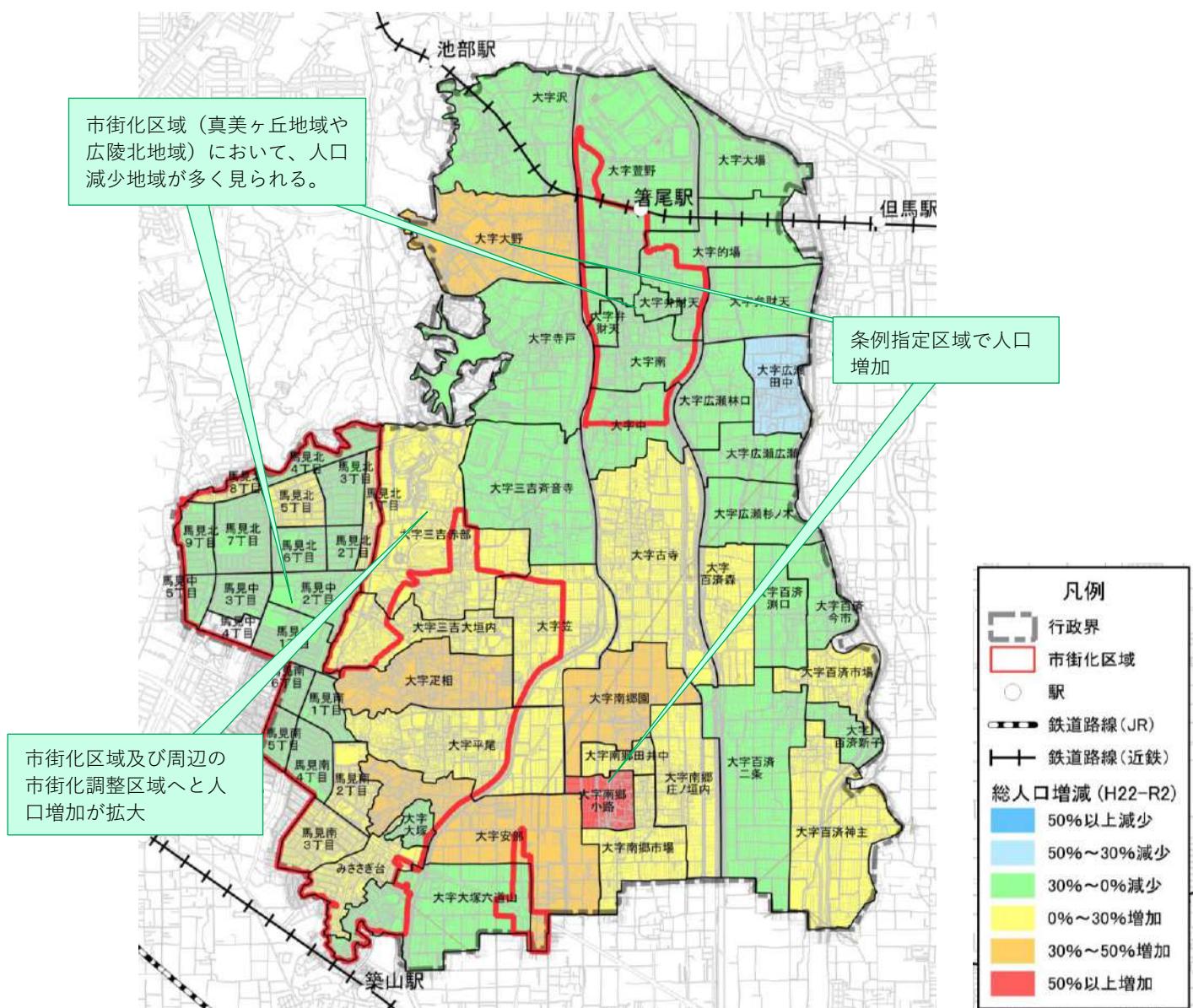


図 4.6 人口増減（平成 22 年～令和 2 年）

2) 年齢 3 区分別人口の分布動向

本町の年齢 3 区分別人口分布（平成 27 年と令和 2 年）の特徴は以下のとおりです。

【年齢 3 区分別人口の特徴】

<年少人口および生産年齢人口>

- ・市街化区域のうち真美ヶ丘地域や広陵北地域は多くの地区で減少
- ・市街化区域のうち広陵西地域では、増加している地区が多く存在
- ・市街化調整区域では、特に条例指定区域における増加が顕著

<老年人口>

- ・ほぼ全町域において高齢者の増加が顕著
- ・特に真美ヶ丘地域（市街化区域）及び南郷市場（市街化調整区域）が顕著

【年少人口】

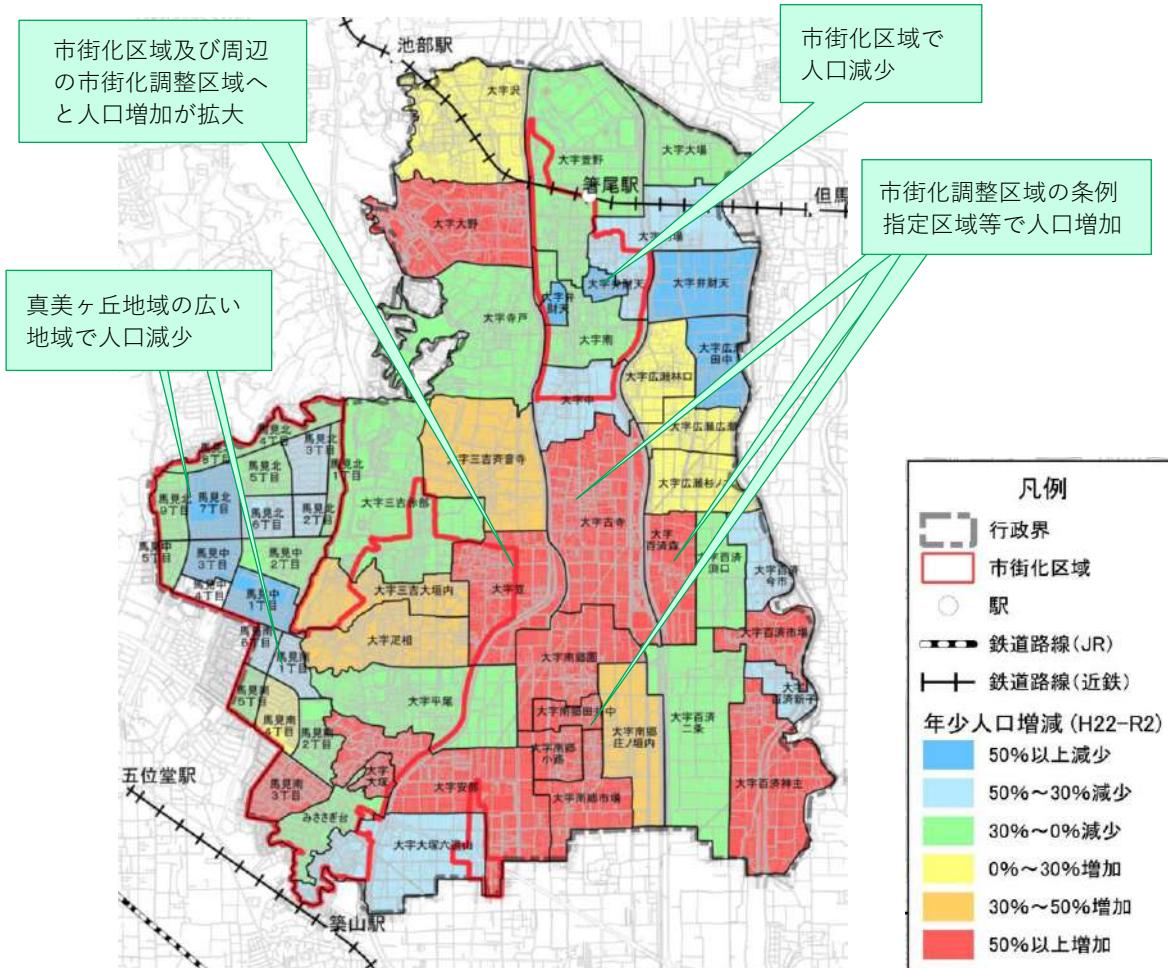


図 4.7 年齢 3 区分別人口分布（平成 22 年～令和 2 年の人口増減）

出典：国勢調査（平成 22 年、令和 2 年）

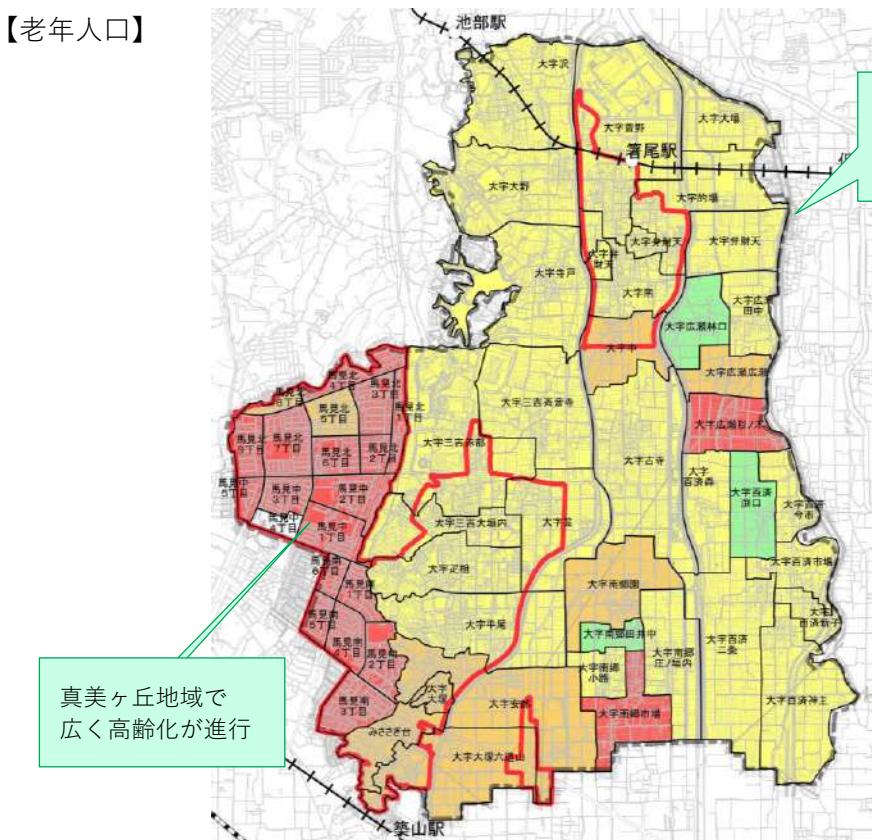
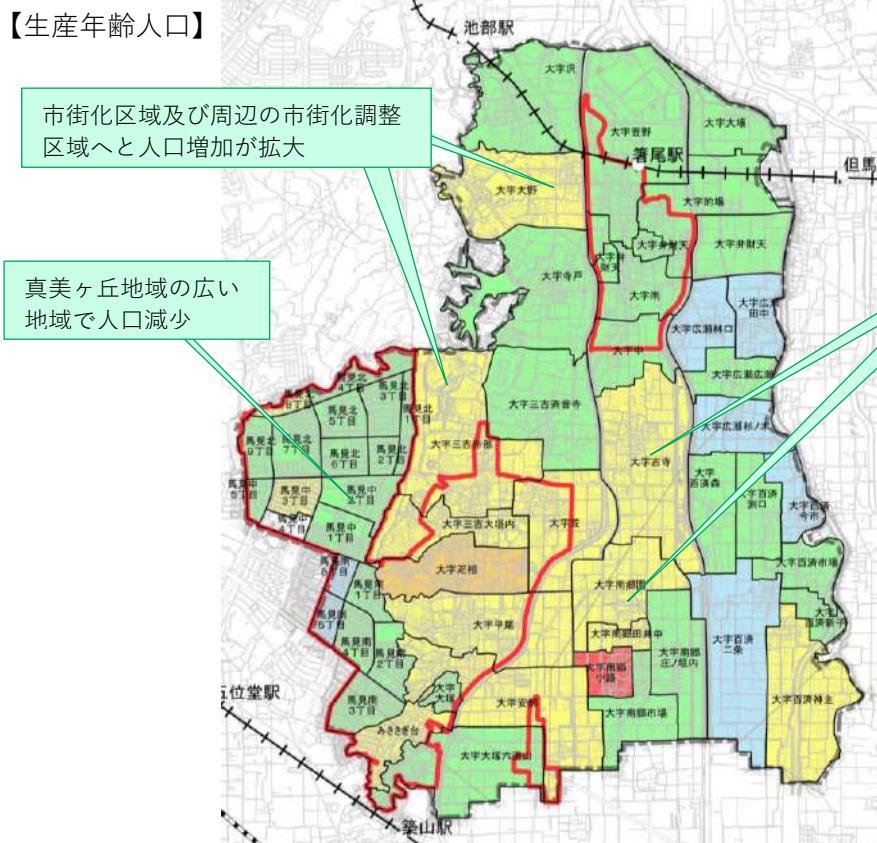


図 4.8 年齢3区分別人口分布（平成22年～令和2年の人口増減）

出典：国勢調査（平成22年、令和2年）

4.1.5 男女別年齢5歳階級別人口

男女別年齢5歳階級別人口をみると、壺型の人口構造となっています。

特に、老齢人口にあたる65歳以上の高齢者が多く、多く今後さらなる高齢化の進行が予測されます。また、子育て世代（30歳代～40歳代）に対して、20歳代が少ない状況にあり、大学進学や就職等により町外へと流出しているものと考えられます。

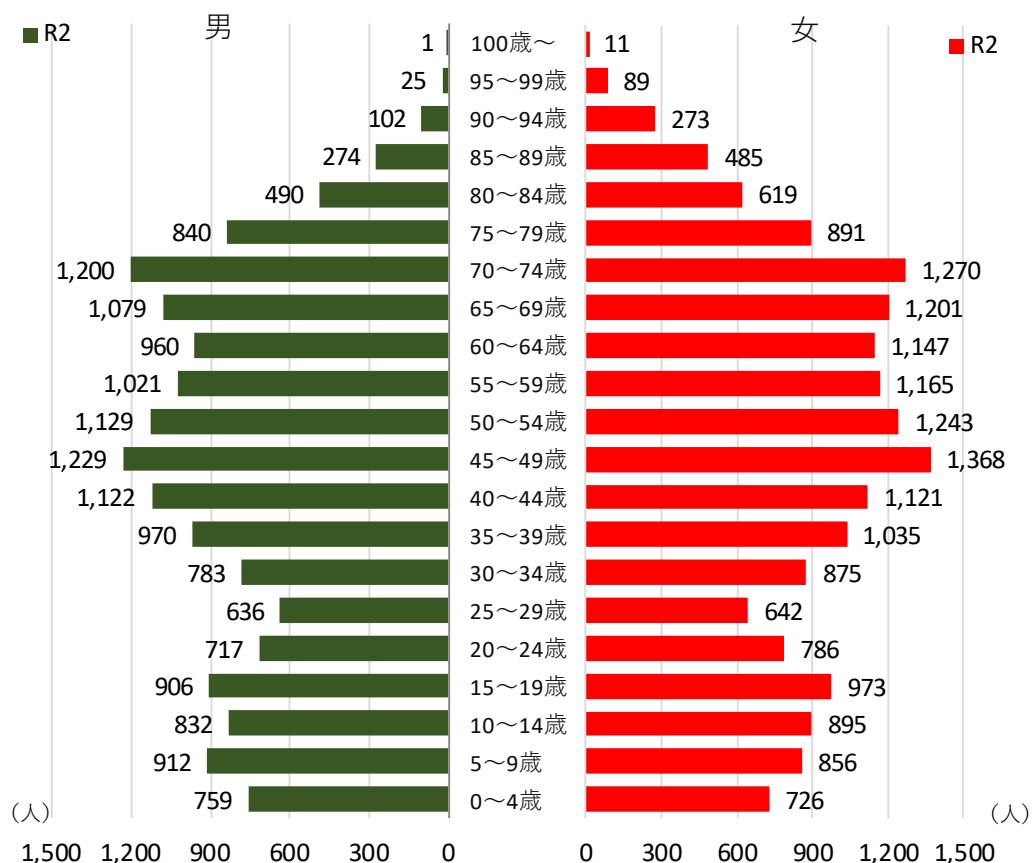


図 4.9 男女別年齢5歳階級別人口の推移

出典：国勢調査

4.1.6 人口動態（自然増減、社会増減）

自然動態は平成9年をピークに減少傾向にあり、平成28年以降は、出生数が死亡数を下回る（自然減）が続いている。

社会動態は、転入者数が転出者数を上回る転入超過（社会増）が、平成11年をピークとして縮小傾向となっていましたが、ここ数年は増加に転じています。

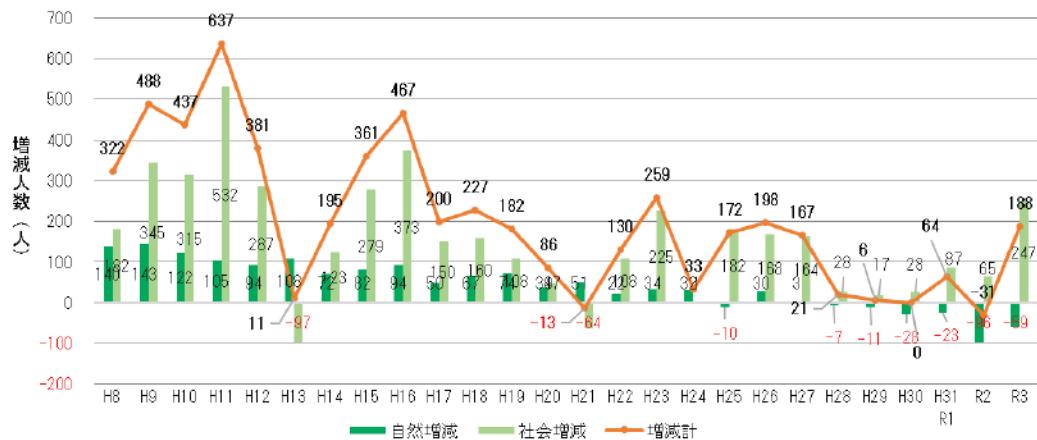


図 4.10 人口動態（自然増減、社会増減）

出典：人口動態調査

表 4.1 人口動態（自然増減、社会増減）

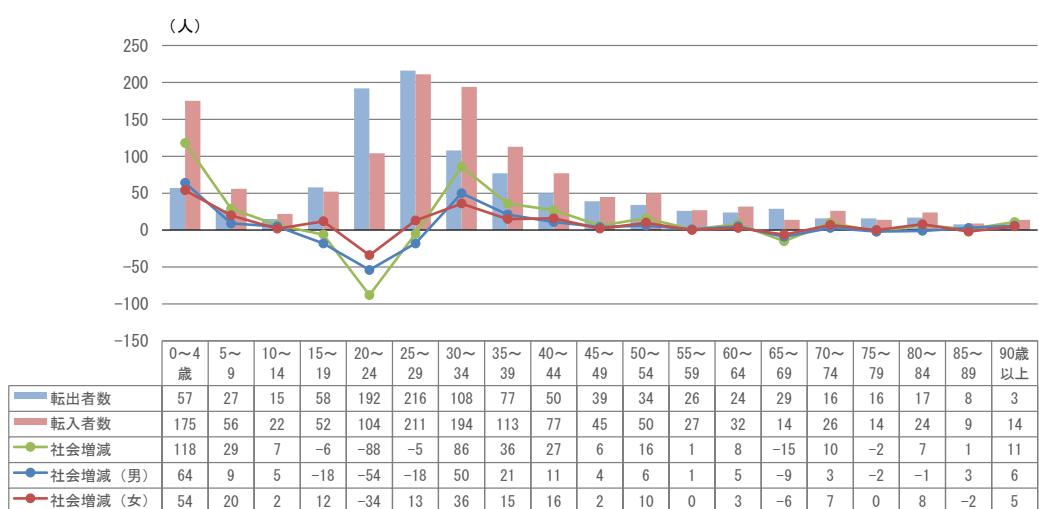
| 年 | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 増減計 (人) |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 出生 (人) | 死亡 (人) | 増減 (人) | 転入 (人) | 転出 (人) | 増減 (人) | |
| H8 | 330 | 190 | 140 | 1,528 | 1,346 | 182 | 322 |
| H9 | 314 | 171 | 143 | 1,758 | 1,413 | 345 | 488 |
| H10 | 305 | 183 | 122 | 1,775 | 1,460 | 315 | 437 |
| H11 | 317 | 212 | 105 | 1,909 | 1,377 | 532 | 637 |
| H12 | 265 | 171 | 94 | 1,786 | 1,499 | 287 | 381 |
| H13 | 304 | 196 | 108 | 1,267 | 1,364 | -97 | 11 |
| H14 | 261 | 189 | 72 | 1,344 | 1,221 | 123 | 195 |
| H15 | 280 | 198 | 82 | 1,529 | 1,250 | 279 | 361 |
| H16 | 282 | 188 | 94 | 1,594 | 1,221 | 373 | 467 |
| H17 | 275 | 225 | 50 | 1,318 | 1,168 | 150 | 200 |
| H18 | 267 | 200 | 67 | 1,345 | 1,185 | 160 | 227 |
| H19 | 281 | 207 | 74 | 1,279 | 1,171 | 108 | 182 |
| H20 | 270 | 231 | 39 | 1,219 | 1,172 | 47 | 86 |
| H21 | 279 | 228 | 51 | 1,046 | 1,110 | -64 | -13 |
| H22 | 253 | 231 | 22 | 1,123 | 1,015 | 108 | 130 |
| H23 | 263 | 229 | 34 | 1,210 | 985 | 225 | 259 |
| H24 | 268 | 236 | 32 | 1,083 | 1,082 | 1 | 33 |
| H25 | 268 | 278 | -10 | 1,294 | 1,112 | 182 | 172 |
| H26 | 279 | 249 | 30 | 1,378 | 1,210 | 168 | 198 |
| H27 | 263 | 260 | 3 | 1,197 | 1,033 | 164 | 167 |
| H28 | 268 | 275 | -7 | 1,279 | 1,251 | 28 | 21 |
| H29 | 285 | 296 | -11 | 1,170 | 1,153 | 17 | 6 |
| H30 | 268 | 296 | -28 | 1,168 | 1,140 | 28 | 0 |
| R1 | 261 | 284 | -23 | 1,207 | 1,120 | 87 | 64 |
| R2 | 208 | 304 | -96 | 1,018 | 953 | 65 | -31 |
| R3 | 233 | 292 | -59 | 1,285 | 1,038 | 247 | 188 |

出典：人口動態調査

表 4.2 人口動態（自然増減、社会増減）

| 転入 | | 転出 | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 前住地 | 人数 | 転出先 | 人数 |
| 県内 | 1,952 | 県内 | 1,570 |
| 香芝市 | 446 | 香芝市 | 361 |
| 大和高田市 | 365 | 大和高田市 | 182 |
| 橿原市 | 291 | 橿原市 | 130 |
| 奈良市 | 103 | 上牧町 | 129 |
| 上牧町 | 87 | 奈良市 | 101 |
| 田原本町 | 79 | 田原本町 | 98 |
| 大和郡山市 | 63 | 葛城市 | 75 |
| 葛城市 | 61 | 河合町 | 68 |
| 桜井市 | 60 | 大和郡山市 | 64 |
| その他 | 397 | その他 | 362 |
| 県外 | 985 | 県外 | 1,396 |
| 大阪府 | 434 | 大阪府 | 556 |
| 兵庫県 | 84 | 東京都 | 120 |
| 京都府 | 65 | 兵庫県 | 111 |
| 東京都 | 61 | 京都府 | 108 |
| 三重県 | 41 | 神奈川県 | 58 |
| 和歌山県 | 39 | 愛知県 | 56 |
| 愛知県 | 38 | 三重県 | 48 |
| 滋賀県 | 33 | 千葉県 | 47 |
| 神奈川県 | 24 | 滋賀県 | 36 |
| その他 | 166 | その他 | 256 |
| 国外 | 80 | 国外 | 0 |
| 合計 | 3,017 | 合計 | 2,966 |
| ※参考(町内移動) | 1,315 | ※参考(町内移動) | 1,315 |

出典：国勢調査



出典：住民基本台帳人口移動報告（2021年）

図 4.11 人口動態（自然増減、社会増減）

4.2 人口の将来見通し

本町の人口は、国勢調査結果及び将来人口推計に基づき整理します。

将来人口推計は、平成 27 年国勢調査をもとに作成された本町の 100m メッシュデータ別の推計であり、総人口と年齢 3 区別（年少人口、生産年齢人口、老人人口）の推計となります。

なお、推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（生残率、純移動率等）を用いて算出を行っています。

また、本町では、令和 4 年 4 月に「第 2 次広陵町人口ビジョン」を策定し、様々なまちづくりの施策を講じることで、令和 42 年においても人口 3 万人を維持することを将来展望として設定しています。

4.2.1 総人口

(1) 総人口の推移

本町の総人口は平成 27 年に 33,487 人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所情報室人口動向研究部の「日本の将来推計人口」平成 30 年推計によると、令和 27 年には 29,798 人と推定されており、7.6% の緩やかな減少が予測されています。また、令和 2 年の人口は、33,810 人と想定よりも上回っています。

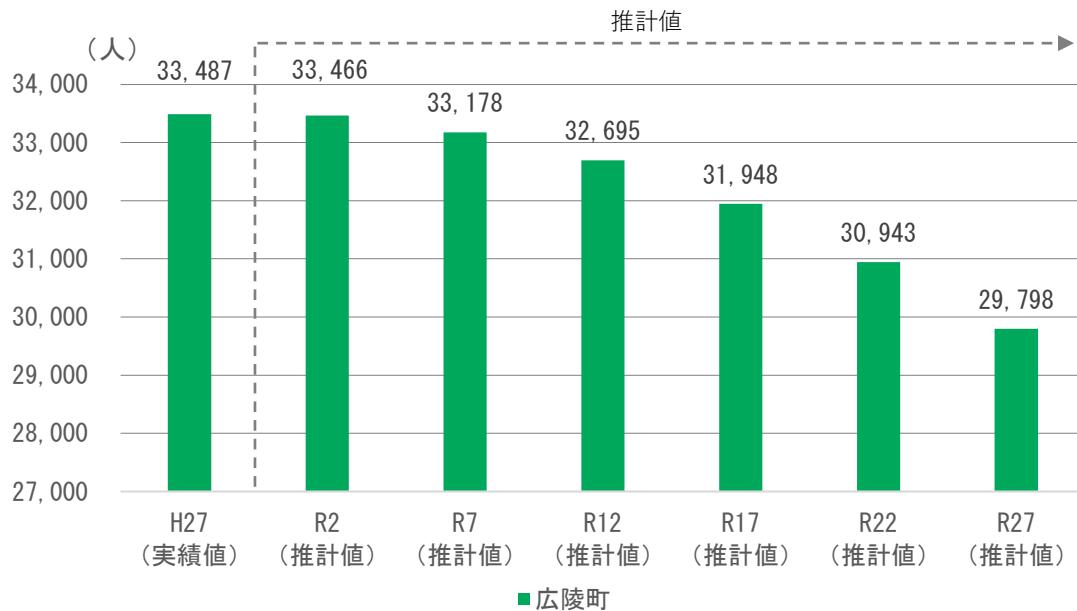


図 4.12 将来人口推計

出典：「日本の将来推計人口」平成 30 年推計 国立社会保障・人口問題研究所情報室人口動向研究部

(2) 将来人口分布の推移

平成 27 年の人口分布と、令和 27 年の人口分布（推計）を比較すると、広陵東地域の百済一帯での人口密度の低下が見られます。

また、真美ヶ丘地域は、全体的に 40 人／ha 以上を維持できています。

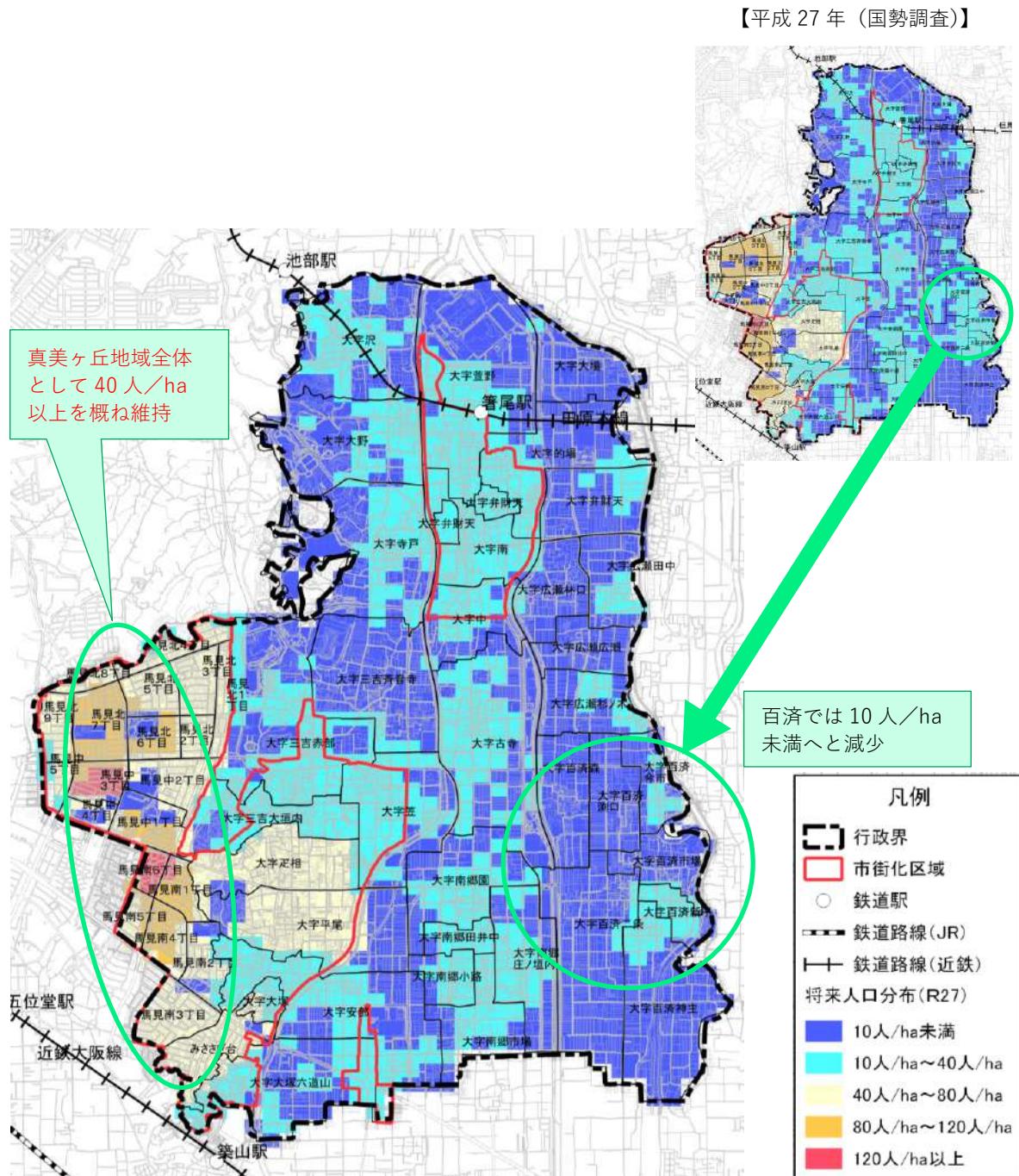


図 4.13 将来人口分布（令和 27 年（2045 年））

出典：国勢調査（平成 27 年）に基づく推計

4.2.2 年齢3区分別人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果をみると、平成27年までは人口増加を示していましたが、令和2年（推計：33,466人、実績：33,810人）をピークに、今後緩やかに減少していくことが予測されています。

年齢3区分別に見ると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）とともに減少傾向が続くと予測されます。一方、65歳以上（老人人口）は増加傾向を示し、令和27年の老人人口割合は、本町全体の35.5%となることが予測されます。

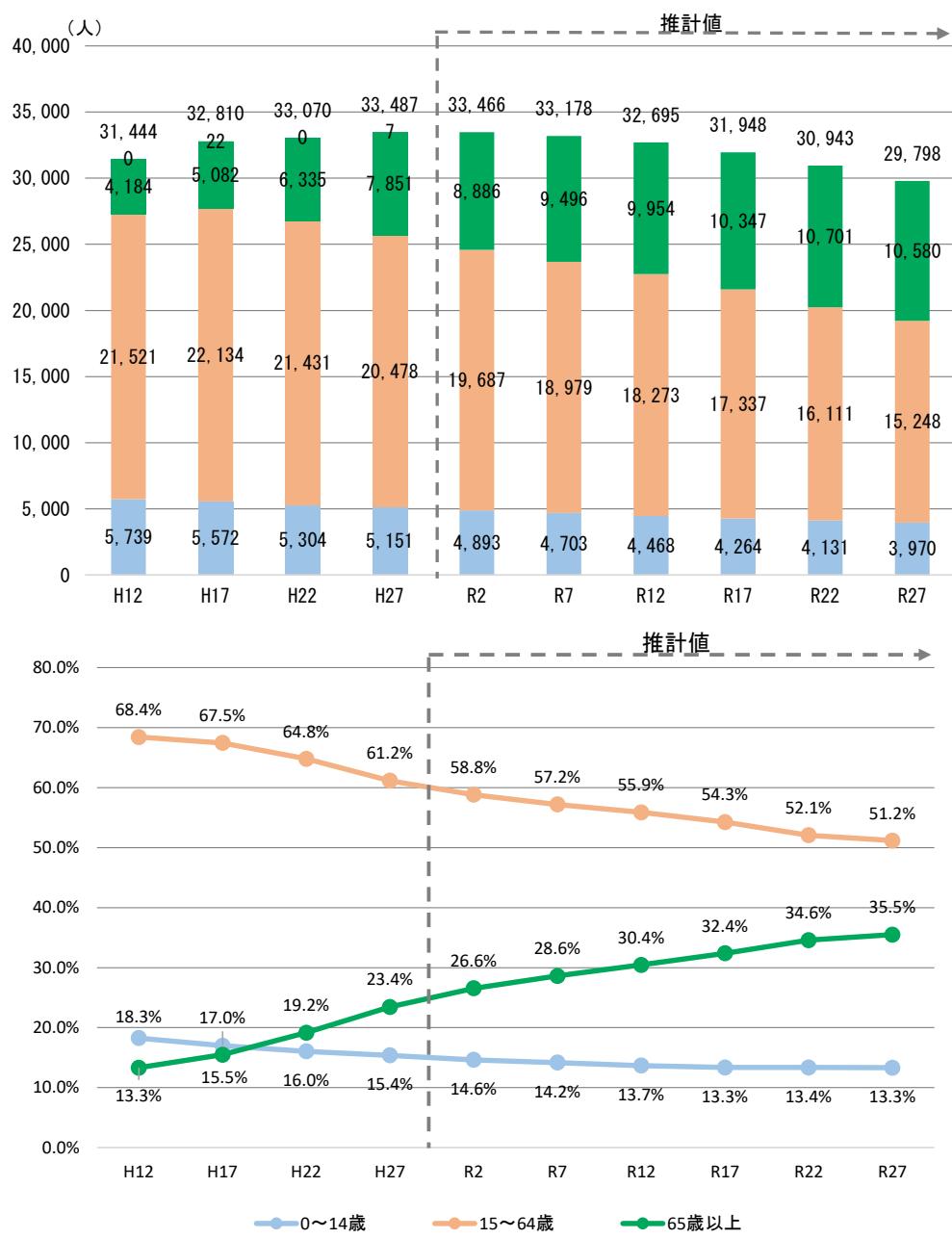


図 4.14 年齢3区分別人口の推移（上：実数 下：割合）

出典：国勢調査、「日本の将来推計人口」 国立社会保障・人口問題研究所情報室人口動向研究部

4.3 産業動向

4.3.1 産業分類別就業者数の推移

産業分類別就業者数について、近年の就業者数の合計はほぼ横ばいにあり、令和2年は15,560人となっています。

内訳は第1次産業、第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業が増加している状況です。

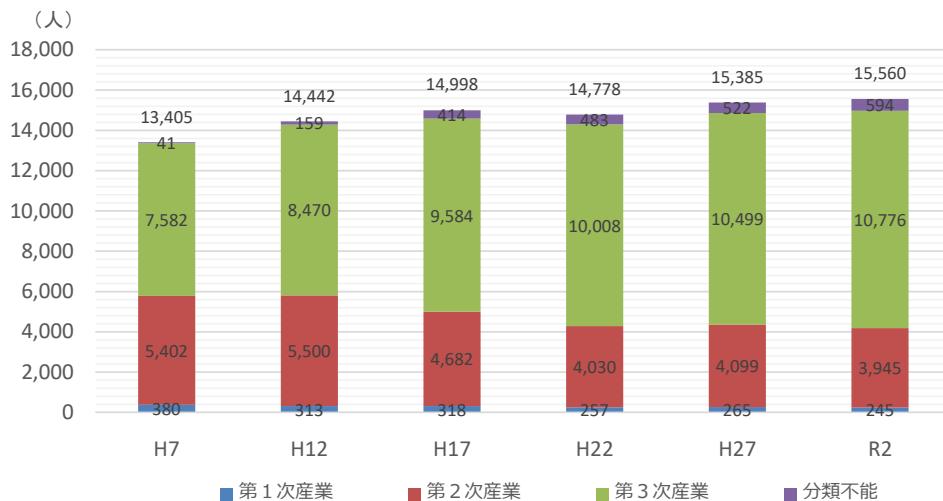


図 4.15 産業分類別就業者の推移(実数)

出典：国勢調査

4.3.2 労働力状態の変化

労働力総数は平成27年から令和2年の5年間で348人増加しています。

失業率は3.9%から3.3%へと改善しています。また、全国の失業率は3.8%、奈良県の平均は4.1%となっており、本町は全国や奈良県平均と比べても良好となっています。

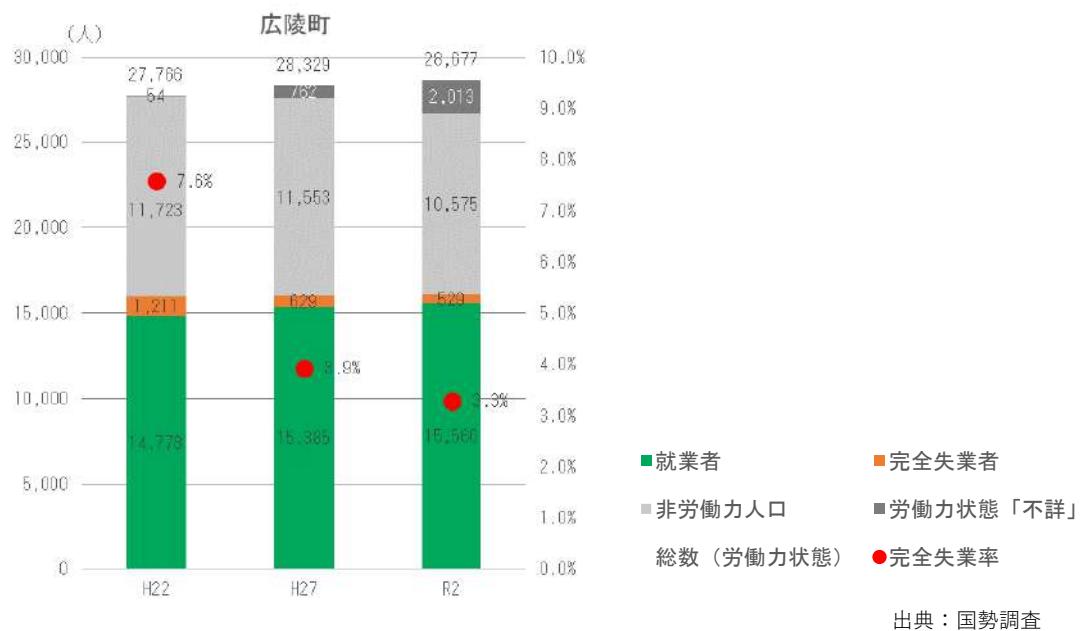


図 4.16 労働力状態の変化

出典：国勢調査

4.3.3 性別・年齢階級別・産業大分類別の就業割合

男性は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業の就業割合が高くなっています。

女性は、医療・福祉の就業割合が比較的高く、医療・福祉の主な担い手となっています。

本町の基幹産業である靴下産業やプラスチック産業に関わる製造業は、20歳代後半から60歳代前半の男性が主な担い手となっています。また、製造業は65歳以上の割合も大きく、奈良県や全国と比較すると幅広い就業年齢層となっていることが特徴です。

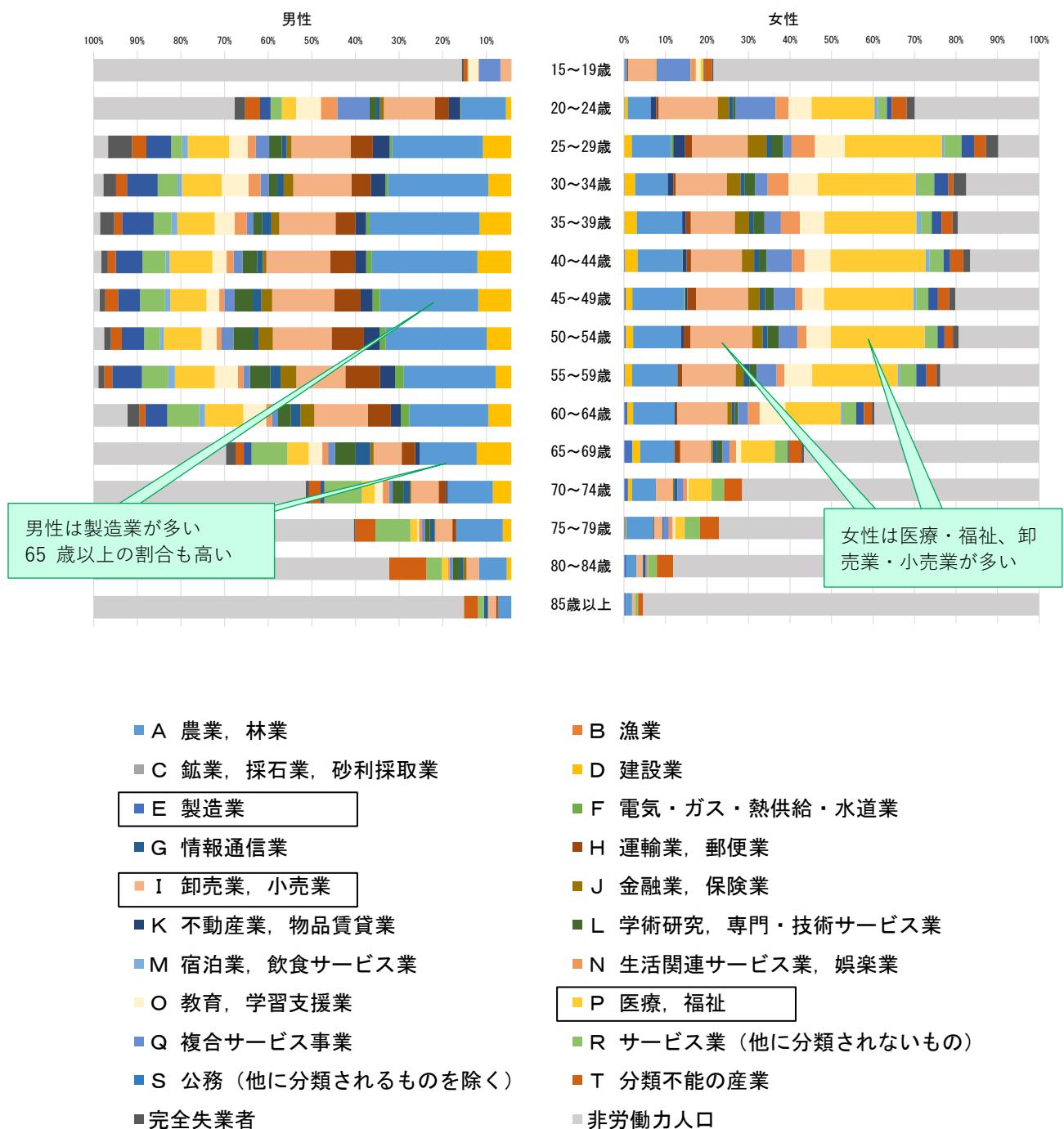


図 4.17 性別・年齢階級別・産業大分類別の就業割合

出典：令和2年国勢調査

4.3.4 工業の動向

製造業事業所数は、緩やかではあるものの、減少傾向で推移しています。

従業者数は、平成 26 年以降増減を繰り返しつつも、近年は横ばいとなっています。

製造品出荷額は、近年、増加傾向が続いているおり、平成 31 年・令和元年の製造品出荷額総額は約 277 億円です。

本町では、さらなる産業の活性化に向けて、広陵北地域の箸尾準工業地域や寺戸地区、大塚地区など産業集積拠点の整備を進め、積極的な工業誘致を進めています。

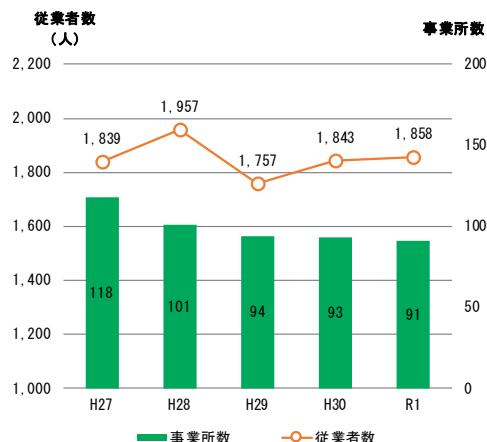


図 4.18 事業所数と従業者数の推移 (製造業)

出典：工業統計調査

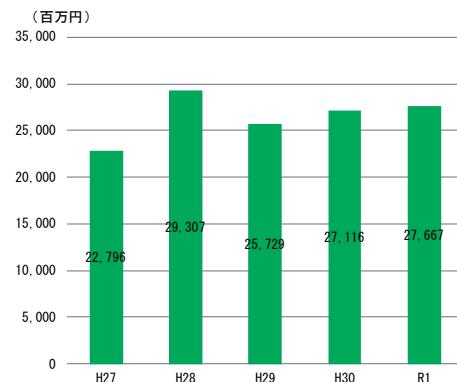


図 4.19 製造品出荷額の推移

出典：工業統計調査

【参考】靴下産業・プラスチック産業・蚊帳産業

<靴下産業>

干害の多い自然条件に適するこの地域では、綿作が盛んに行われていました。もともと広陵町では、江戸時代初期から、農家の副業として大和木綿に始まって、大和紬の生産が盛んでした。このような地域の伝統が、現在の広陵町における産業を生み出し、広陵町における繊維製品製造業は靴下産業が盛んとなっています。

奈良県は靴下生産のはじまりの地として全国一の生産量を誇っていますが、広陵町はその中でも主導的な役割を果たしており、「靴下といえど広陵町」といわれる町を代表する産業となっています。



■靴下の町広陵町

<プラスチック工業>

広陵町の工業生産高で靴下製造業につぐのはプラスチック工業です。広陵町プラスチック工業が始まったのは昭和 30 年ごろからです。その中で代表的な会社は、広陵町寺戸に本社・工場があって、大正元年に林田国太郎商店として設立され樽用呑口の製造販売を行っていました。昭和 28 年からはプラスチック製ビン栓の製造販売を開始しています。

出典：広陵町史（広陵町史より構成）

4.3.5 農業の動向

本町は、吉野川分水や集団的田畠輪換方式などによる夏秋ナスの栽培やイチゴ栽培などで農業は大きく飛躍しました。

現在、農業従事者の高齢化と担い手の減少等により総農家数は平成 12 年の 872 戸から令和 2 年の 611 戸へと約 70.1%縮小し、耕地面積は平成 12 年の 606ha から令和 2 年の 504ha へと約 83.2%縮小していますが、特定農業振興ゾーンの指定により、イチゴなどの高収益作物の栽培など、各地区で、農業の活性化に向けた取り組みが進められています。

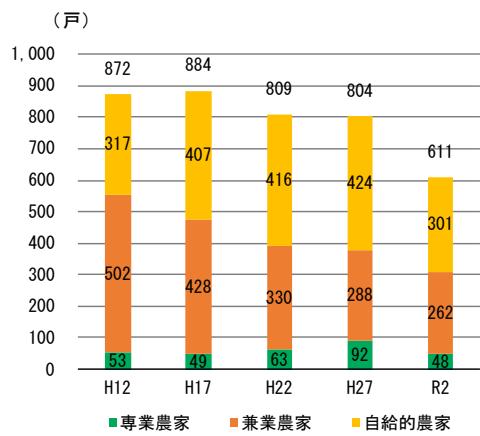


図 4.21 農家数の動向

出典：農林業センサス

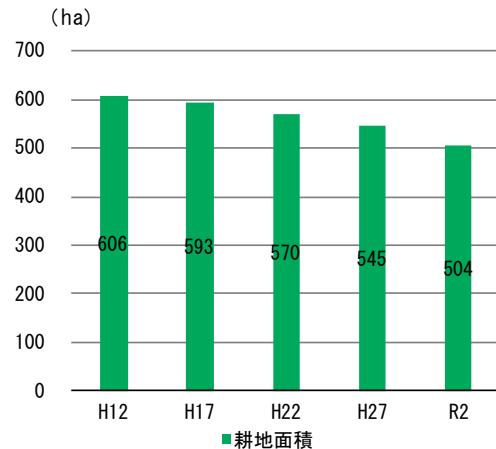


図 4.20 耕地面積の動向

出典：農林業センサス

4.3.6 商業の動向

商店数と従業者数は、平成 26 年まで減少傾向にありましたが平成 28 年は増加に転じています。年間商品販売額は、平成 14 年の約 371 億円をピークに平成 19 年まで減少しましたが、その後持ち直し、平成 28 年には約 364 億円となっています。

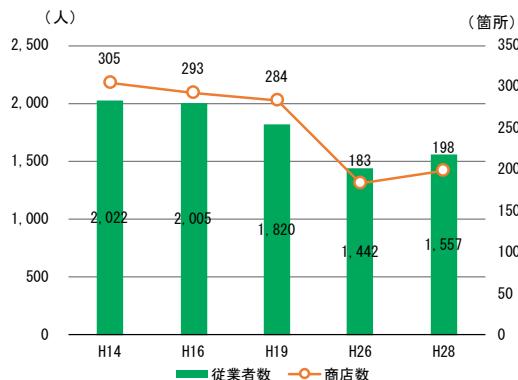


図 4.23 商業商店数と商業従業者数の推移

出典：商業統計調査

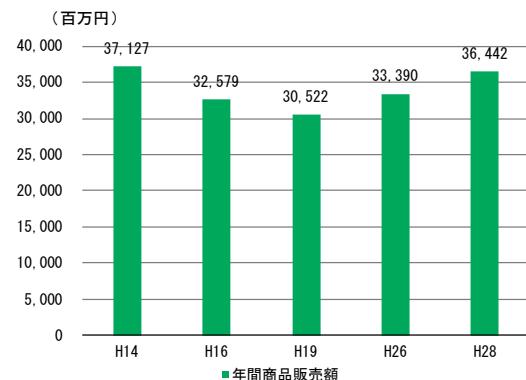


図 4.22 年間商品販売額の推移

出典：商業統計調査

4.4 土地利用動向

4.4.1 土地利用の現況

都市計画区域の土地利用の現況は、田畠や山林などの自然的土地利用が約 47.9%、住宅、商業、工業の用地などの都市的土地利用が約 52.1% となっています。

土地利用の構成比は、農地（田）（29.2%）、住宅用地（20.1%）、道路用地（11.3%）が多く、農地（畠）（8.1%）、公共空地（5.6%）、公益施設用地（5.3%）、工業用地（4.6%）、水面（4.2%）、商業用地（3.0%）、山林（1.9%）、交通施設用地（0.2%）となっています。（その他土地利用を除く）

表 4.2 土地利用別面積

| 区分 | 全体 | | 市街化区域 | | 市街化調整区域 | | |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | |
| 自然的 土地 利用 | 農地 小計 | 609.5 | 37.4% | 41.6 | 9.1% | 567.9 | 48.5% |
| | 田 | 476.7 | 29.2% | 19.3 | 4.2% | 457.4 | 39.1% |
| | 畠 | 132.8 | 8.1% | 22.3 | 4.9% | 110.5 | 9.4% |
| 都市的 土地 利用 | 山林 | 30.6 | 1.9% | 9.4 | 2.0% | 21.2 | 1.8% |
| | 水面 | 68.5 | 4.2% | 6.9 | 1.5% | 61.6 | 5.3% |
| | その他の自然地 | 72.4 | 4.4% | 8.9 | 1.9% | 63.5 | 5.4% |
| 都 市 的 土 地 利 用 | 小計 | 781.0 | 47.9% | 66.8 | 14.6% | 714.2 | 61.0% |
| | 宅地 小計 | 451.9 | 27.7% | 251.8 | 54.9% | 200.1 | 17.1% |
| | 住宅用地 | 328.4 | 20.1% | 208.1 | 45.3% | 120.3 | 10.3% |
| | 商業用地 | 49.2 | 3.0% | 20.5 | 4.5% | 28.7 | 2.5% |
| | 工業用地 | 74.4 | 4.6% | 23.3 | 5.1% | 51.1 | 4.4% |
| | 公共施設用地 | 86.5 | 5.3% | 34.5 | 7.5% | 52.0 | 4.4% |
| | 道路用地 | 183.4 | 11.3% | 69.6 | 15.2% | 113.8 | 9.7% |
| | 交通施設用地 | 2.5 | 0.2% | 0.5 | 0.1% | 2.0 | 0.2% |
| | 公共空地 | 91.2 | 5.6% | 18.0 | 3.9% | 73.2 | 6.3% |
| | その他の公的施設用地 | 0.0 | 0.0% | 0.0 | 0.0% | 0.0 | 0.0% |
| その他の空地 | 33.4 | 2.0% | 17.8 | 3.9% | 15.6 | 1.3% | |
| | 小計 | 849.0 | 52.1% | 392.3 | 85.4% | 456.7 | 39.0% |
| 合計 | | 1,630.0 | 100.0% | 459.1 | 100.0% | 1,170.9 | 100.0% |

出典：平成 26 年度都市計画基礎調査をもとに作成

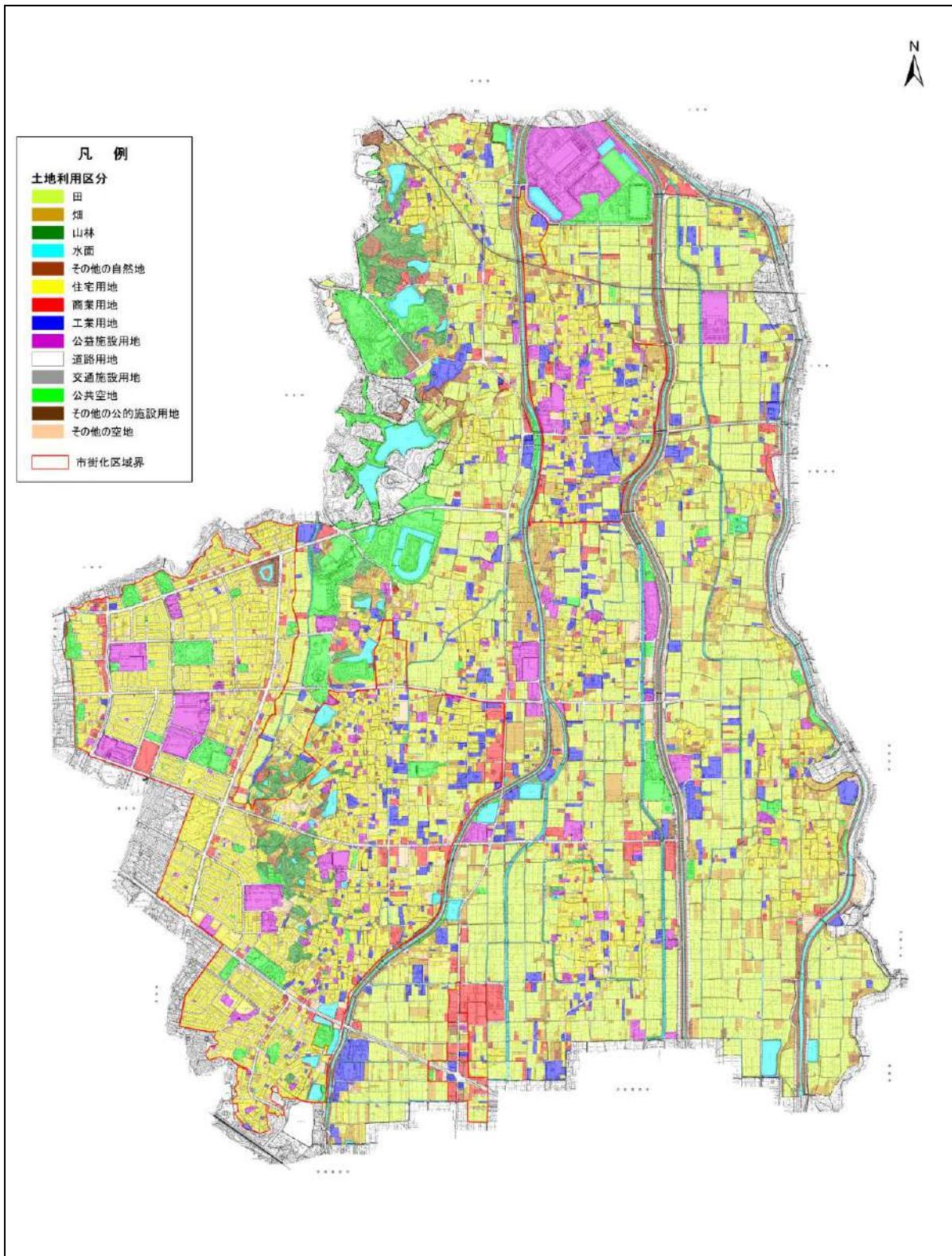


図 4.24 土地利用現況図

出典：平成 26 年度都市計画基礎調査をもとに作成

4.4.2 市街化区域の状況

本町の都市計画区域面積は、町全域の 1,630ha であり、そのうち、市街化区域が 459ha、市街化調整区域が 1,171ha となっています。

市街化区域には用途地域が 5 種類設定されています。

○第 1 種中高層住居専用地域：真美ヶ丘ニュータウンの大部分など

○第 1 種住居地域：既成市街地部

○近隣商業地域：既成市街地の中心部の道路沿いや真美ヶ丘ニュータウンの一部

○準工業地域：既成市街地部

○準住居地域：都市計画道路大和高田斑鳩線沿道の一部

また、第 1 種中高層住居専用地域と準住居地域の全域、第 1 種住居地域の大半に 15m の高度地区、近隣商業地域と準工業地域の全域、第 1 種住居地域の一部に 20m の高度地区が指定されています。

また、地区計画としては、以下があります。

○大塚・安部地区：幹線道路沿道にふさわしい健全な土地利用の誘導

○馬見南 2 丁目地区、馬見南 3 丁目地区、馬見南 4 丁目地区、馬見南 5 丁目地区、馬見北 5 丁目地区的 7 地区：良好な住環境の形成

(参考) 市街化調整区域における地区計画

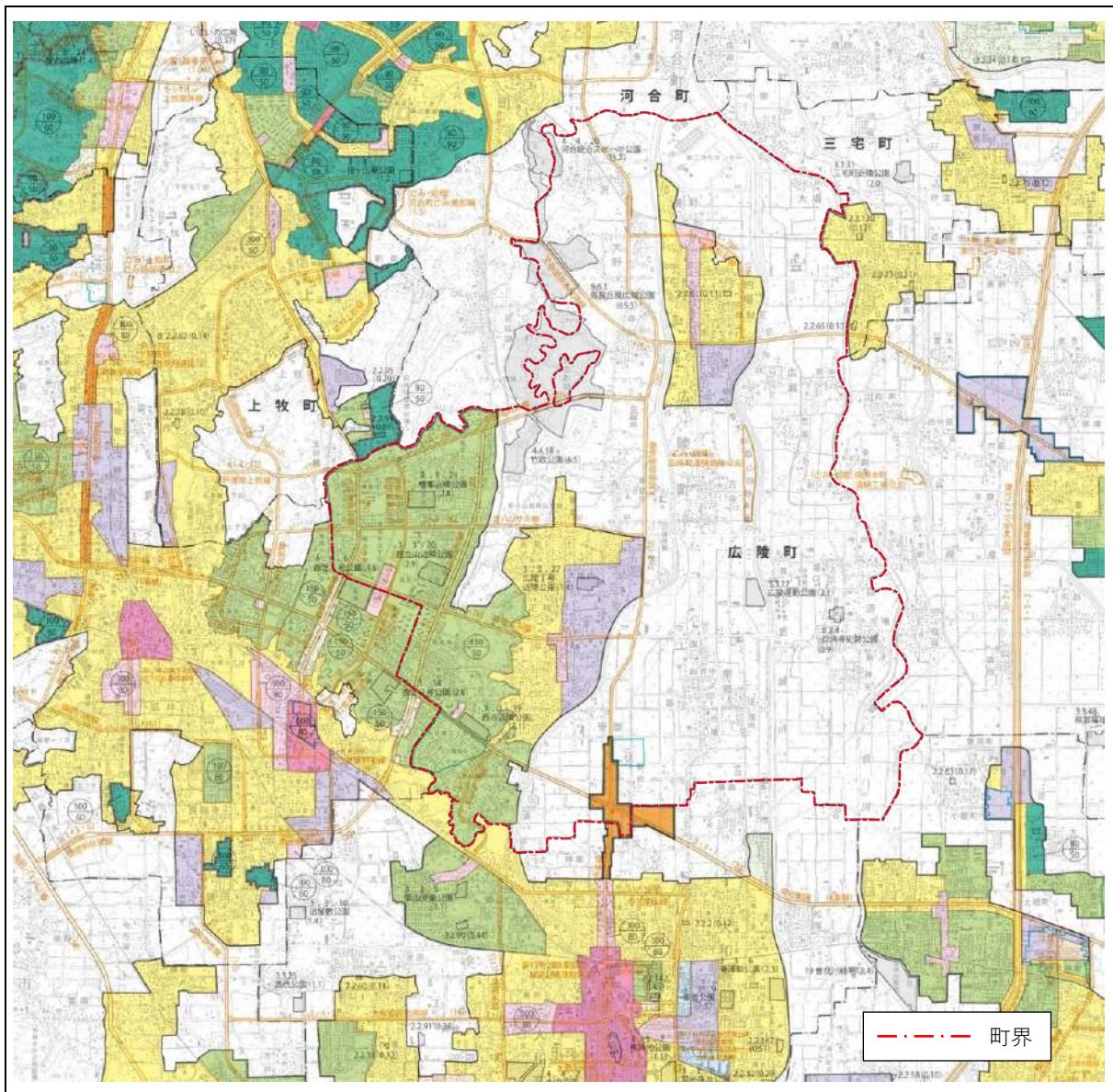
○安部地区：幹線道路沿道の環境や景観に調和した良質な商業・サービス施設の立地

○竹取公園西地区：地場産業活性化のための産業拠点の立地

表 4.3 用途地域の指定状況

| 町面積 | 都市計画区域 | 市街化区域 | | 市街化調整区域 |
|----------|----------|----------------|--------|----------|
| 1,630 ha | 1,630 ha | 459 ha | | 1,171 ha |
| | | 第 1 種中高層住居専用地域 | 242 ha | |
| | | 第 1 種住居地域 | 136 ha | |
| | | 近隣商業地域 | 15 ha | |
| | | 準工業地域 | 56 ha | |
| | | 準住居地域 | 10 ha | |

出典：町資料



| 例 | |
|------|--------------------------------------|
| ——— | 都市計画区域 |
| ○——— | 都市計画道路 |
| □——— | 市街化区域 |
| ■ | 第一種低層住居専用地域 （建築物の高さの 規制値：10m） |
| ■ | 第二種低層住居専用地域 （建築物の高さの 規制値：10m） |
| ■ | 第一種中高層住居専用地域 （建築物の高さの 規制値：10m） |
| ■ | 第二種中高層住居専用地域 （建築物の高さの 規制値：10m） |
| ■ | 第一種住居地域 |
| ■ | 第二種住居地域 （たてし田園地帯の 地区のみ） |
| ■ | 準住居地域 |
| ■ | 近接商業地域 （たてし田園地帯の 地区のみ） |
| ■ | 商業地域 （たてし田園地帯の 地区のみ） |
| ■ | 準工業地域 （たてし田園地帯の 地区のみ） |
| ■ | 工業地域 （たてし田園地帯の 地区のみ） |
| ■ | 第一種・第二種低層住居専用地域 （他の分野地帯を除く） |
| ■ | 第一種・第二種低層住居専用地域 （他の分野地帯を除く） |
| ■ | 第一種・第二種住居専用地域 （他の分野地帯を除く） |
| ■ | 第一種・第二種住居専用地域 （他の分野地帯を除く） |
| ■ | 地区計画区域 |
| ■ | 都市計画公園 |

図 4.25 奈良県都市計画総括図（本町周辺）

出典：奈良県資料

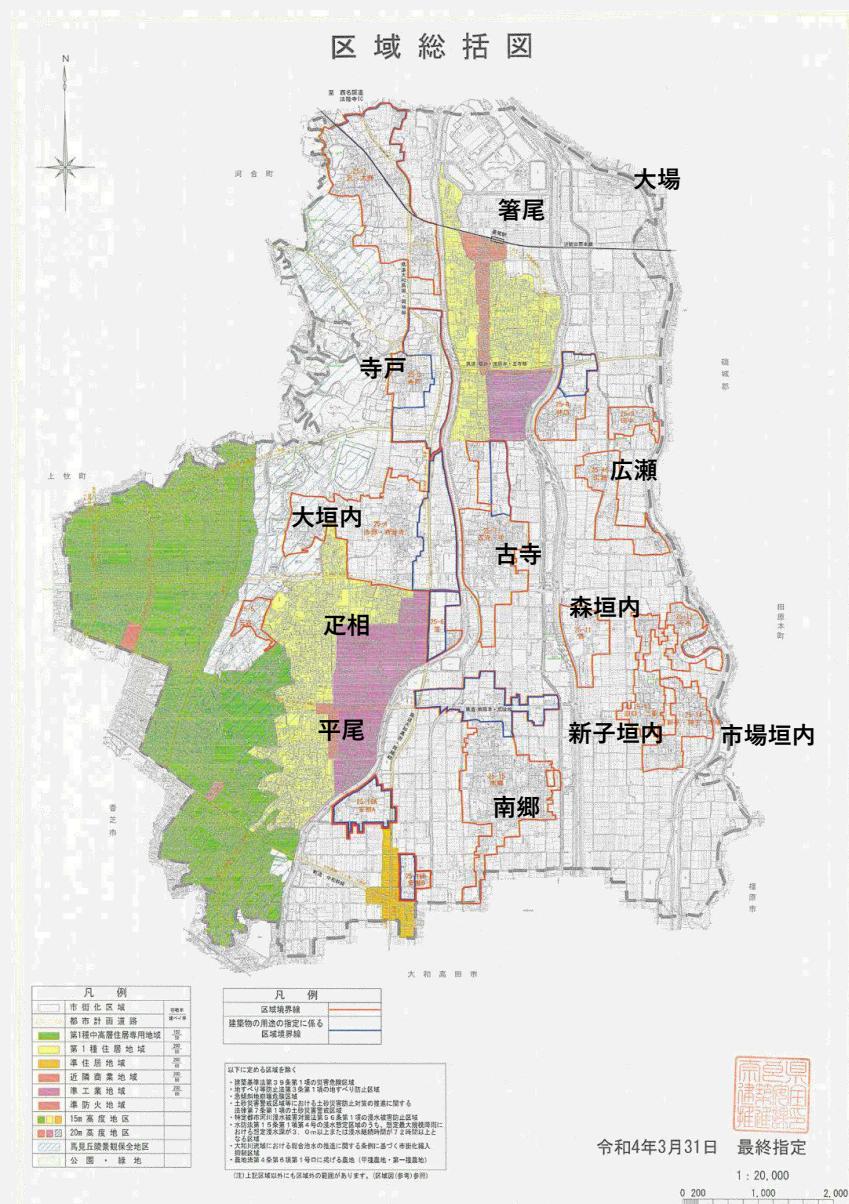
4.4.3 市街化調整区域の状況

市街化調整区域は、都市計画法上で市街化を抑制すべき区域であり、本町においては、真美ヶ丘ニュー・タウンや箸尾駅周辺の集落地を除く、町域の7割以上を占めています。

本町は、かつてより、箸尾・平尾・南郷・広瀬の城館集落のほか市場垣内・新子垣内・森垣内(以上百済)・古寺・寺戸・大場などの環濠集落が散在する都市構造が形成されています。

現在においても、歴史的な継続性を持って各集落が形成されており、条例指定区域として、定住人口の維持など、集落環境の向上を図っています。令和3年3月時点において、15地区264haが条例指定区域となっています。

【参考】現在における環濠集落による都市構造



■都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例指定区域

出典：奈良県資料

4.4.4 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

真美ヶ丘地域においては土地区画整理事業が実施されました。

土地区画整理事業は「真美ヶ丘（真美ヶ丘団地）（平成2年3月工事完了）」「広陵町南部（みささぎ台ニュータウン）（昭和62年3月工事完了）」があります。このうち、「真美ヶ丘（真美ヶ丘団地）（平成2年3月工事完了）」は香芝市と一体的に整備されています。

表 4.4 土地区画整理事業

| 地区名 | 真美ヶ丘 | 広陵町南部 |
|--------|------------------------------|---------------|
| | （真美ヶ丘団地） | （みささぎ台ニュータウン） |
| 事業手法 | 土地区画整理事業 | 特定土地区画整理事業 |
| 施行者 | 住宅・都市整備公団 | 土地区画整理組合 |
| 施行面積 | 194.7ha 全体：297.6ha（香芝市含む） | 20.9ha |
| 都市計画決定 | 昭和46年6月 | 昭和55年7月 |
| 事業認可 | 昭和48年3月 | 昭和55年10月 |
| 工事完了 | 平成2年3月 | 昭和62年3月 |

出典：広陵町資料

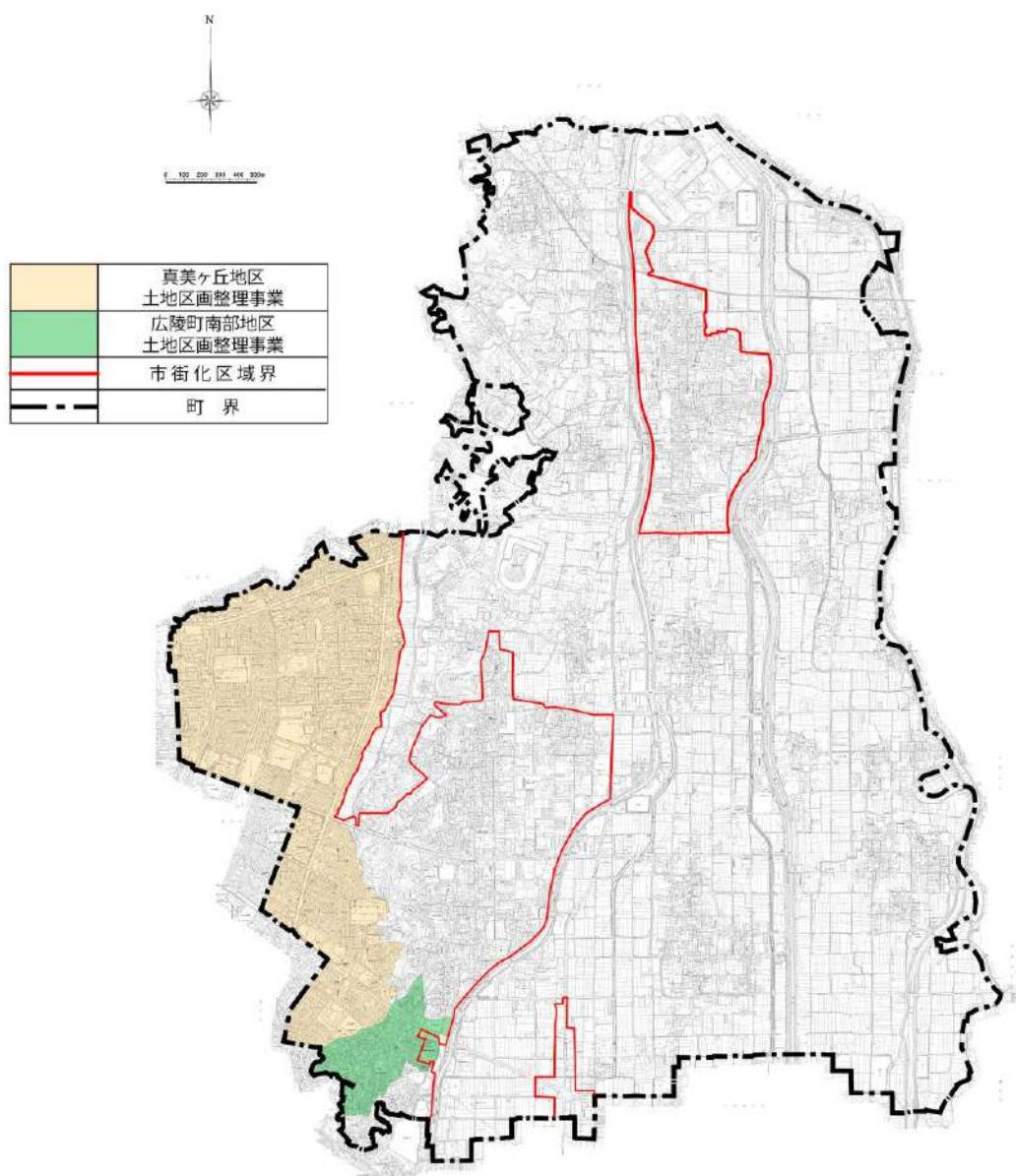


図 4.26 土地区画整理事業位置図

出典：広陵町資料

4.4.5 建築着工・空き家の状況

(1) 建築着工

建築着工は棟数、面積ともに横ばいで推移しています。

近年の建築着工は、棟数が200棟前後、面積が20,000～30,000m²前後で推移しています。

用途別では、住居系が大半を占めています。

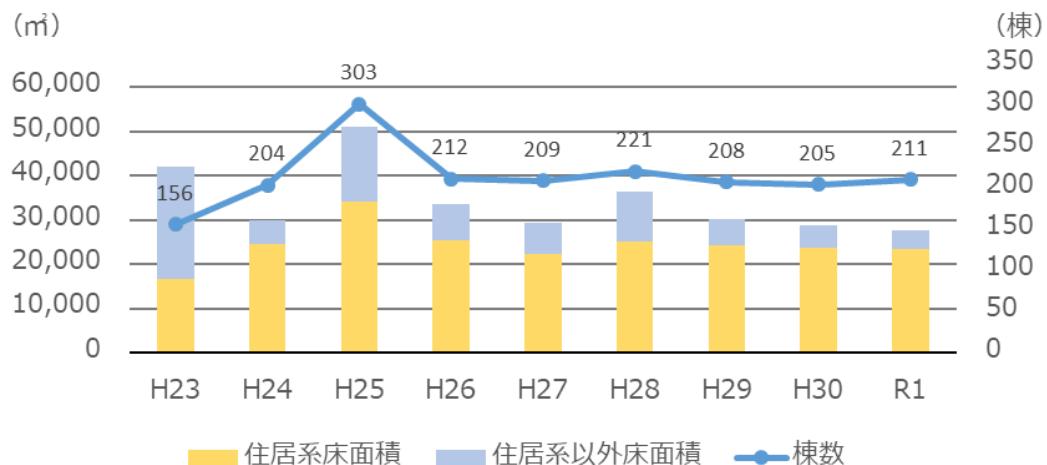


図 4.27 着工建築物の推移

出典：建築着工統計調査

(2) 空き家

空き家数及び空き家率は、県平均よりも低い水準で推移していますが、近年やや増加傾向になっています。

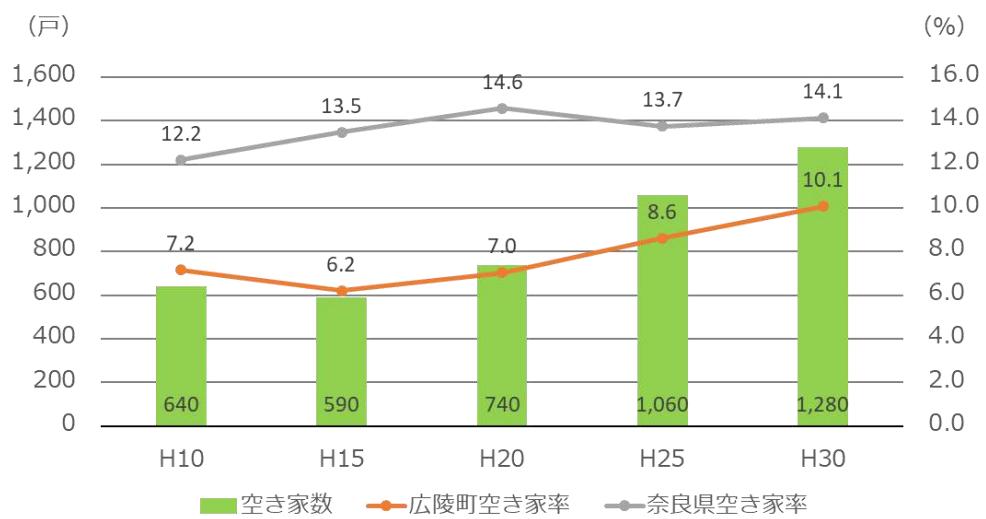


図 4.28 空き家の推移

※ただし、住宅・土地統計調査における空き家は、居住世帯のない住宅を推計したものであり、実際の空き家数とは異なる。

出典：住宅・土地統計調査

4.5 交通動向

4.5.1 道路の整備状況

本町の都市計画道路は13路線27,250mが都市計画決定されており、改良率は、大和都市計画区域の平均を上回り、高い水準となっています。これは真美ヶ丘地域の都市計画道路が、市街地開発事業とあわせて整備されることにより、整備済みとなっている路線が多いためです。

また、南北に縦断する大和高田斑鳩線（3・4・50）は概成となっており、計画幅員に満たない状況です。さらに、箸尾駅前線（3・4・764）、王寺田原本桜井線（3・4・51）の一部区間は未整備となっており、今後、周辺のまちづくり計画と合わせて、整備を進めていく必要があります。

一方で、集落内を通っているその他の町道については、幅員が狭く、場所によっては車同士のすれ違いが困難な箇所や大型の緊急車両の通行ができないといった地区もあります。これらの狭い道路の対策についても、安全・安心なまちを目指すうえで、重要となります。

表 4.5 都市計画道路の整備状況

| NO. | 番号 | 名称 | 幅員(m) | 延長(m) | 整備状況 |
|-----|---------|-----------------|--------|-------|------|
| 1 | 3・3・1 | 中和幹線 | 22 | 1,750 | 整備済 |
| 2 | 3・3・760 | 上田部奥鳥井線 | 20 | 2,430 | 整備済 |
| 3 | 3・4・50 | 大和高田斑鳩線 | 18～25 | 5,600 | 概成済 |
| 4 | 3・4・51 | 王寺田原本桜井線 | 9.5～24 | 6,570 | 一部供用 |
| 5 | 3・4・731 | 下牧高田線 | 16 | 150 | 整備済 |
| 6 | 3・4・760 | 大谷奥鳥井線 | 22 | 800 | 整備済 |
| 7 | 3・4・761 | 広谷秋廻り線 | 20 | 1,670 | 整備済 |
| 8 | 3・4・762 | 笠ハリサキ線 | 16 | 2,460 | 整備済 |
| 9 | 3・4・763 | 柳板大谷線 | 16 | 2,320 | 整備済 |
| 10 | 3・4・764 | 箸尾駅前線 | 16 | 1,540 | 未整備 |
| 11 | 3・4・765 | 築山大塚線 | 16 | 800 | 整備済 |
| 12 | 3・5・702 | 神楽線 | 12 | 130 | 整備済 |
| 13 | 8・5・760 | 自転車歩行者専用道かつらぎの道 | 15 | 1,030 | 整備済 |

出典：町資料

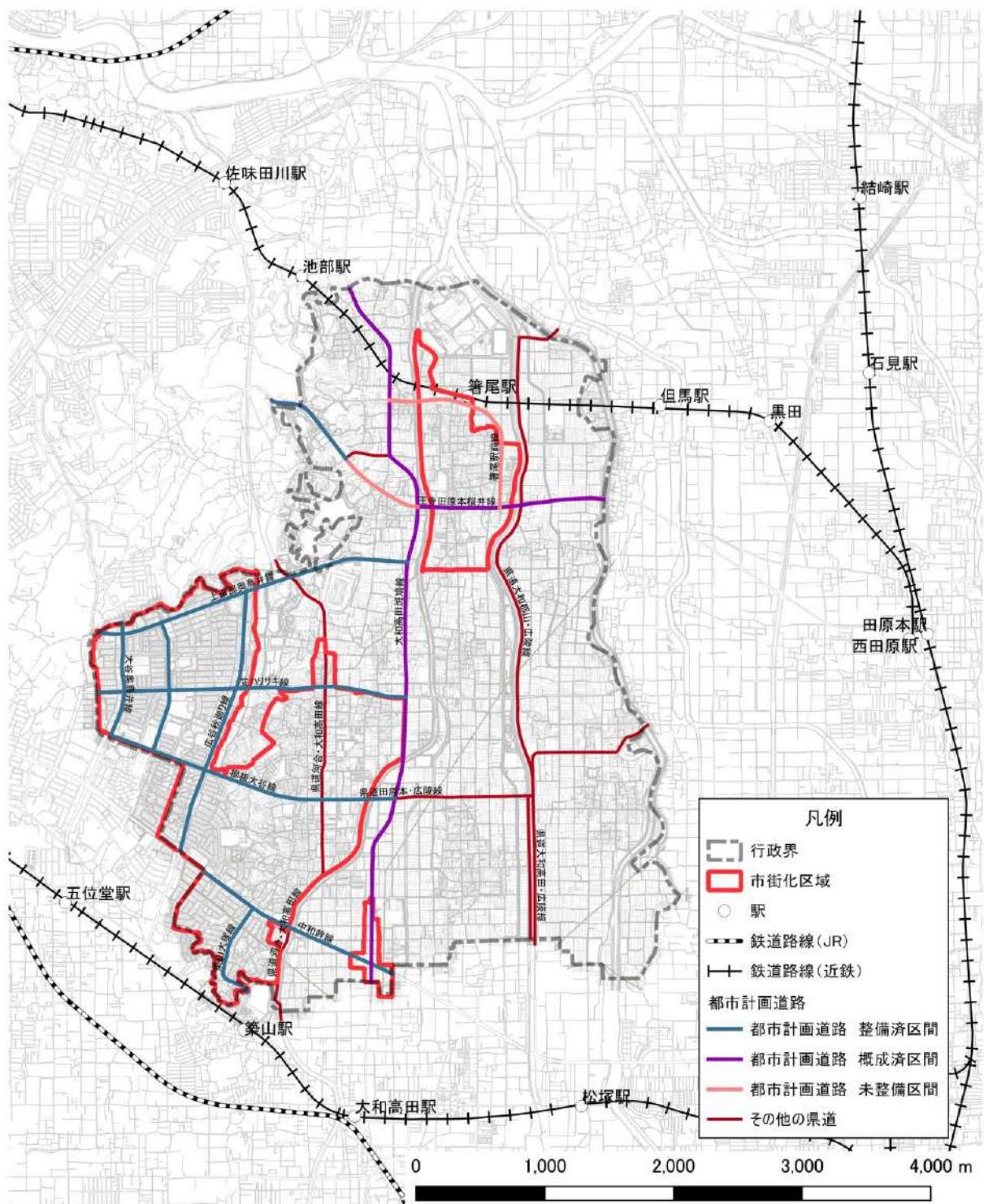


図 4.29 都市計画道路の整備状況

出典：町資料

4.5.2 公共交通の利用状況

(1) 鉄道

鉄道については、広陵北地域に近鉄田原本線が通っており、本町唯一の駅である箸尾駅が設置されています。田原本線は上下それぞれ平日で1日47本の電車が運行され、箸尾～西田原本を7分、箸尾～新王寺を15分で結んでいます。令和元年度の乗車人員は36.7万人/年（約1,005人/日）であり、減少傾向となっています。町周辺の鉄道駅としては、近鉄大阪線大和高田駅及び近鉄大阪線五位堂駅がありますが、大和高田駅は減少傾向、五位堂駅はおおむね横ばいとなっています。

表 4.6 一日あたり運行本数（近鉄）

| 駅名 | | 運行本数 | | | |
|----|------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 平日(上り) | 平日(下り) | 土日祝(上り) | 土日祝(下り) |
| 箸尾 | 行先 | 新王寺 | 西田原本 | 新王寺 | 西田原本 |
| | 普通のみ | 47本/日 最大:4本/h 始 5:19 終 23:38 | 47本/日 最大:4本/h 始 5:19 終 23:39 | 47本/日 最大:4本/h 始 5:19 終 23:38 | 47本/日 最大:4本/h 始 5:19 終 23:39 |

出典：近畿日本鉄道時刻表

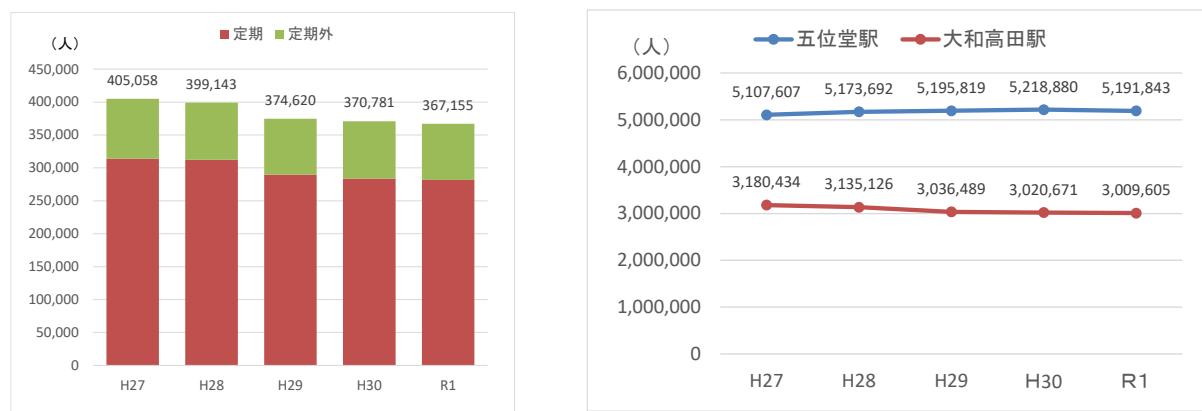


図 4.30 鉄道乗降客数（左：箸尾駅、右：五位堂駅・大和高田駅）

出典：奈良県統計年鑑

(2) バス

バス路線は、コミュニティバスである広陵元気号と、真美ヶ丘地域～香芝市を結ぶ奈良交通路線で町内をほぼ全域カバーしています。

○ コミュニティバス広陵元気号

- ・本町では、コミュニティバスである広陵元気号を運行しており、令和3年度には32,167人の利用者がありました。
- ・元気号と奈良交通の路線により、本町のほぼ全域をカバーしていますが、三吉斎音寺や大塚などの一部にバス停からの徒歩圏外（300m圏外）となるエリアがあります。

○ 奈良交通路線

- ・民間バス路線が6路線運行されています。これらは五位堂駅発着や大和高田駅発着の路線となっており、真美ヶ丘地域を循環又は経由しています。

【公共交通により比較的容易にアクセスできる区域】

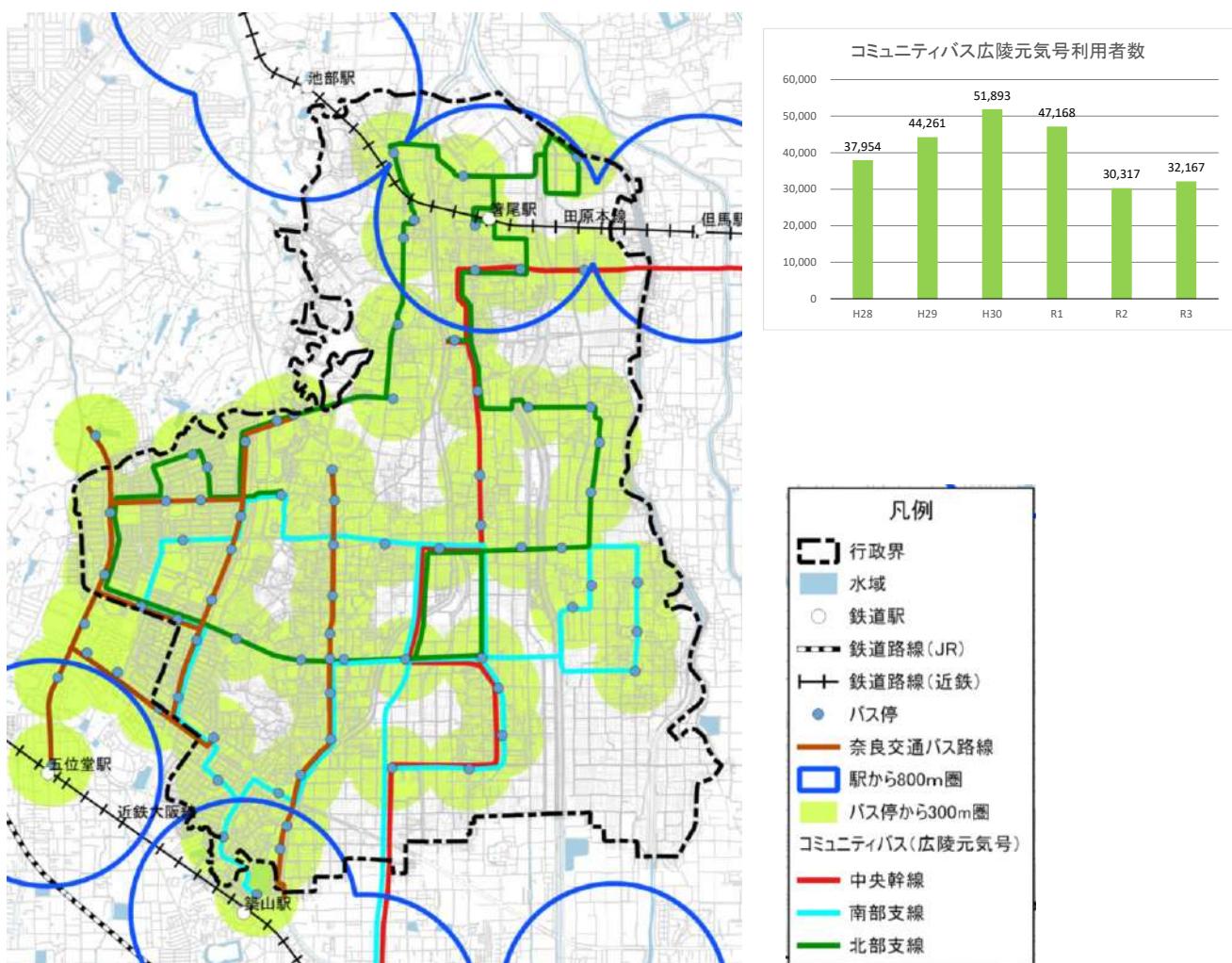


図 4.31 バスの運行状況と公共交通（徒歩圏）

出典：コミュニティバス広陵元気号、奈良交通（時刻表）、国土数値情報（令和2年）、広陵町HP（令和元年）

4.6 都市機能の状況

生活を支える都市機能（生活サービス機能）に関する徒歩圏人口及びカバー率について以下に示します。

【参考】適用（都市機能、誘致圏等）

● 1 生活を支える都市機能（生活サービス機能）

- ：医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所（徒歩圏 800m）
- ：福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設（高齢者徒歩圏 500m）
- ：商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店（徒歩圏 800m）
- ：行政機能、金融機能、教育機能、文化・交流機能等（徒歩圏 800m）

● 2 徒歩圏

- ：一般的な徒歩圏である半径 800m を採用
- ：「高齢者徒歩圏」は、高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500m を採用
- ：鉄道駅は 800m、バス停は 300m を採用

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月 国土交通省都市局都市計画課）

4.6.1 行政機能

本町の行政機能としては広陵町役場、広陵町さわやかホールがあります。

広陵町役場は、市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域）にあり、かつての南郷環濠集落の北側に位置します。

| ID | 名称 |
|----|-------------------------|
| 1 | 広陵町役場 |
| | 住所：広陵町大字南郷 583-1 |
| 2 | 広陵町さわやかホール (けんこう福祉部) |
| | 住所：広陵町大字笠 161-2 |

出典：国土数値情報（平成 27 年）

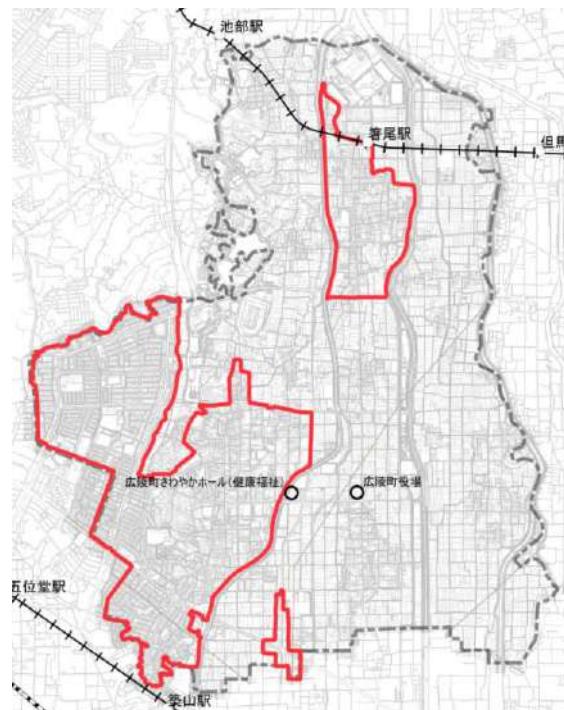


図 4.32 行政施設

出典：国土数値情報

4.6.2 高齢者福祉機能

本町の高齢化率は26.2%(令和2年国勢調査)で増加傾向にあり、奈良県(31.7%)や全国(28.6%)と比べても比較的若い都市ですが、今後は高齢化が加速することが懸念されます。

平成27年(2015年)から令和27年(2045年)における徒歩圏内の老人人口の人口密度は5.7人/haから7.2人/haに上昇しますが、カバー率(高齢者徒歩圏1km※半径500mとして設定)は85.3%から80.1%に減少することが予測されます。

高齢者福祉施設は、市街化調整区域内に比較的多く立地しています。

表 4.7 高齢者福祉施設一覧

| ID | 名称 | 住所 | 通所系 | 訪問系 |
|----|-------------------|--------------------------|-----|-----|
| 1 | エリシオン真美ヶ丘 | 広陵町馬見南4丁目1-19 | ○ | ○ |
| 2 | エリシオン真美ヶ丘アネックス | 広陵町馬見南4丁目1-18 | ○ | ○ |
| 3 | 介護老人保健施設かぐやの里 | 広陵町大字三吉1799-1 | ○ | ○ |
| 4 | 介護老人保健施設ぬくもり広陵 | 広陵町馬見北5丁目13-11 | ○ | ○ |
| 5 | 特別養護老人ホームおきの杜 | 広陵町大字南郷87 | ○ | ○ |
| 6 | ニチイケアセンター広陵 | 広陵町大字笠343-1 | ○ | ○ |
| 7 | デイサービスセンターこもれび | 広陵町大字沢396-1 | ○ | |
| 8 | デイサービスセンターポシブルはしお | 広陵町大字的場144-3 | ○ | |
| 9 | デイサービスー真寺 | 広陵町大字古寺375 | ○ | |
| 10 | デイサービス真美ヶ丘 | 広陵町馬見北3丁目12-11 | ○ | |
| 11 | ほねつぎ広陵町デイサービス | 広陵町大字弁財天282-1 | ○ | |
| 12 | 大和園ちあふる | 広陵町大字安部450-1 | ○ | |
| 13 | 大和園デイサービスセンター広陵温泉 | 広陵町大字三吉173-1 | ○ | |
| 14 | リハビリデイサービスいきいき広陵 | 広陵町大字沢506-1 | ○ | |
| 15 | リハビリデイサービスUT広陵 | 広陵町大字笠161-2 広陵町総合保健福祉会館内 | ○ | |
| 16 | リハビリ処 FreeStyle | 広陵町大字南郷417-4 | ○ | |
| 17 | リハプライド広陵 | 広陵町大字大塚509-1 | ○ | |
| 18 | いっしょに | 広陵町みささぎ台8-17パークヒルズ小原202号 | | ○ |
| 19 | いやしの里オアシス | 広陵町大字三吉1266-6 | | ○ |
| 20 | 笑み | 広陵町大字安部699-1 | | ○ |
| 21 | ケアサポートはな | 広陵町大字沢159-1 ハイツ沢301号 | | ○ |
| 22 | ケアセンターあゆむ | 広陵町大字古寺502-4 | | ○ |
| 23 | 在宅介護センター奈良 | 広陵町馬見南3丁目16-16 | | ○ |
| 24 | 特別養護老人ホーム大和園 | 広陵町大字三吉169 | | ○ |
| 25 | 日和(ひより)ホットサポート | 広陵町大字三吉264-1-2F | | ○ |
| 26 | ベルケア訪問看護ステーション | 広陵町大字中151-4-105 | | ○ |
| 27 | ヘルパーステーションアクシス | 広陵町大字平尾709-7 | | ○ |
| 28 | ヘルパーステーション未朔 | 広陵町大字百済765-3 | | ○ |
| 29 | 訪問介護あまのがわ(ほっこり庵) | 広陵町大字疋相120-4グリーンヒルズ1103号 | | ○ |
| 30 | 訪問介護ステーションかつらぎ | 広陵町大字中73 | | ○ |

| | | | | |
|----|-------------------|--------------------|--|---|
| 31 | 訪問看護ステーションこころ | 広陵町みさぎ台35-17-101 | | ○ |
| 32 | 訪問看護ステーションミストラル真美 | 広陵町馬見中2丁目16-37-102 | | ○ |
| 33 | ミキ訪問介護ステーション | 広陵町大字三吉292 | | ○ |
| 34 | ヤング訪問介護ステーション | 広陵町大字沢522 | | ○ |
| 35 | よろづや | 広陵町大字古寺375 | | ○ |
| 36 | 六花訪問看護ステーション・広陵 | 広陵町大字平尾610-1 | | ○ |

出典：町資料

表 4.8 高齢者福祉施設の徒歩圏人口（半径 500m 圏）

| 総人口 | | 徒歩圏人口 | | 圏域面積 | 徒歩圏人口密度 | | カバー率 | |
|---------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|--------|--------|
| 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 | | 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 |
| 7,856 人 | 10,580 人 | 6,703 人 | 8,930 人 | 1,182ha | 5.7 人/ha | 7.6 人/ha | 85.3% | 84.4% |

※老人人口 7,856 人：平成 27 年国勢調査では 7,851 人ですが、100m メッシュ毎の人口への換算により誤差が生じています。

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報（平成 27 年）、町資料

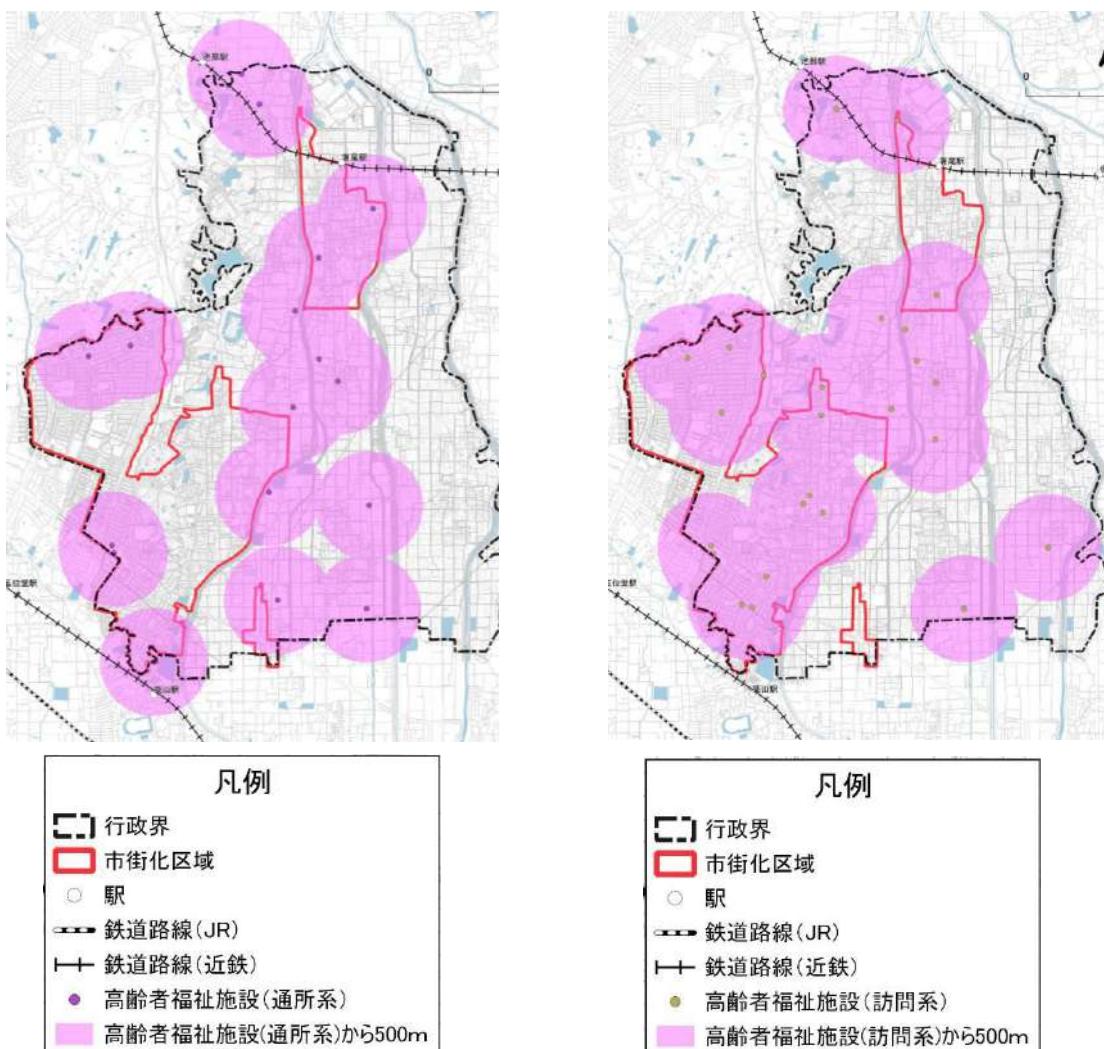


図 4.33 高齢者福祉施設（左：通所型、右：訪問型）

出典：町資料

4.6.3 子育て支援施設

本町には、保育園 7 箇所（公立 3 箇所、私立 4 箇所）、認定こども園 2 箇所、認可外保育園 2 箇所、公立幼稚園 3 箇所があります。

子育て支援施設は、平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）で徒歩圏内の年少人口の人口密度は 4.3 人/ha から 3.3 人/ha に減少し、カバー率（子育て支援施設※半径 800m として設定）は 90.6% から 90.3% とほぼ横ばいとなっています。

年少人口の増加が想定される広陵北地域の弁財天（市街化区域）や百済（市街化調整区域）付近は概ねカバーされています。一方、真美ヶ丘地域や広陵西地域に位置する市街化区域の馬見北 7 丁目三吉赤部、三吉大垣内、疋相付近は、現在十分にカバーされていますが、今後、年少人口の大幅な減少が想定されています。

表 4.9 子育て支援施設一覧

| ID | 施設種類 | 施設名称 | 施設所在地 |
|----|--------|------------------------------|---------------------------|
| 1 | 保育園公立 | 広陵南保育園 | 広陵町大字南郷 1150 |
| 2 | 保育園公立 | 広陵西保育園 | 広陵町馬見南 3 丁目 9-8 |
| 3 | 保育園公立 | 真美北保育園 | 広陵町馬見北 5 丁目 13-3 |
| 4 | 保育園私立 | 馬見労祷保育園 | 広陵町大字平尾 546 |
| 5 | 保育園私立 | 常葉保育園 | 広陵町大字百済 1779 |
| 6 | 保育園私立 | ひだまり保育園 | 広陵町大字三吉 1874-2 |
| 7 | 保育園私立 | おひさま保育園 | 広陵町大字笠 168 グリーンパレス内 2 階 |
| 8 | 認定こども園 | 広陵町立広陵北かぐやこども園 | 広陵町大字弁財天 305 |
| 9 | 認定こども園 | 畿央大学付属広陵こども園 | 広陵町平尾 512-3 |
| 10 | 認可外保育園 | ニコニコアカデミーキッズ エコール・マミ真美ヶ丘園 | 広陵町馬見中 4 丁目 1 エコールマミ北館 1F |
| 11 | 認可外保育園 | 広陵町子育て支援施設ポケット | 広陵町馬見中 1 丁目 7 見立山公園内 |
| 12 | 公立幼稚園 | 広陵東小学校附属幼稚園 | 広陵町大字百済 1831-1 |
| 13 | 公立幼稚園 | 真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 | 広陵町馬見南 2 丁目 1-30 |
| 14 | 公立幼稚園 | 真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園 | 広陵町馬見北 7 丁目 1-32 |

出典：広陵町 HP（令和 5 年）、i タウンページ（令和 3 年）、畿央大学付属広陵こども園 HP

表 4.10 子育て支援施設年少人口の徒歩圏人口（半径 800m 圏）

| 年少総人口 | | 徒歩圏人口 | | 圏域面積 | 徒歩圏人口密度 | | カバー率 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|--------|--------|
| 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 | | 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 |
| 5,151 人 | 3,970 人 | 4,669 人 | 3,583 人 | 1,079 ha | 4.2 人/ha | 3.3 人/ha | 90.6% | 90.3% |

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報（平成 27 年）、広陵町 HP（令和 5 年）、i タウンページ（令和 3 年）

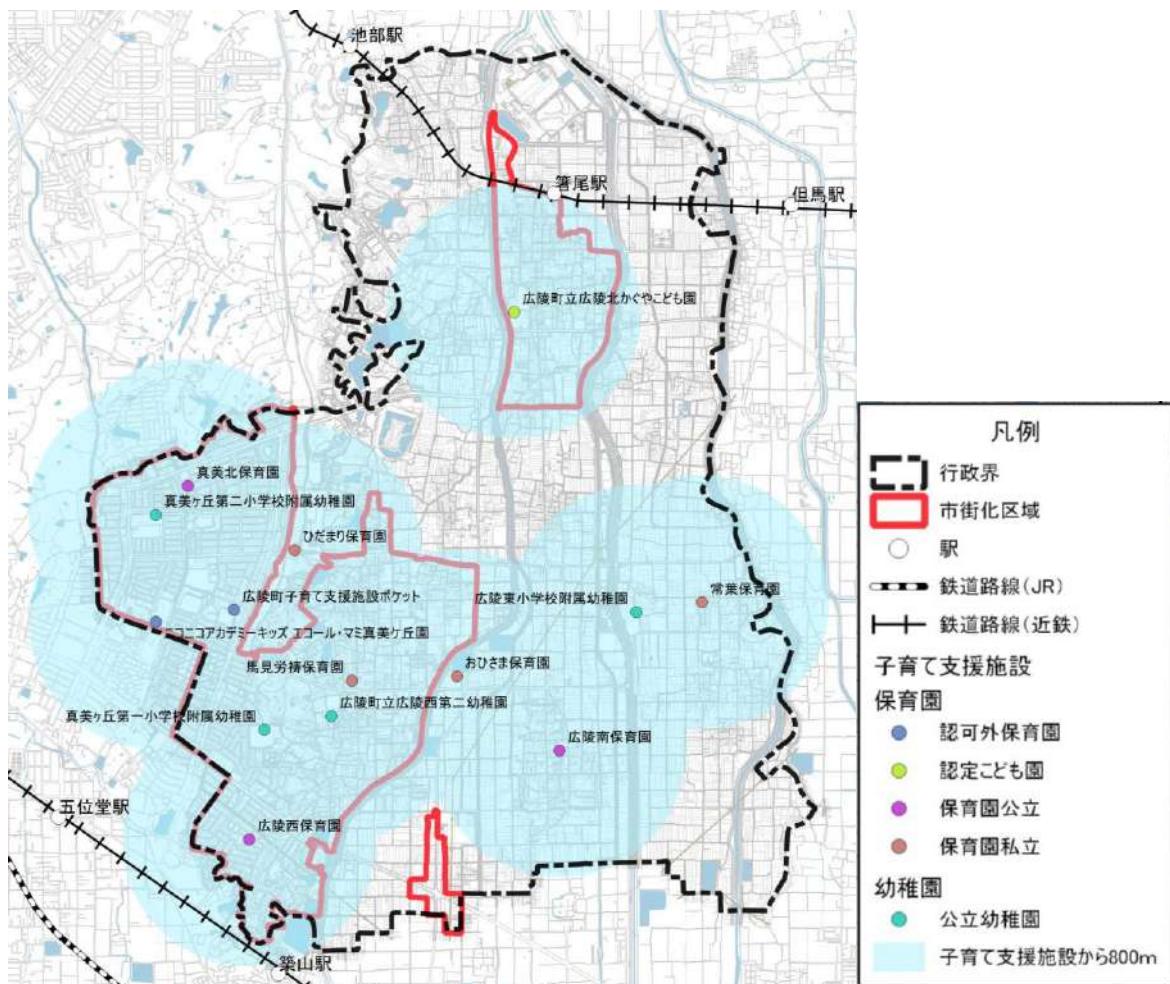


図 4.34 子育て支援施設

出典：広陵町 HP（令和 5 年）、i タウンページ（令和 3 年）

4.6.4 教育機能

本町には小学校 5 校、中学校 2 校、高等学校 1 校、大学 1 校の合計 8 校が立地しています。

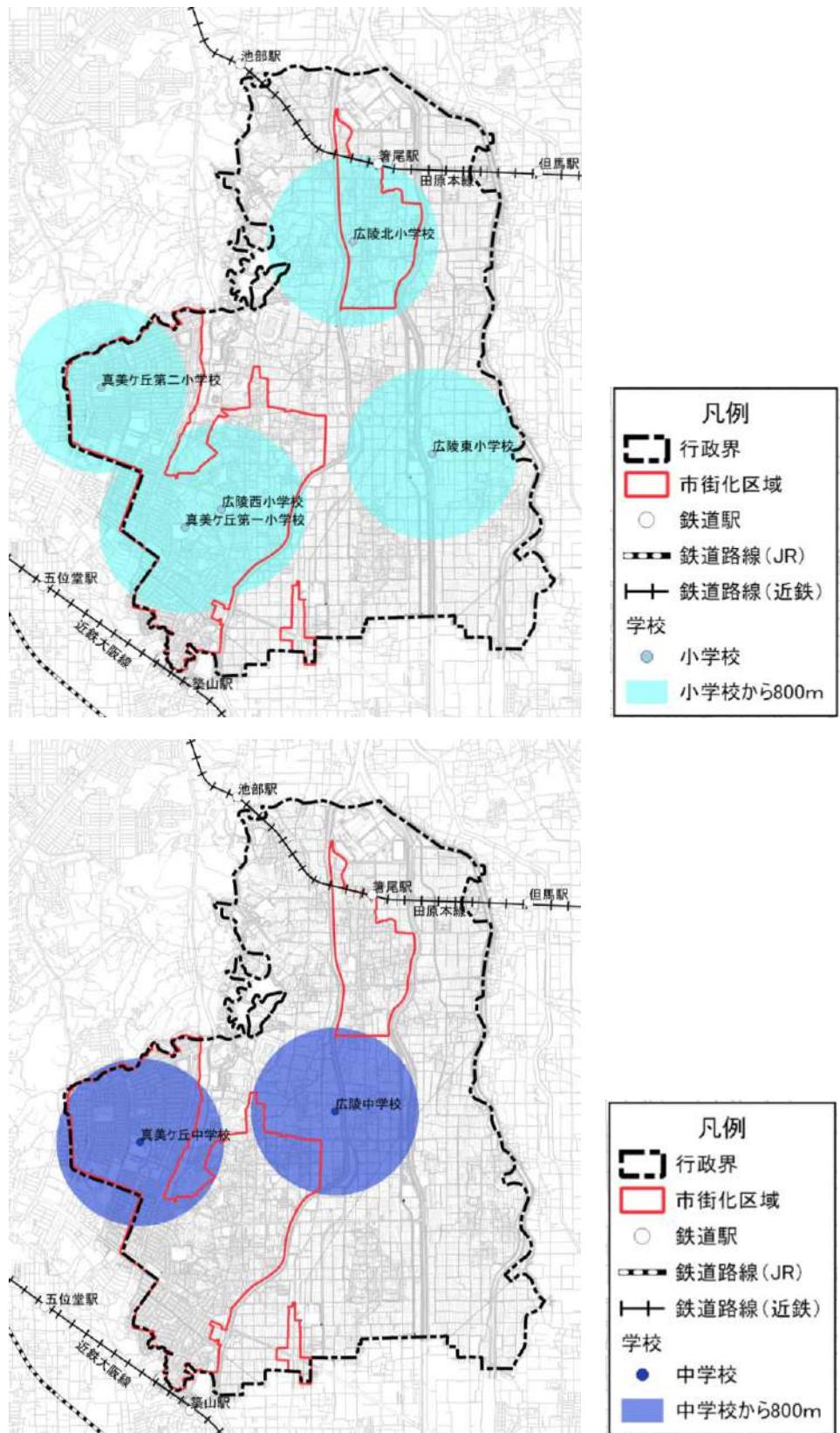


図 4.35 教育施設（上：小学校、下：中学校）

出典：国土数値情報（令和 3 年）

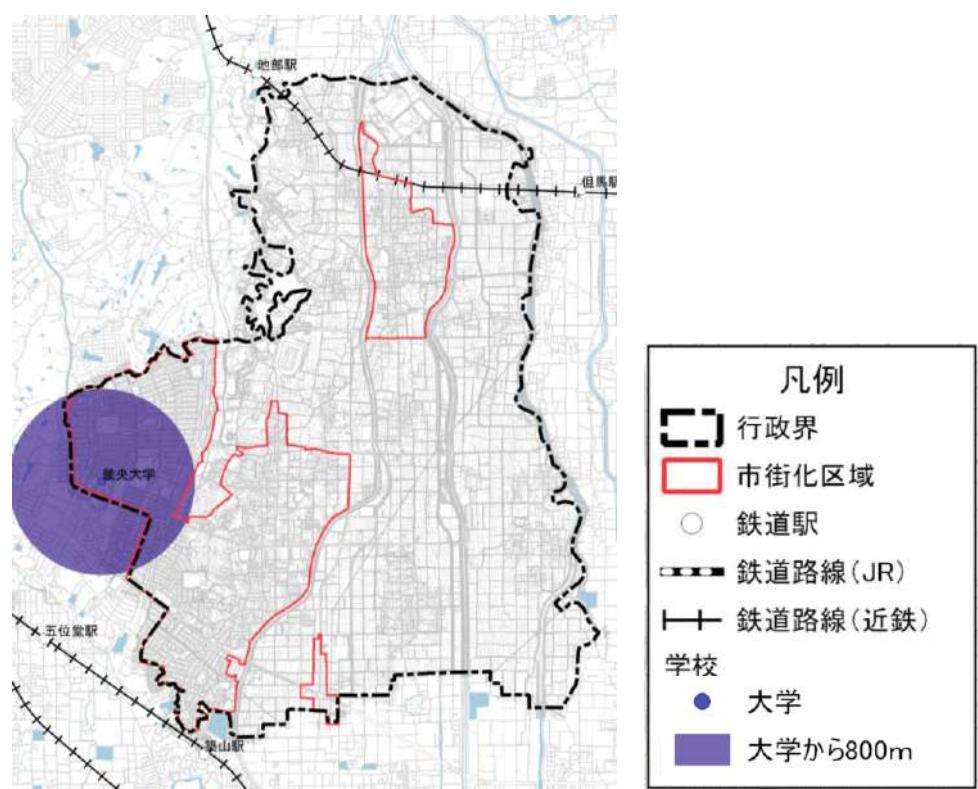
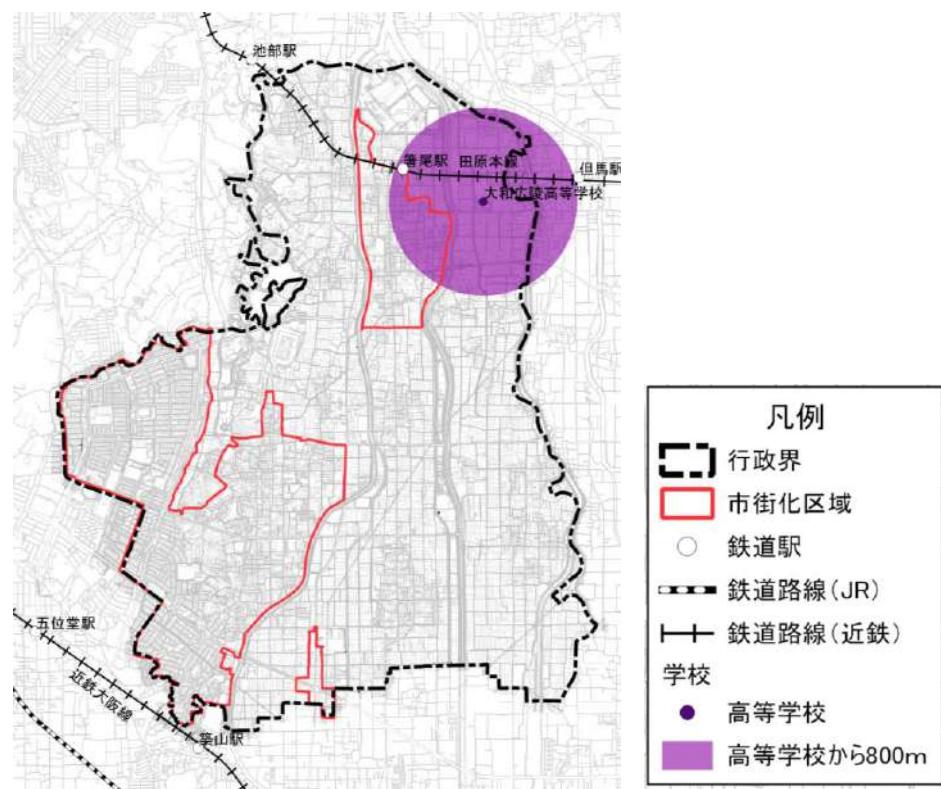


図 4.36 教育施設（上：高等学校、下：大学）

出典：国土数値情報（令和3年）

4.6.5 商業機能

商業施設は市街化区域や市街化調整区域の集落のほぼ全域に配置されています。平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）における徒歩圏内の人口密度は 25.1 人/ha から 22.5 人/ha に減少する一方、カバー率（商施設※半径 800m として設定）は 91.8% から 92.3% に若干上昇します。

表 4.11 商業施設一覧

| ID | 施設名称 | 分類 | 住所 |
|----|-------------------|-----------|-----------------|
| 1 | イズミヤスーパーセンター広陵店 | スーパーマーケット | 広陵町大字安部 450-1 |
| 2 | スーパー エバグリーン 広陵店 | スーパーマーケット | 広陵町大字平尾 710-1 |
| 3 | 近鉄 プラザ 真美ヶ丘 | スーパーマーケット | 広陵町馬見中 4 丁目 1-1 |
| 4 | エコール・マミ 営業所 | スーパーマーケット | 広陵町馬見中 4 丁目 1 |
| 5 | わたしのたからもの | スーパーマーケット | 広陵町大字安部 234 |
| 6 | ローソン／広陵笠東店 | コンビニ | 広陵町大字笠 338-6 |
| 7 | Y ショップ 畿央大学店 | コンビニ | 広陵町馬見中 4 丁目 2-2 |
| 8 | ファミリーマート／広陵寺戸店 | コンビニ | 広陵町大字寺戸 597-1 |
| 9 | ローソン／広陵大野店 | コンビニ | 広陵町大字大野 529-1 |
| 10 | ミニストップ 広陵町みささぎ台店 | コンビニ | 広陵町みささぎ台 5-50 |
| 11 | ファミリーマート／広陵みささぎ台店 | コンビニ | 広陵町みささぎ台 39-1 |
| 12 | ローソン／広陵馬見北 2 丁目店 | コンビニ | 広陵町馬見北 2 丁目 1-1 |
| 13 | ファミリーマート／広陵町平尾店 | コンビニ | 広陵町大字平尾 871-1 |
| 14 | ファミリーマート／広陵疋相店 | コンビニ | 広陵町大字疋相 60-1 |
| 15 | セブン-イレブン／広陵町笠東店 | コンビニ | 広陵町大字笠 250-1 |
| 16 | セブンイレブン／広陵町役場前店 | コンビニ | 広陵町大字南郷 545-1 |
| 17 | フードハウス タケシマ | スーパーマーケット | 広陵町大字百済 1311-1 |

出典：iタウンページ（令和 3 年）

表 4.12 商業施設の徒歩圏人口（半径 800m 圏）

| 総人口 | | 徒歩圏人口 | | 圏域面積 | 徒歩圏人口密度 | | カバー率 | |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|--------|--------|
| 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 | | 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 |
| 33,487 人 | 29,798 人 | 30,747 人 | 27,515 人 | 1,224 ha | 25.1 人/ha | 22.5 人/ha | 91.8% | 92.3% |

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、iタウンページ（令和 3 年）

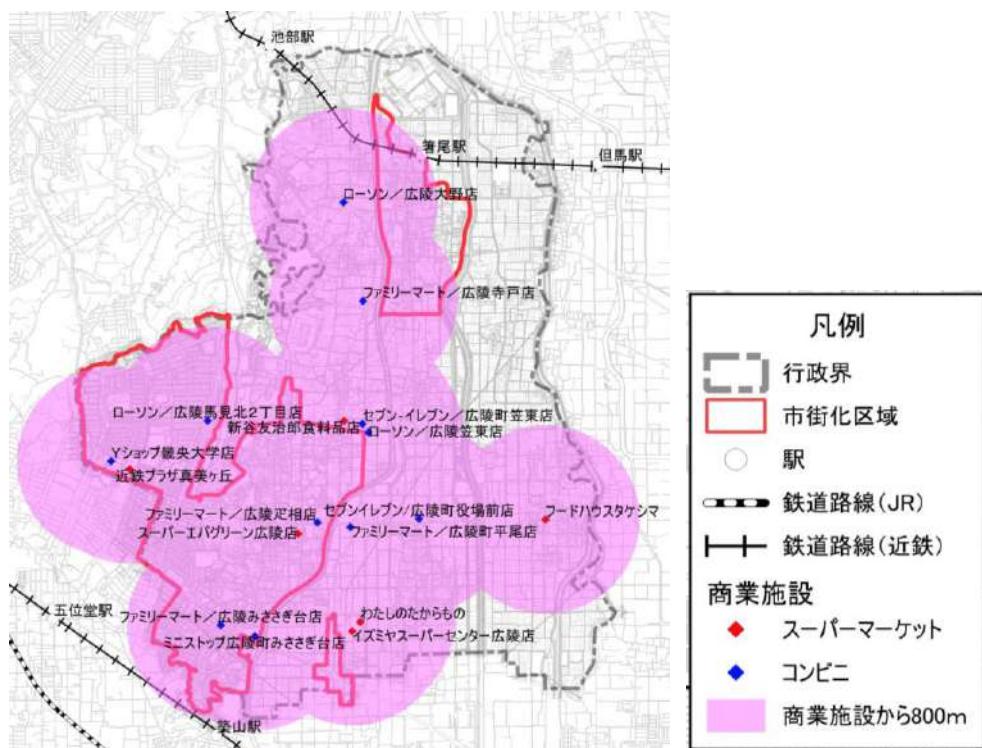


図 4.37 商業施設（スーパー、コンビニ）

出典：iタウンページ（令和3年）

4.6.6 医療機能

医療施設は、市街化区域や市街化調整区域において、広陵北地域の大字沢と広陵東地域の大字古寺を除く集落のほぼ全域に配置されています。

平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）における徒歩圏内的人口密度は 25.2 人/ha から 22.7 人/ha に減少する一方、カバー率（医療施設※半径 800m として設定）は 96.6% から 96.8% に上昇します。外科内科、小児科、婦人科、眼科や産後ケアなどに対応可能で、子ども～高齢者だけでなく、子育て世代などへも充実した態勢となっています。

表 4.13 医療施設一覧

| ID | 名称 | 住所 |
|----|------------------|-----------------------|
| 1 | いけなか内科クリニック | 広陵町大字安部 2 3 6 - 1 - 3 |
| 2 | 石井医院 | 広陵町大字萱野 6 7 7 - 1 |
| 3 | いまづ小児科 | 広陵町馬見中 5 丁目 6 - 3 7 |
| 4 | おおひがしクリニック | 広陵町大字南郷 6 7 6 - 1 |
| 5 | 岡本クリニック | 広陵町大字三吉 5 4 2 - 2 |
| 6 | 近藤クリニック真美ヶ丘腎センター | 広陵町馬見北 6 丁目 1 - 8 |
| 7 | 杉原内科 | 広陵町大字三吉 7 0 - 2 |
| 8 | 高谷医院 | 広陵町大字大塚 7 2 8 - 2 |
| 9 | 竹村医院 | 広陵町大字百済 1 3 2 7 |
| 10 | 塙本整形外科医院 | 広陵町みささぎ台 2 4 - 2 |

| ID | 名称 | 住所 |
|----|------------|----------------|
| 11 | 中堀医院 | 広陵町大字的場94-1 |
| 12 | 藤井整形外科 | 広陵町馬見中2丁目11-16 |
| 13 | まえのその医院 | 広陵町馬見北8丁目7-8 |
| 14 | 松田内科医院 | 広陵町大字大塚52-2 |
| 15 | 真美ヶ丘クリニック | 広陵町馬見北2丁目6-14 |
| 16 | まみがおか内科 | 広陵町馬見南1丁目6-20 |
| 17 | 安川クリニック | 広陵町馬見中5丁目1-12 |
| 18 | 山下内科医院 | 広陵町馬見中2丁目6-14 |
| 19 | ゆかわ眼科クリニック | 広陵町大字安部236-1-1 |
| 20 | 心友助産院 | 広陵町大字三吉260-3 |

出典：町資料

表 4.14 医療施設の徒歩圏人口（半径 800m 圈）

| 総人口 | | 徒歩圏人口 | | 圏域面積 | 徒歩圏人口密度 | | カバー率 | |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|--------|--------|
| 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 | | 2015 年 | 2045 年 | 2015 年 | 2045 年 |
| 33,487 人 | 29,798 人 | 30,305 人 | 27,242 人 | 1,201 ha | 25.2 人/ha | 22.7 人/ha | 96.6% | 96.8% |

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報（令和 2 年）、町資料

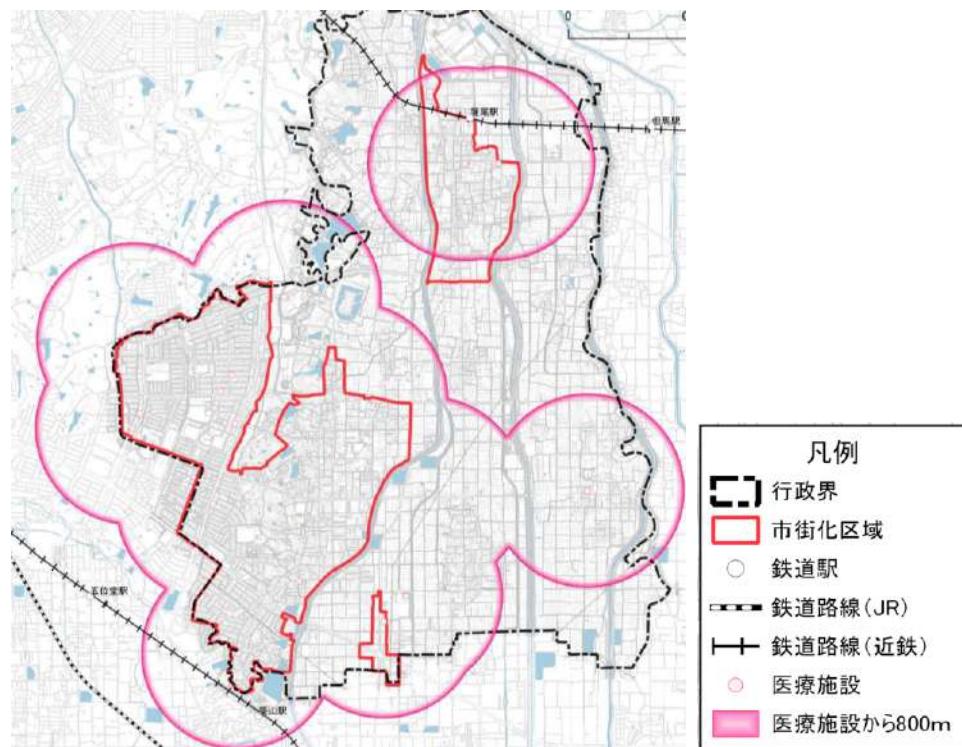


図 4.38 医療施設位置図（病院・診療所）

出典：町資料

4.6.7 金融機能

金融機関は、本町の全域にわたって立地しています。銀行・郵便局が 12 行、ATM（コンビニ等）が 18箇所立地しています。

平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）における徒歩圏内の人団密度は 23.9 人/ha から 21.4 人/ha に減少し、カバー率（金融機関※半径 800m として設定）は 95.4% から 95.9% に若干上昇することが想定されます。

金融機能は、平成 27 年と令和 22 年ともにほぼ市街化区域内全域をカバーしています。

表 4.15 金融機関一覧

| ID | 名称 | 所在地 | 種別 |
|----|----------------------------|--------------------------------|-----|
| 1 | JA パンク 奈良県農業協同組合 広陵支店 | 広陵町大字平尾 702 | 銀行 |
| 2 | 南都銀行 馬見支店 | 広陵町大字平尾 681-3 | 銀行 |
| 3 | 南都銀行 箕尾支店 | 広陵町大字南 1-13 | 銀行 |
| 4 | JA パンク 奈良県農業協同組合 広陵北支店 | 広陵町大字南 28-1 | 銀行 |
| 5 | 箕尾郵便局 | 広陵町大字萱野 675-3 | 銀行 |
| 6 | ローソン銀行 ATM 広陵大野共同出張所 | 広陵町大字大野 529-1 | ATM |
| 7 | ファミリーマート広陵寺戸 共同出張所 | 広陵町大字寺戸 597-1 | ATM |
| 8 | セブン-イレブン 広陵町笠東店 共同出張所 | 広陵町大字笠 250-1 | ATM |
| 9 | ローソン銀行 ATM 広陵笠東共同出張所 | 広陵町大字笠 336-4 | ATM |
| 10 | JA パンク／ATM 広陵南 CC | 広陵町大字南郷 422-1 | 銀行 |
| 11 | セブン-イレブン 広陵町役場前店 共同出張所 | 広陵町大字南郷 546-1 | ATM |
| 12 | 南都銀行広陵町役場前 | 広陵町大字南郷 583-1 | ATM |
| 13 | ファミリーマート広陵町平尾店内出張所 大阪支店 | 広陵町大字平尾 871-1 | ATM |
| 14 | 広陵疋相郵便局 | 広陵町疋相 121-17 | 銀行 |
| 15 | ローソン銀行 ATM 広陵馬見北二丁目共同出張所 | 広陵町馬見北 2丁目 1-1 | ATM |
| 16 | 広陵真美ヶ丘北郵便局 | 広陵町馬見北 6丁目 1-6 | 銀行 |
| 17 | 南都銀行 エコール・マミ | 広陵町馬見中 4丁目 1-1 北館 1階 | ATM |
| 18 | JA パンク ATM エコールマミ | 広陵町馬見中 4丁目 1 エコールマミ内 | ATM |
| 19 | 広陵真美ヶ丘南郵便局 | 広陵町馬見南 2丁目 5-12 | 銀行 |
| 20 | ファミリーマート広陵みささぎ台 共同出張所 | 広陵町みささぎ台 39-1 | ATM |
| 21 | ミニストップ広陵町みささぎ台出張所 (ATM) | 広陵町みささぎ台 5-50 | ATM |
| 22 | 広陵大塚簡易郵便局 | 広陵町大字大塚 414 | 銀行 |
| 23 | 南都銀行イズミヤス-パーセンタ-広陵店前 | 広陵町大字安部 450-1 | ATM |
| 24 | 百済簡易郵便局 | 広陵町大字百済 1425-7 | 銀行 |
| 25 | 瀬南郵便局 | 広陵町大字南郷 929 | 銀行 |
| 26 | ファミリーマート広陵疋相店内出張所 大阪支店 | 広陵町大字疋相 60-1 | ATM |
| 27 | りそな銀行 ATM エコール・マミ出張所 | 広陵町馬見中 4丁目 1-1 | ATM |
| 28 | JA パンク ATM イズミヤス-パーセンタ-広陵店 | 広陵町大字安部 450-1 イズミヤス-パーセンタ-広陵店内 | ATM |

| ID | 名称 | 所在地 | 種別 |
|----|--------------------------------------|---------------------------------|-------|
| 29 | ゆうちょ銀行 大阪支店 イズミヤス-パー-センター-広陵店内出張所 | 広陵町大字安部450-1 イズミヤス-パー-センター-広陵店内 | A T M |
| 30 | JA バンク ATM 広陵東 CC | 広陵町大字百済 1545-1 | A T M |

出典：国土数値情報（平成25年）、iタウンページ（令和3年）

表 4.16 金融機関の徒歩圏人口（半径800m圏）

| 総人口 | | 徒歩圏人口 | | 圏域面積 | 徒歩圏人口密度 | | カバー率 | |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|-------|-------|
| 2015年 | 2045年 | 2015年 | 2045年 | | 2015年 | 2045年 | 2015年 | 2045年 |
| 33,487人 | 29,798人 | 31,954人 | 28,576人 | 1,334ha | 23.9人/ha | 21.4人/ha | 95.4% | 95.9% |

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報（平成25年）、iタウンページ（令和3年）

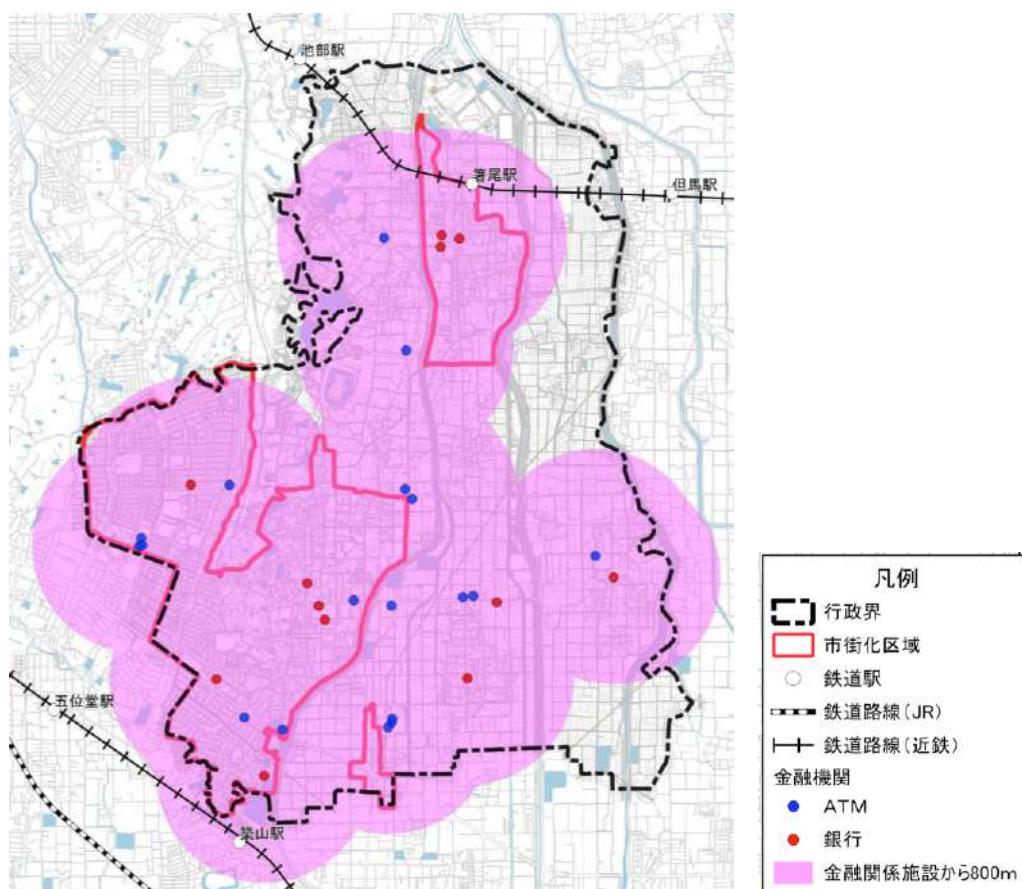


図 4.39 金融機関位置図

出典：国土数値情報（平成25年）、iタウンページ（令和3年）

4.6.8 文化・スポーツ・レクリエーション機能

文化系施設として広陵町立図書館と畿央大学図書館が立地しています。

また、文化・スポーツ・レクリエーション施設として、陸上競技場、野球場・ソフトボール場、トレーニング場、体育館、庭球場などが整備されています。

表 4.17 文化・スポーツ・レクリエーション施設一覧

| 施設分類 | 名称 | 所在地 |
|-------------|------------------|----------------|
| 図書館 | 広陵町立図書館 | 広陵町大字三吉396-1 |
| 図書館 | 畿央大学図書館 | 広陵町馬見中4丁目2-2 |
| 陸上競技場 | 第二浄化センター（スポーツ広場） | 広陵町大字萱野100-1 |
| 球技場 | 広陵健民運動場 | 広陵町大字古寺163-1 |
| 野球場・ソフトボール場 | 見立山運動場 | 広陵町大字馬見中1丁目7 |
| トレーニング場 | 広陵中央体育館 | 広陵町大字笠350-1 |
| 体育館 | 広陵東体育館 | 広陵町大字百済180-1 |
| 体育館 | 広陵北体育館 | 広陵町大字大野546-1 |
| 体育館 | 広陵西体育館 | 広陵町馬見南3丁目9-15 |
| 体育館 | 真美ヶ丘体育館 | 広陵町馬見北5丁目13-18 |
| 庭球場（屋外） | 西谷近隣公園テニスコート | 広陵町馬見南2丁目13 |
| 庭球場（屋外） | 真美ヶ丘テニスコート | 広陵町馬見中3丁目1-3 |

出典：国土数値情報（平成 25 年）

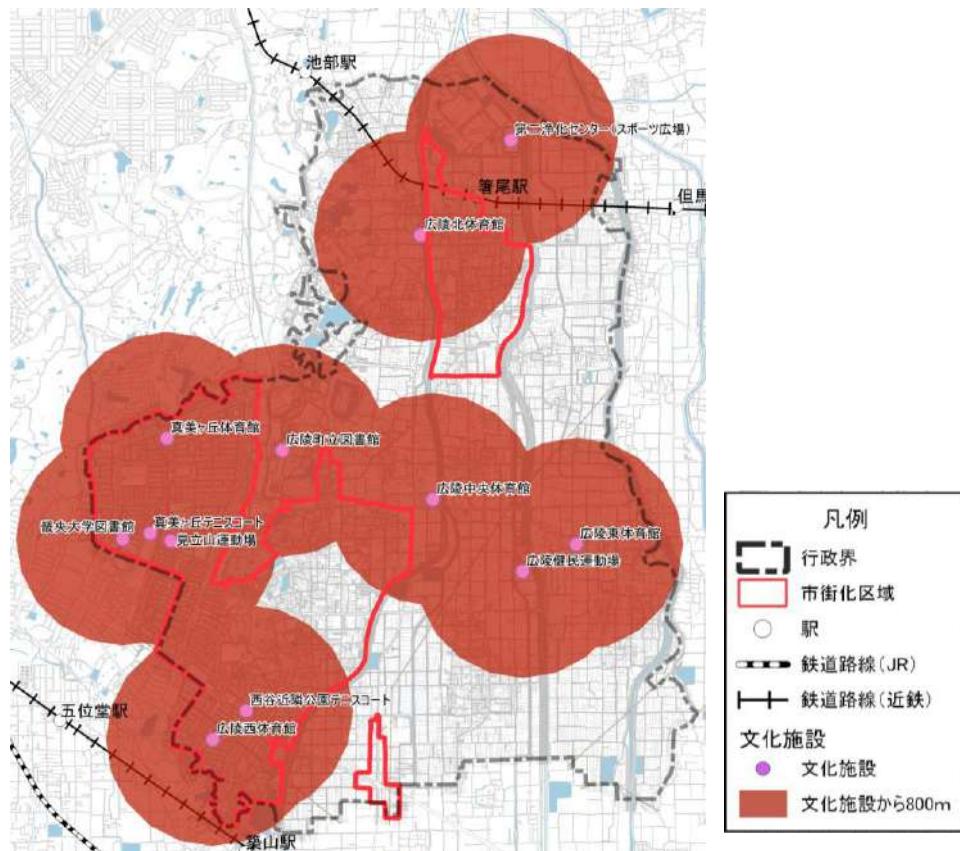


図 4.40 文化・スポーツ・レクリエーション施設位置図

出典：国土数値情報（平成 25 年）

4.7 財政状況

4.7.1 歳入・歳出状況

歳入状況についてみると、令和元年までは、減少または横ばい傾向にありましたが、令和2年、令和3年はコロナ禍の定額給付金等の影響により、国庫支出金が大幅に増額となり、歳入額が高くなっています。

歳出状況についてみると、歳入と同様、令和元年までは、減少または横ばい傾向にありましたが、令和2年、令和3年はコロナ禍の影響により補助費等が増額になったため、高くなっています。また、歳出の内訳は、社会福祉に資する扶助費が最も高くなっています。

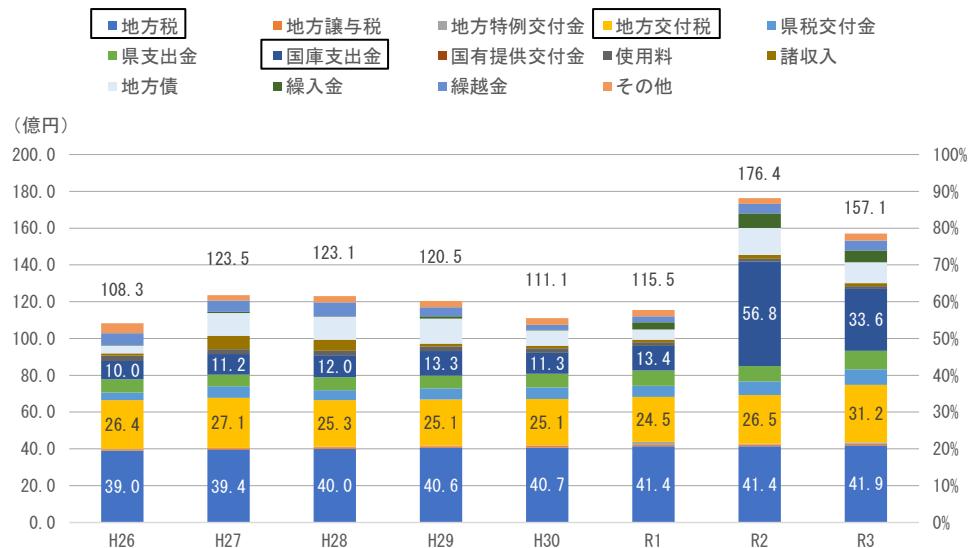


図 4.41 歳入状況の推移

出典：総務省 地方財政状況調査関係資料 決算カード

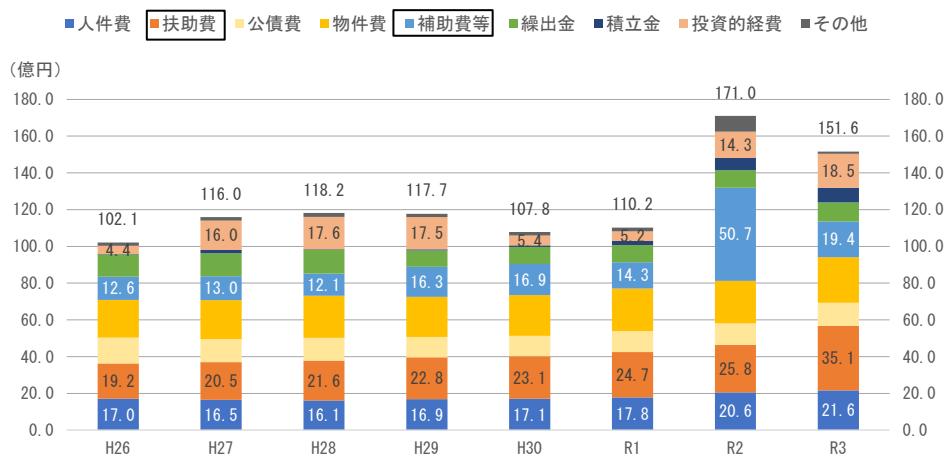


図 4.42 歳出状況の推移

出典：総務省 地方財政状況調査関係資料 決算カード

4.7.2 公共施設の更新等費用の見通し

広陵町公共施設等総合管理計画によれば、公共施設およびインフラ施設にかかる更新コストの試算総額は、1,063.4 億円（年平均 26.6 億円）となり、本町における過去 10 年間の投資的経費の年間平均額 12.7 億円の約 2.1 倍にあたります。

更新コスト見通しの推移をみると、2016 年（平成 28 年）から 2025 年（令和 7 年）にかけて減少傾向にあるものの、その後増加し、2039 年（令和 21 年）に更新コスト 38.7 億円でピークを迎えます。

その後は、多少の増減がみられますが、総体的に 30 億円を超えるコストで推移し 2052 年（令和 34 年）には約 18 億円に減少する試算結果となっています。

一方、本町の「中長期財政計画」によれば、2016 年（平成 28 年）～2025 年（令和 7 年）の 10 年間の普通建設事業費の見通し総額は約 82.1 億円（年平均約 8.2 億円）となっています。これは、更新コストと比較すると、当初 10 年間で年間 18.4 億円が不足する結果となり、財政上これだけの経費を拠出することは、本町の財政状況を勘案すると困難であるといえます。

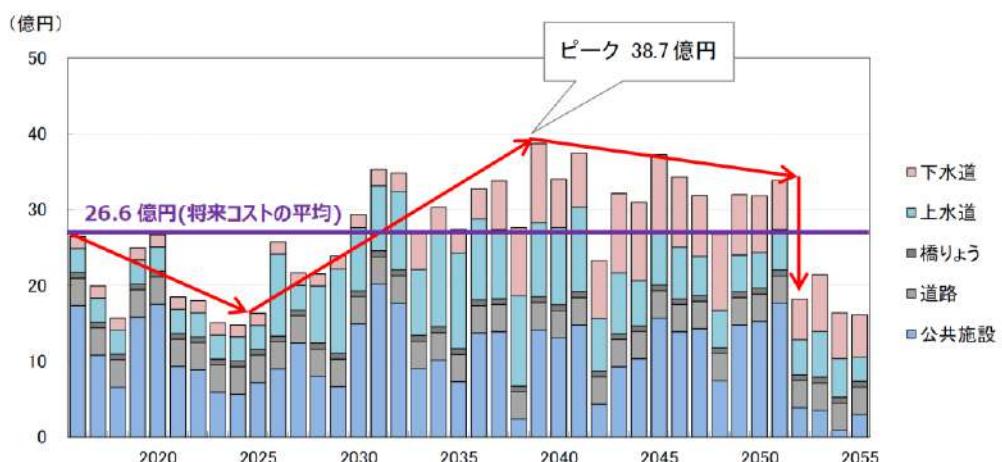


図 4.43 公共施設・インフラ施設の更新費推計

出典：広陵町公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月）



図 4.44 普通建設事業費の見通し

出典：広陵町公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月）

4.8 地価動向

本町の地価は、以下のとおりです

- ・真美ヶ丘地域：100,000 円/m²程度
- ・広陵西地域：40,000 円/m²～90,000 円/m²
- ・広陵北地域：市街化区域で 40,000 円/m²程度、市街化調整区域で 30,000 円/m²程度

地価の推移をみると、平成 20 年あたりに一度上昇に転じるもの、その後ほぼ横ばいとなっています。

| 標準地番号 | 地域 | 住所 | 用途地域（容積率/建ぺい率） | R4.1.1価格（円/m ² ） |
|-------|------|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 | 広陵西 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字平尾 1 8 8 番 3 3 | 第一種住居地域 (200/60) | 68,800 |
| 2 | 真美ヶ丘 | 奈良県 北葛城郡広陵町馬見北 2 - 6 - 3 0 | 第一種中高層住居専用地域 (150/50) | 99,600 |
| 3 | 広陵北 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字寺戸 3 2 6 番 2 | 市街化調整区域 (200/60) | 31,600 |
| 4 | 広陵北 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字弁財天 2 3 2 番 1 0 | 第一種住居地域 (200/60) | 42,800 |
| 5 | 真美ヶ丘 | 奈良県 北葛城郡広陵町馬見南 1 - 7 - 3 0 | 第一種中高層住居専用地域 (150/50) | 117,000 |
| 6 | 広陵西 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字安部 5 6 4 番 1 | 第一種住居地域 (200/60) | 40,600 |
| 7 | 広陵北 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字萱野 5 7 5 番 2 | 第一種住居地域 (200/60) | 40,300 |
| 8 | 広陵西 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字大塚 5 7 6 番 6 外 | 第一種中高層住居専用地域 (150/50) | 73,400 |
| 5-1 | 広陵西 | 奈良県 北葛城郡広陵町大字大塚 6 9 番 3 外 | 準住居地域 (200/60) | 85,900 |

表 4.18 本町における地価公示（千円/m²）

出典：国土交通省地価公示（令和 4 年 1 月 1 日）

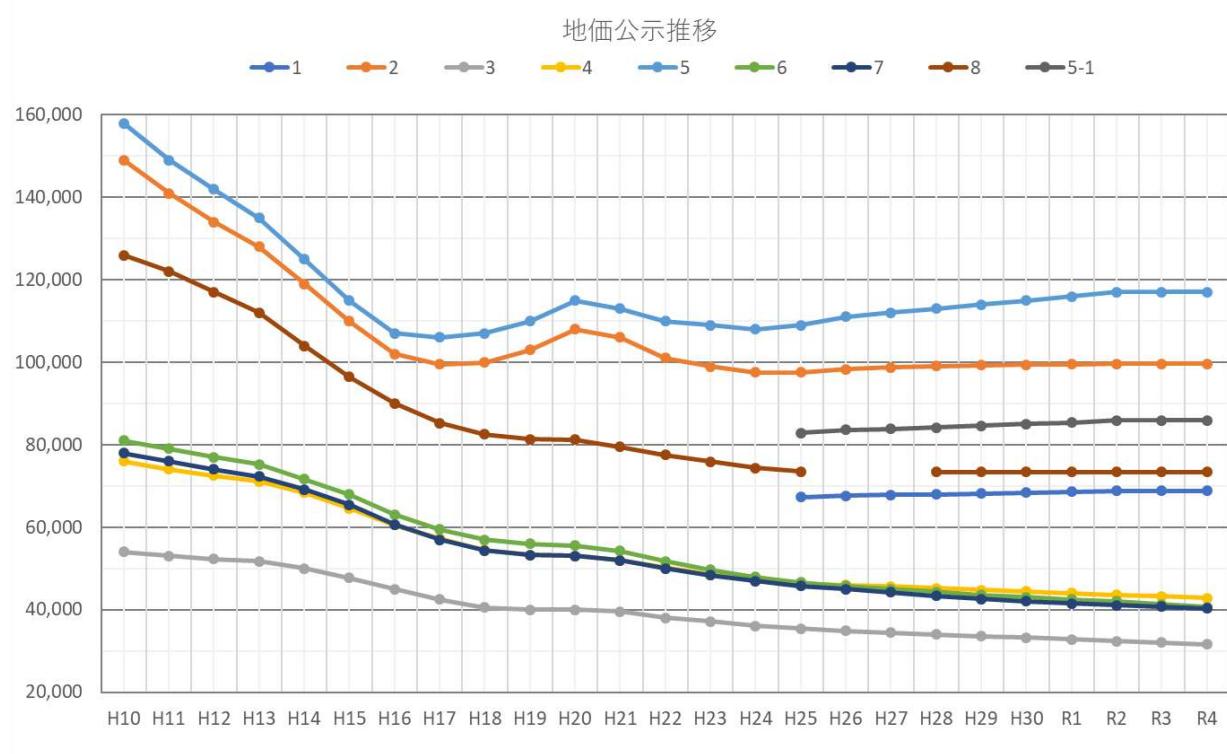


図 4.45 本町における地価公示の推移

出典：国土交通省地価公示

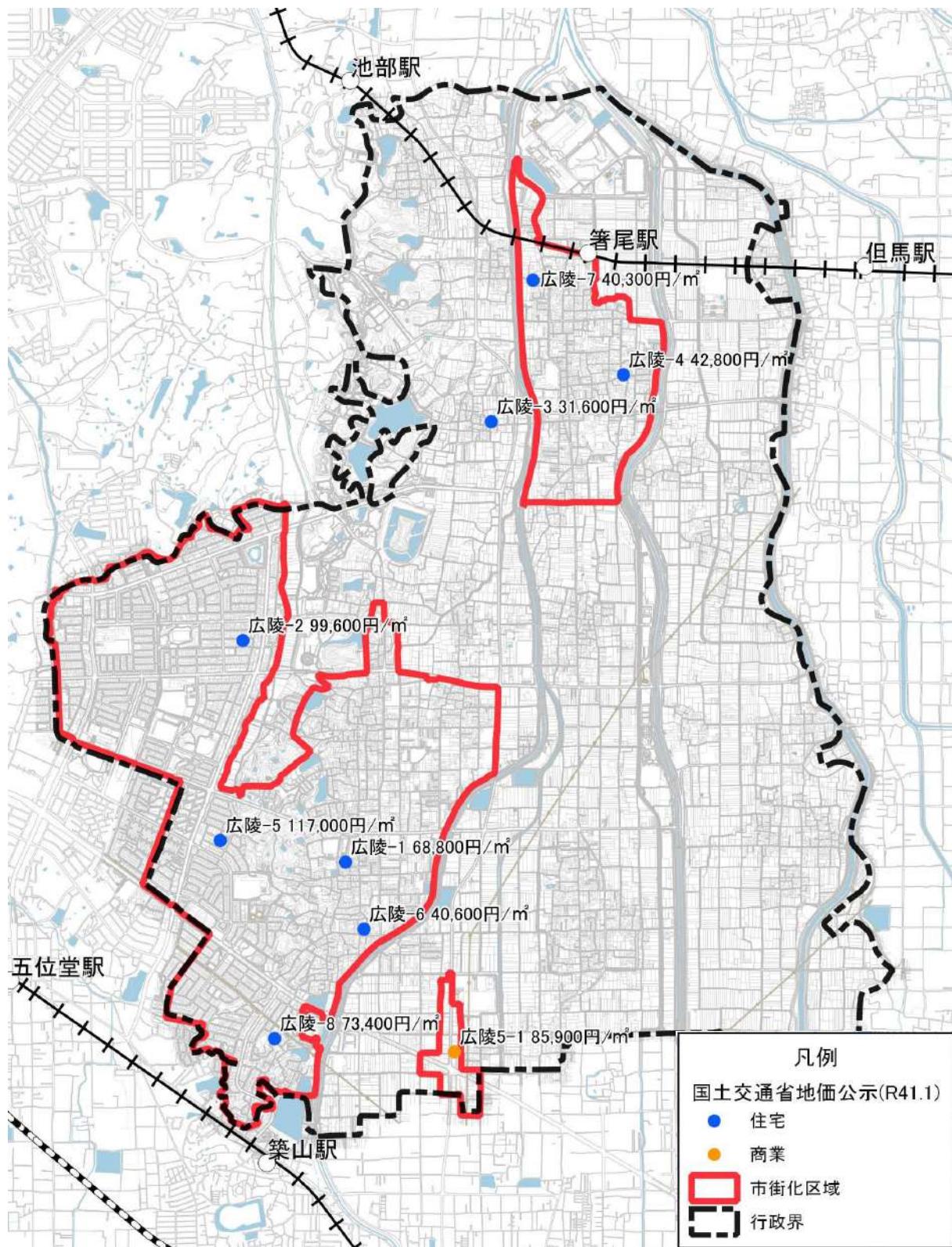


図 4.46 本町における地価公示の推移（位置図）

出典：国土交通省地価公示

5. 立地適正化計画の基本方針

5.1 立地適正化計画に係る都市構造と現況・課題

■ 1 現況と課題のまとめ

| 現況のまとめ | 課題のまとめ |
|---|--|
| 1【都市の成り立ち】 <ul style="list-style-type: none">○分散された集落都市構造を形成<ul style="list-style-type: none">・計画的な住宅地開発による真美ヶ丘地域・旧の中心集落や農村地域・歴史的な継続性を持った環濠集落 | 【都市構造の再構築に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○居住地の適正な区域設定と道路・交通ネットワークを結ぶネットワーク型都市構造の構築が必要 |
| 2【人口】人口動向・地域分布 <ul style="list-style-type: none">○将来、人口減少へと転じる予測○比較的若い都市であるが、進学就職の若者世代の社会減が懸念○転入は近隣市町村から、転出超は県外へ○地域によって若い世代（年少人口）、働き手の世代、高齢者などの偏在化が進む傾向 | 【都市機能の適正化】 <ul style="list-style-type: none">○将来、予想される人口減少の歯止め○大都市等への人口流出防止の取り組み○年齢構成の偏る地域に対する生活サービスの適正化 |
| 3【産業】産業・労働 <ul style="list-style-type: none">○就業人口が多いのは製造業、産業別では第1次産業、第2次産業は減少傾向であるが下げる止まり○本町の失業率は全国や奈良県よりやや良好○製造業の主な担い手は男性、医療・福祉の主な担い手は女性 | 【都市機能誘導・居住誘導に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○職住近接した居住環境の形成・機能の充実○将来の人口減少に伴う経済縮小への備え |
| 4【土地利用】居住地の適正化・空き地・空き家 <ul style="list-style-type: none">○市街化調整区域は町域の7割以上○空き家数及び空き家率は近年やや増加傾向 | 【都市機能誘導・居住誘導に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○条例指定区域の歴史的継続性の確保○空き地・空き家の増加による市街地の低密度化の抑制 |
| 5【交通】道路・交通 <ul style="list-style-type: none">○都市計画道路の改良率は高いが、条例指定区域とのネットワークが脆弱○隣接市との広域連携により成立する公共交通ネットワークにより形成 | 【交通ネットワークの形成に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○脆弱な町内居住地間の道路ネットワークの充実（防災100年道路の検討）○町域を超えた交通ネットワークの継続的な運用に向けた広域連携の強化 |
| 6【都市機能】生活・サービス施設 <ul style="list-style-type: none">○都市機能は概ねカバーされるが、施設は市街化区域内外に立地○2つの図書館、充実したスポーツ・レクリエーション施設、竹取公園等の都市公園が立地 | 【生活サービス施設の適正配置に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○条例指定区域に起因する都市機能の分散への対応○既存ストック（竹取公園等）の活用と新たなぎわいの創出 |
| 7【財政】行政運営・地価 <ul style="list-style-type: none">○公共施設の更新等費用は財源不足の見込み | 【持続的な都市経営に向けて】 <ul style="list-style-type: none">○財源不足に対する効率的・計画的な行政運営 |

| 現況のまとめ | 課題のまとめ |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地価動向は、平成 20 年まで減少傾向にあつたが、その後、減少傾向が続く地域（広陵北地域）と、下げ止まりが見られる地域（真美ヶ丘地域）とが存在し、地域差が見られる | |
| 8 【防災・ハザード】 <ul style="list-style-type: none"> ○低平な河川合流地域における災害リスクへの対応 ○浸水被害防止区域（特定都市河川被害対策法）における居住誘導区域への対応 | 【安全安心な居住に向けて】 <ul style="list-style-type: none"> ○河川低平地における安全安心な暮らしの確保への対応 ○浸水被害防止区域への指定により、大幅な都市構造の再編が必要 |

■2 上位関連計画におけるまちづくりの基本理念

| まちづくりの上位関連計画 | 内容 |
|--|--|
| ■第5次広陵町総合計画素案（令和4年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○まちの将来像「beHappy~未来につながるまち広陵~」 ○まちづくりの基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・人口密度が適度に維持された持続可能でコンパクトな市街地の形成 ・市街化区域における空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地の解消 |
| ■広陵町都市計画マスター プラン | <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの目標 <ul style="list-style-type: none"> ①少子高齢化・人口減少に対応する『持続可能な都市』づくり ②まちへの誇りや愛着をもった『魅力都市』づくり ③住民参加により取組む『協働都市』づくり ○将来都市構造 [都市活動の7つの拠点] <ul style="list-style-type: none"> ①業務・サービス拠点 ②生活・文化交流拠点 ③交通・商業拠点 ④沿道サービス拠点 ⑤環境・健康拠点 ⑥賑わい拠点 ⑦産業集積拠点 |
| ■第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版（令和4年4月） | <ul style="list-style-type: none"> ○基本目標 I ・次世代を担う子どもが輝けるまち ○基本目標 II ・地域が活性化するまち ○基本目標 III ・生活基盤が充実したまち <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち |

■3 まちづくりに関する住民の意見

【まちづくりに関する住民の意見】第5次広陵町総合計画素案（令和4年3月）より

- 継続的な取組：インフラ、防犯、安全、子育て支援、福祉等
- 優先的な取組：高齢者、障がい者、教育、道路・交通の充実等
- 必要に応じた取組：商業、農業、スポーツ文化、コミュニティ等
- 長期的な取組：生涯学習、行政サービス等

| 【第Ⅱ象限】満足度低・重要度高 | 【第Ⅰ象限】満足度高・重要度高 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者支援の充実・ 障がい支援の充実・ 学校教育の充実・ 道路・交通網の充実 | <ul style="list-style-type: none">・ 環境保全の推進・ 環境衛生の充実・ 上・下水道の充実・ 公園・緑地の保全・ 消防・防災の充実・ 防犯・交通安全の充実・ 保健・医療の充実・ 子育て支援の充実・ 地域福祉の充実 |
| 【第Ⅲ象限】満足度低・重要度低 | 【第Ⅳ象限】満足度高・重要度低 |
| <ul style="list-style-type: none">・ スポーツの振興・ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・ 青少年の健全育成・ 農業の振興・ 商工業の振興・ 観光・交流の振興・ 土地利用と市街地の整備・ 住宅施策の推進と定住・転入の促進・ 人権の尊重と男女共同参画の形成・ コミュニティの育成・ 協働のまちづくりの推進・ 自立した自治体経営の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 生涯学習の推進・ 行政サービスの充実 |

■4 都市が抱える課題＜マクロの視点＞

| | |
|---------------------------------------|--|
| 課題① 【少子高齢化・人口減少への対応】 | ■現在は人口増加、将来的には人口減少、高齢化が進行 <ul style="list-style-type: none">・若い世代、働き手の世代、子育て世代への暮らしの支援・進行する核家族化への居住環境対策・高齢化社会に対応したまちづくり・若者層の町外流出の抑制、近隣からの流入、広域化する転出への対応 |
| 課題② 【持続可能なまちづくり】 | ■居住地や都市機能が分散立地する都市構造 <ul style="list-style-type: none">・道路・交通のネットワーク機能の強化 ■集落による人口密度や年齢構成の偏り <ul style="list-style-type: none">・人口減少の緩やかな丘陵地と急速な条例指定区域における生活サービスの両立（都市機能の適正化） |
| 課題③ 【防災リスクへの対応】 | ■0.5m以上の浸水想定区域が広範に存在する低平な河川合流地域 <ul style="list-style-type: none">・激甚化・頻発化する自然災害へのリスクの低減・回避 |

5.2 まちづくりの将来都市像と方針

現況と課題を踏まえ、本町が目指すまちづくりの将来都市像と方針を以下に示します。

【まちづくりの将来都市像と方針】

■目指すべき本町の都市構造

多拠点ネットワーク型都市構造の形成

本町の分散する集落と充実した都市機能を道路・交通ネットワークにより結びつけることで、安全性、快適性、利便性に優れた持続可能な都市構造を形成

■将来都市像(ターゲット)

魅力があふれ、いつまでも住み続けたくなる生活都市

■まちづくりの方針（ストーリー）

1. <暮らし>生活サービスの相互連携

○居住誘導

- ・住み続けられる生活圏域を形成
- ✓ 都市機能の相互補完により、良好な生活サービスを維持し、誰もが暮らしやすい生活環境を形成
- ✓ 若者層の町外流出を抑制し、町外からの流入を促進するため雇用の場を確保

○都市機能誘導

- ・都市機能の強化
- ✓ 居住機能の維持、充実のための都市機能誘導施設の立地促進
- ・求心力のあるにぎわい拠点等を形成
- ✓ 商店街等の都市機能の集積や魅力ある公園や集客施設等をいかし、生活サービスの提供拠点を形成

2. <交通>都市を結ぶ移動手段の確保

○道路・公共交通ネットワーク

- ・広域連携による近隣圏域ネットワークの構築
- ・市街地周辺の集落の暮らしを充実させる町内ネットワークの構築

3. <防災>災害リスクの回避、低減

○災害に強い都市構造の形成

- ・洪水や地震等の災害リスクに対して、安全性、快適性に優れた居住環境の形成
- ・市街地及び周辺の集落を含む防災道路の充実（防災100年計画）による避難、救助、復旧、復興を支えるネットワークの形成

○災害リスクを抑制できる対策の実施

- ・災害への危険性に対する対策を実施と合わせて安全な地域への人口集積を促進

5.3 将来都市構造の検討

広陵町都市計画マスター・プランの将来都市像の具現化に向け、先に示す目指すべき都市構造により、居住や都市機能の誘導を図ります。

都市構造は行政、商業・業務、医療・福祉、歴史・文化等の都市機能の立地や集積を図る「拠点」と拠点間や隣接市等との連携を図る「交通軸」により形成していきます。

都市構造の骨格となる「拠点」と「交通軸」を以下のように設定します。

表 5.1 「拠点」「交通軸」の設定

| 拠点・交通軸 ★生活サービス施設 | | 定義 | |
|----------------------------|---------------|---|--|
| 都 市 計 画 区 域 | 市街化区域 ★ | <p>【市街化区域とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第7条第2項） | |
| | 居住誘導区域 ★ | <p>【中心拠点とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点 <p>【地域／生活拠点とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点 広域的な公共交通アクセスに優れるとともに、まとまった商業用地などの都市的土地利用が行われ、生活サービスなどの都市機能を提供する広陵町の中心となる拠点を設定 | <p>【居住誘導区域とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域 |
| | 都市機能誘導区域 ★ | | <p>【都市機能誘導区域とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定され、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域 |
| | 集落エリア ★ | <p>【集落（生活）エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例指定区域 身近な生活関連サービスを提供する拠点 | |
| | 市街化調整区域 | <p>【市街化調整区域とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条第3項） | |
| | 交通軸 ※都市軸 | <p>【広域連携軸とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町域を貫くとともに、拠点間・市街化区域を結ぶ「都市軸」を設定 | |

★生活サービス施設とは

| | |
|---------------------|---|
| 【都市機能（都市の生活を支える機能）】 | ・医療・福祉・子育て支援・商業 |
| 【生活サービス施設】 | <ul style="list-style-type: none"> 医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設 商業施設…スーパー・マーケット、コンビニなど |

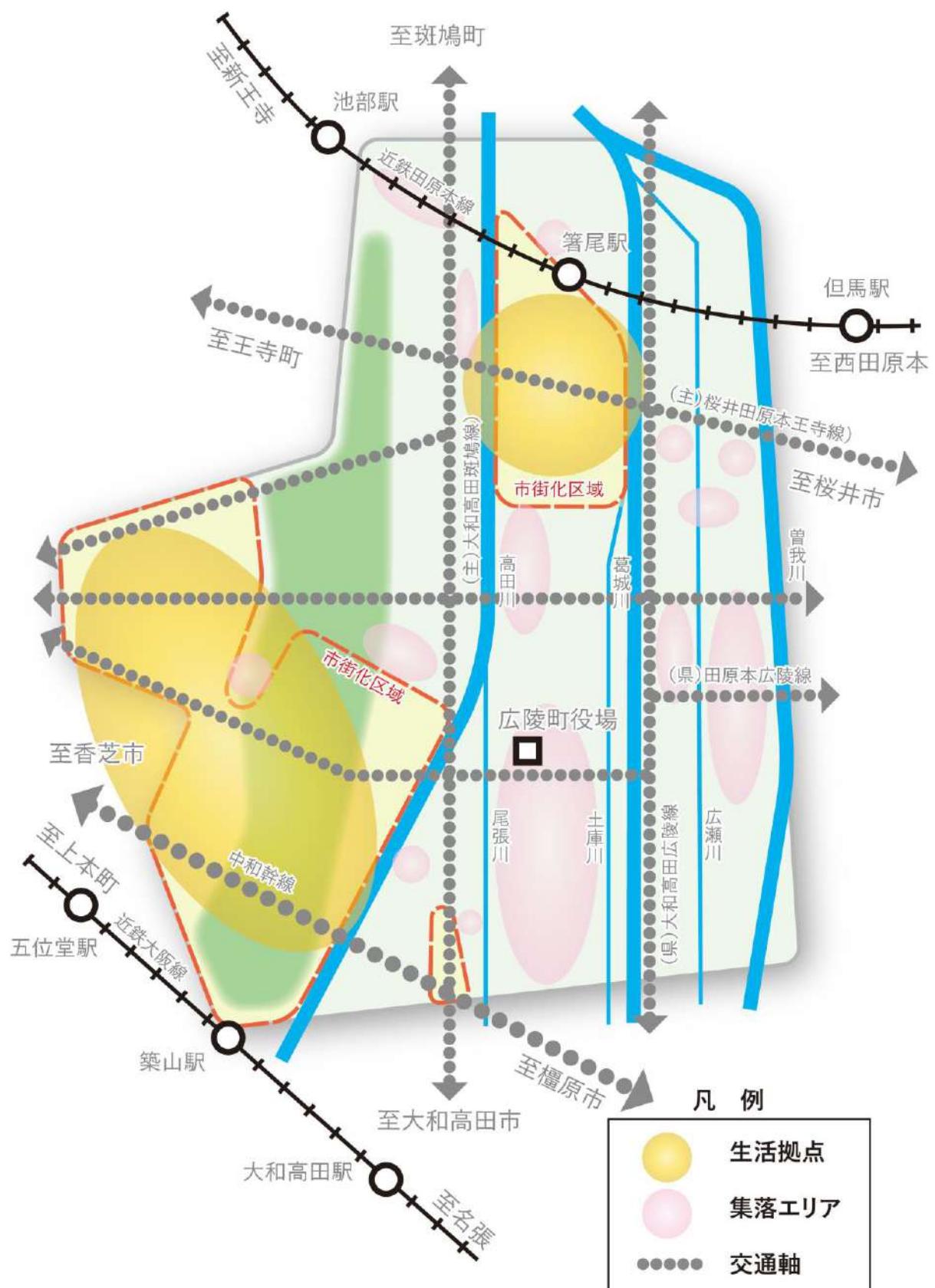


図 5.1 目指すべき都市構造

6. 誘導区域の設定

6.1 居住誘導区域の設定

6.1.1 居住誘導区域の対応方針

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となります。

このため居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めることとされています。

広陵町における居住誘導区域の考え方を以下に示す。

■ 設定にあたって採用する諸元（都市機能、誘致圏等）

※ 1 生活を支える都市機能（生活サービス機能）

- ：医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所（徒歩圏 800m）
- ：福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設（高齢者徒歩圏 500m）
- ：商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店（徒歩圏 800m）
- ：金融機能、教育機能、文化・交流機能等（徒歩圏 800m）
- ：行政機能

※ 2 徒歩圏

- ：一般的な徒歩圏である半径 800mを採用
- ：「高齢者徒歩圏」は、高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500mを採用
- ：鉄道駅は 800m、バス停は 300m を採用

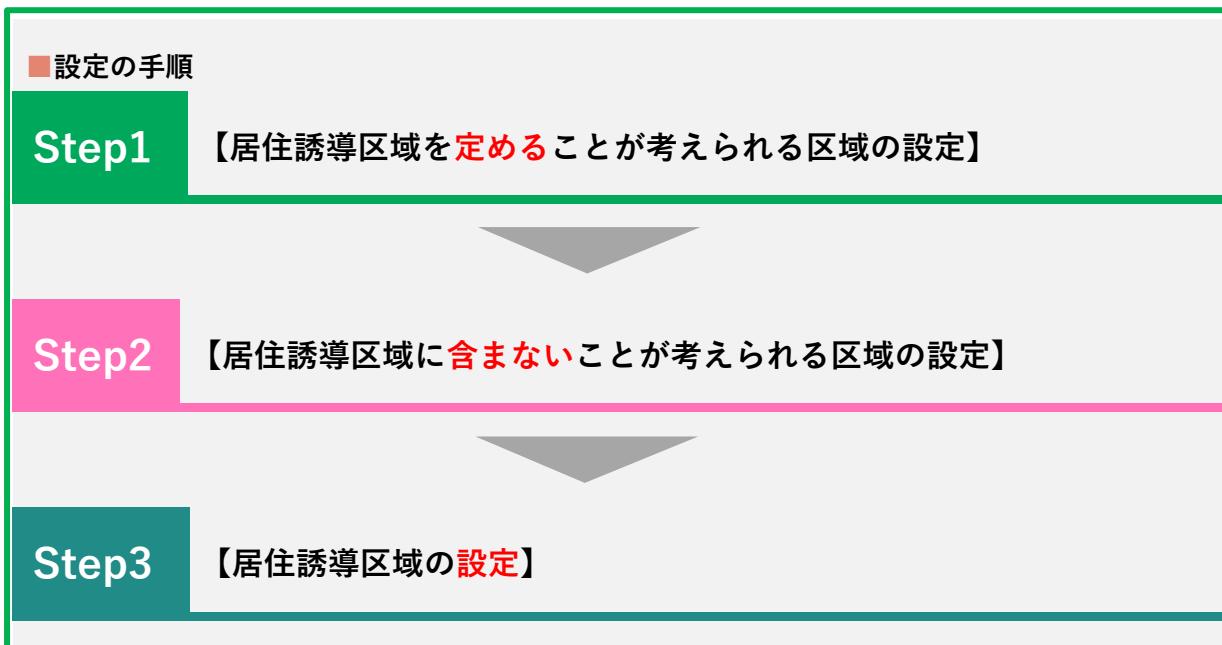
出典：都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月 国土交通省都市局都市計画課）

6.1.2 居住誘導区域の設定

居住誘導区域設定の考え方

- 本町の居住誘導区域は、市街化区域を対象とします。また、市街化区域のうち、都市機能や居住が集積している箸尾駅南側周辺の生活拠点、柳板大谷線沿いの真美ヶ丘地域などの生活拠点並びにその周辺の区域、及び DID 区域を含み、公共交通や徒歩により生活サービス施設に容易にアクセスできる利用圏として一体的な区域を設定します。
- 設定にあたっては、市街化調整区域やレッドゾーン等は除外します。なお、広陵町にレッドゾーンはありません。
- イエローゾーンや洪水浸水想定区域などのハザード区域については、災害時の被害を最小化する「災害リスクの回避、低減の取組」の考え方を基本とし、ハード整備や地域防災計画に基づく住民等と連携した対策を継続的に行うことにより、特に適当でないと判断される場合を除き、居住誘導区域に設定することとします。

本町における居住誘導区域は、以下の手順に従って設定を行います。



■居住誘導区域の設定

Step1 【居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定】

■Step1-1 都市機能や住居が集積している区域

- ・市街化区域内の都市機能や住居が集積している都市の生活拠点並びにその周辺の区域

【要件1】一定の区域において人口密度を維持することとし、以下のいずれかを満たす区域

○30人／ha以上の区域

- ・令和2年の人口密度は、市街化区域が53.7人／haです。
- ・地域別に見ると、全域が市街化区域となる真美ヶ丘地域は120人／ha以上の地域をはじめ、市街化区域と馬見丘陵の南部を含む広陵西地域は80人／ha以下の地域を有しており、人口の集積があります。
- ・箸尾駅南側に位置する市街化区域及び条例指定区域を有する広陵北地域や広陵東地域は、40人／ha以下の地域が分散立地し、市街化区域からのにじみ出しを見せています。
- ・以上から、今後も市街化区域内の人口密度を維持し、区域外へのにじみだしを抑制し、まとまった市街地を形成し続けると考えられる区域として、通常DIDの基本単位となる40人／ha及びその周辺に広がる30人／haの区域を設定します。

○平成22年～令和2年の総人口の増加がある区域（0%以上）

- ・市街化区域内における平成22年と令和2年の人口増加は、広陵西地域で特に増加が見られます。本地域は、工場跡地が住宅になるなど、引き続き、市街化区域内の住宅的土地利用が図られる見込みです。
- ・このため、今後も一体となって市街地を形成する可能性のある区域として、ここ10年（平成22年～令和2年）で人口増加がある区域を設定します。

【要件2】行政機能、商業・業務、医療・福祉等の本町の生活を支える都市機能が集積する区域

○生活を支える都市機能（生活サービス機能）のうち、商業施設、医療施設・高齢者福祉施設・子育て支援施設のいずれかを満たす区域

- ・市街化区域内のうち、商業施設、医療施設、子育て支援施設は徒歩圏を800m、高齢者福祉施設は徒歩圏を500mとして設定します。

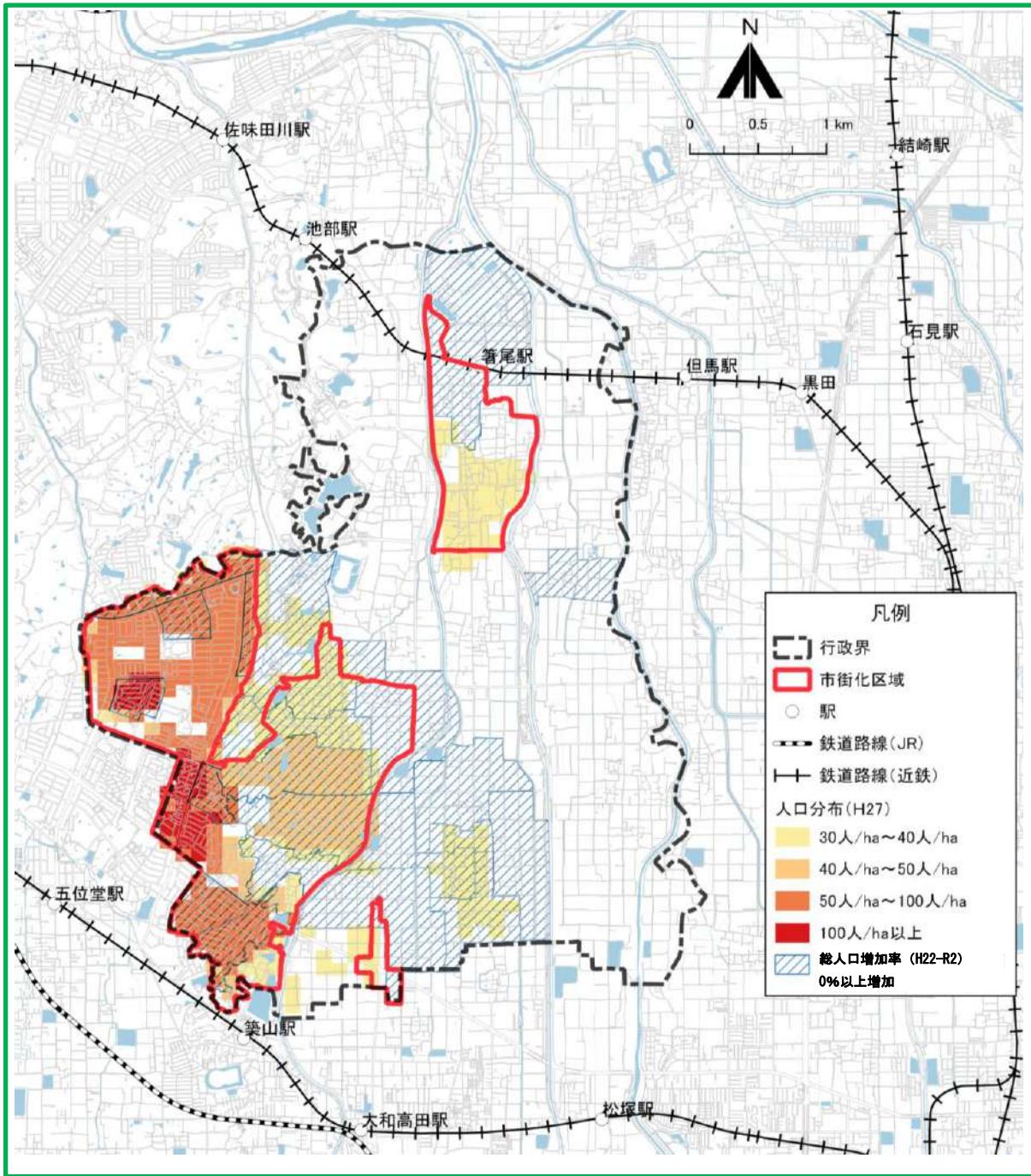


図 6.1 【要件 1】30 人／ha 以上、人口増減率（H22～R2）0% 以上の区域

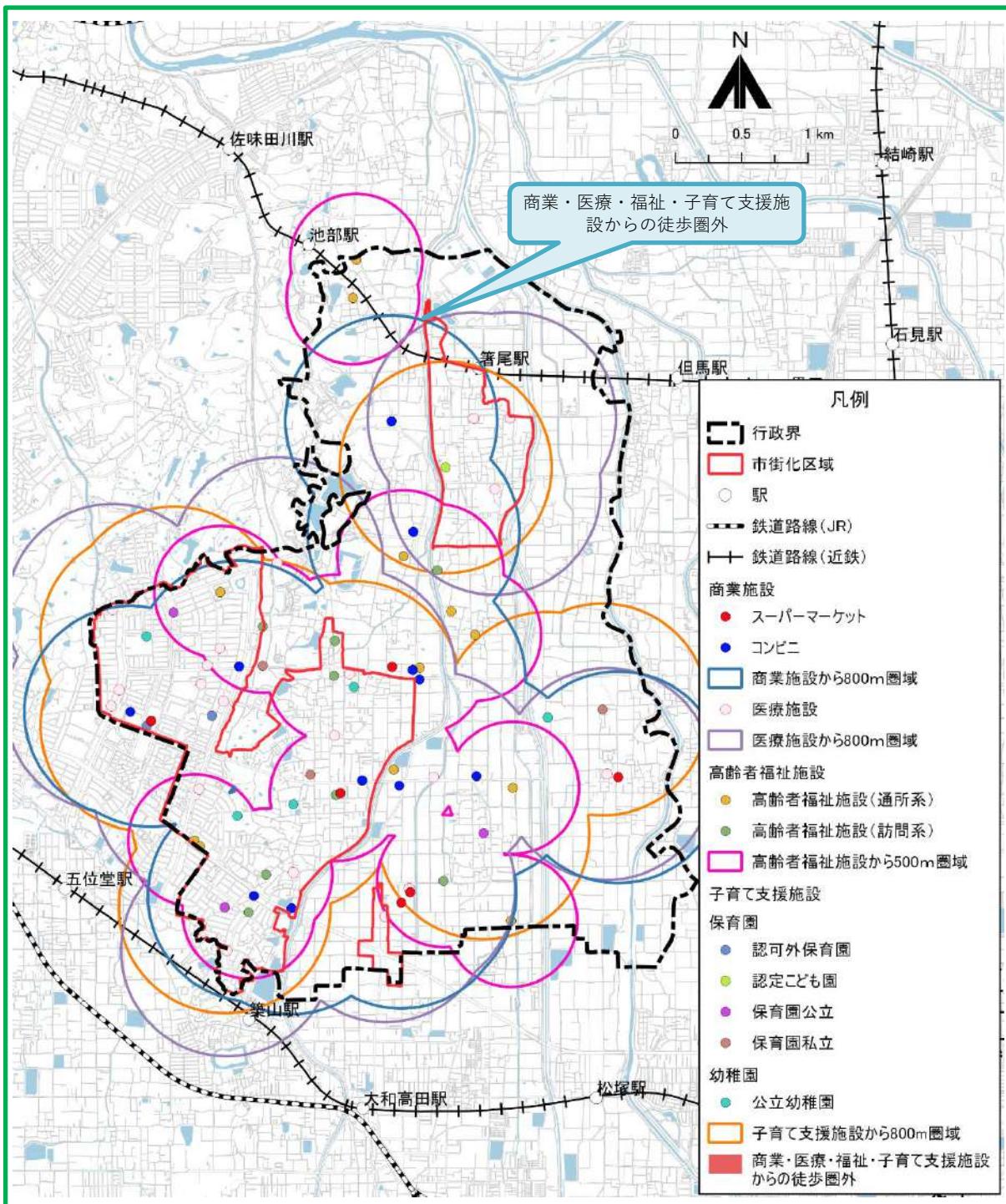


図 6.2 【要件 2】都市機能として商業、医療・福祉、子育て支援機能が集積する区域

■ Step1-2 公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

- ・都市の生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市機能の利用圏として一体的である区域

【要件3】生活拠点の利用圏として、都市軸からの徒歩圏など、以下のいずれかを満たす区域

- 生活拠点において、日常生活の利便性が高い鉄道駅徒歩圏（800m）、バス停徒歩圏（300m）のいずれかを満たす区域

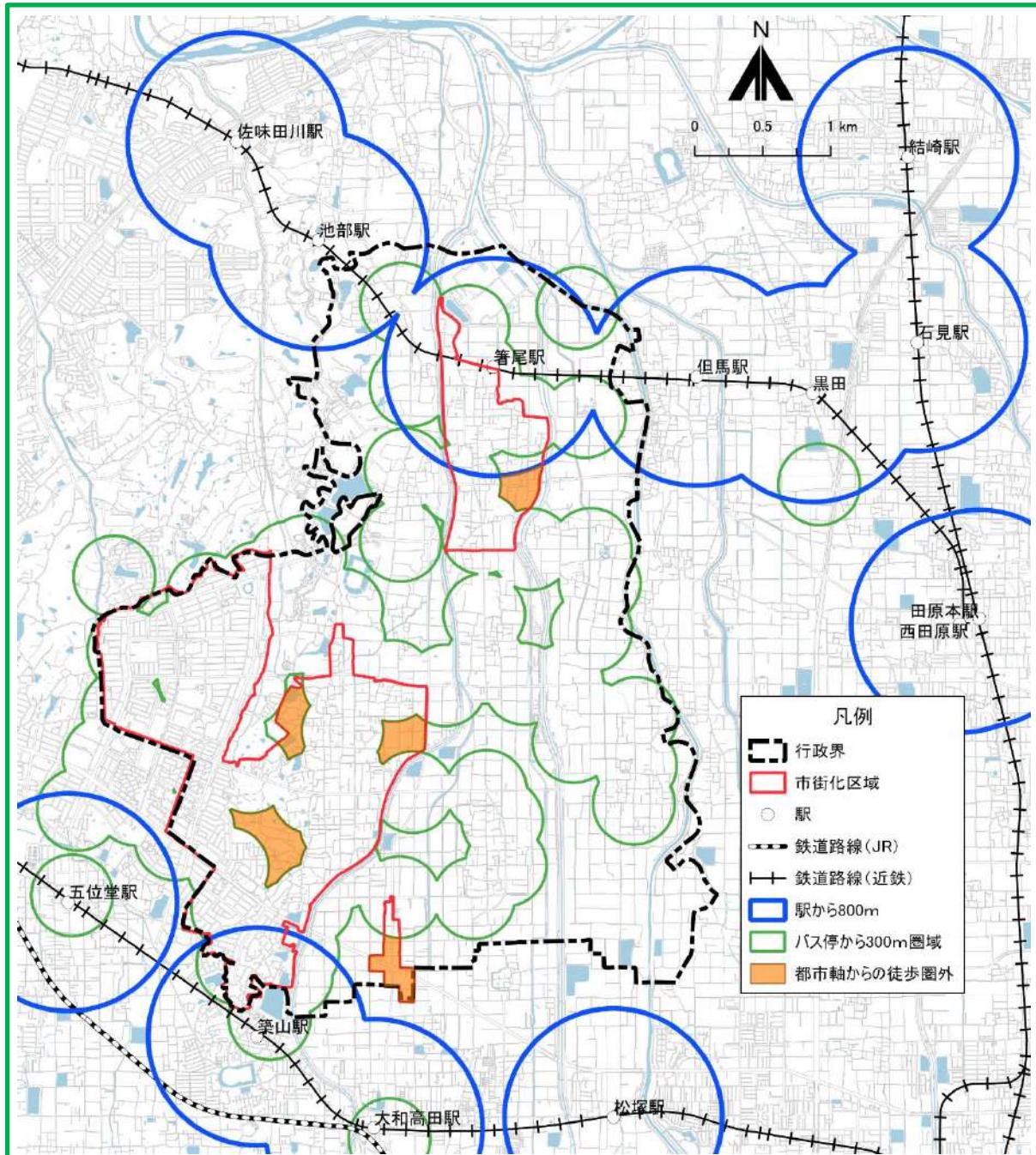


図 6.3 【要件3】都市軸からの徒歩圏となる区域

Step2

【居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定】

■ Step2-1 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・Step1で対象とする区域から以下の区域を除外します。

【除外要件 1】 レッドゾーン等

○原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき以下の区域（いずれも該当なし）

- ・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ・まとまった農地・採草放牧地
- ・保安林の区域
- ・土砂災害特別警戒区域【急傾斜地の崩壊】【土石流】
- ・災害危険区域（建築基準法第39条第1項に掲げる区域以外）
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

【除外要件 2】 イエローゾーン等

○災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき以下の区域（一部該当あり）

- ・土砂災害警戒区域【急傾斜地の崩壊】【土石流】（該当なし）
 - ・浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）（一部該当あり）
 - 氾濫流：該当なし（市街化調整区域に存在）
 - 河岸侵食：高田川沿い、葛城川沿いに存在→除外
- ※広陵町に存在する氾濫流は、市街化調整区域に存在するもののみです。
- ※河岸侵食は基盤からの流出であり、対応策がないため居住誘導区域から除外します。

■ Step2-2 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

- ・工業系用途地域のうち、今後の空地化の進展などで引き続き居住の誘導を図るべきではないと判断する区域及び住宅以外の土地利用の区域はStep1で対象とする区域から除外します。
- ・準工業地域は原則含めるが、箸尾準工業地域は産業集積地区としての計画中であり、引き続き居住の誘導を図るべきではない区域として除外します。

【除外要件 3】

○適当ではないと判断し、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ・工業地域（該当なし）
- ・箸尾駅周辺地区のうち、工場誘致の計画中の箇所

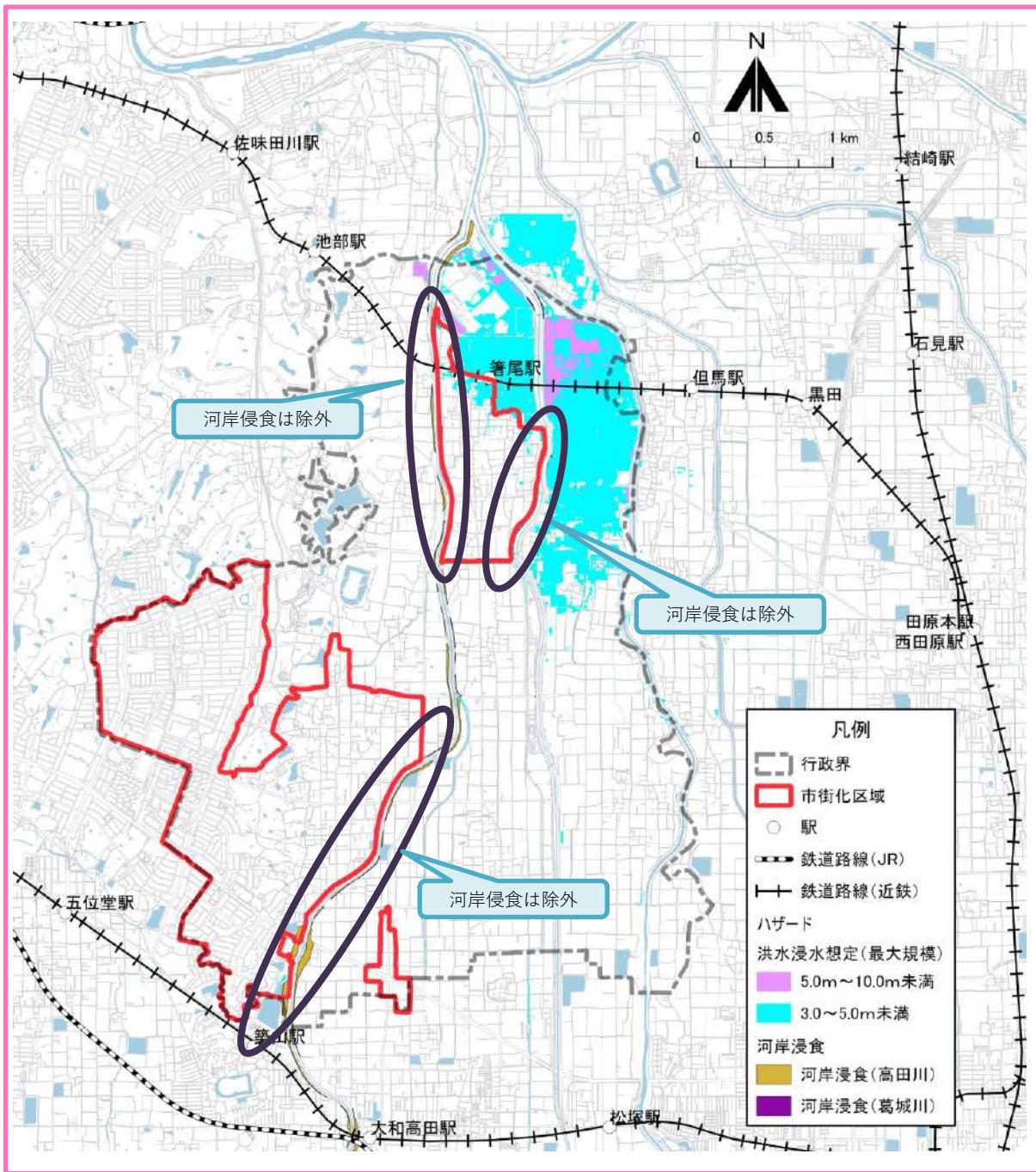


図 6.4 【Step2-1】居住誘導区域に含まないこととされている区域

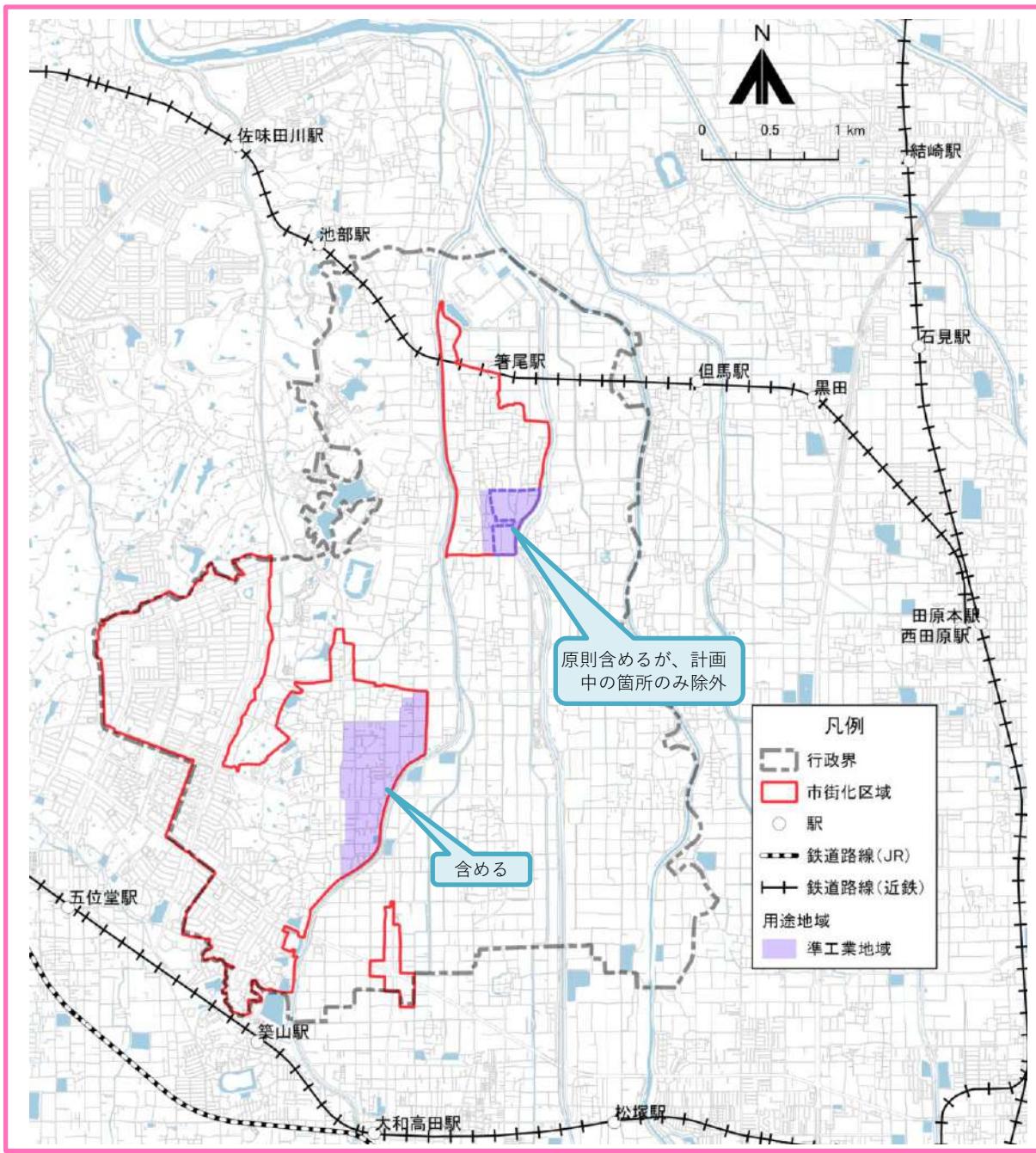


図 6.5 【除外要件 3】居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

Step3 【居住誘導区域の設定】

■ Step3 居住誘導区域の設定

- ・居住誘導区域は、Step1、Step2 の要件を全て満たす区域を踏まえて設定

【適用除外】 DID 地区、地域活性化のための施設や公共施設等が計画中の区域は例外として

含む（区域境界は、法線、地形地物、一体的な居住地等により調整）

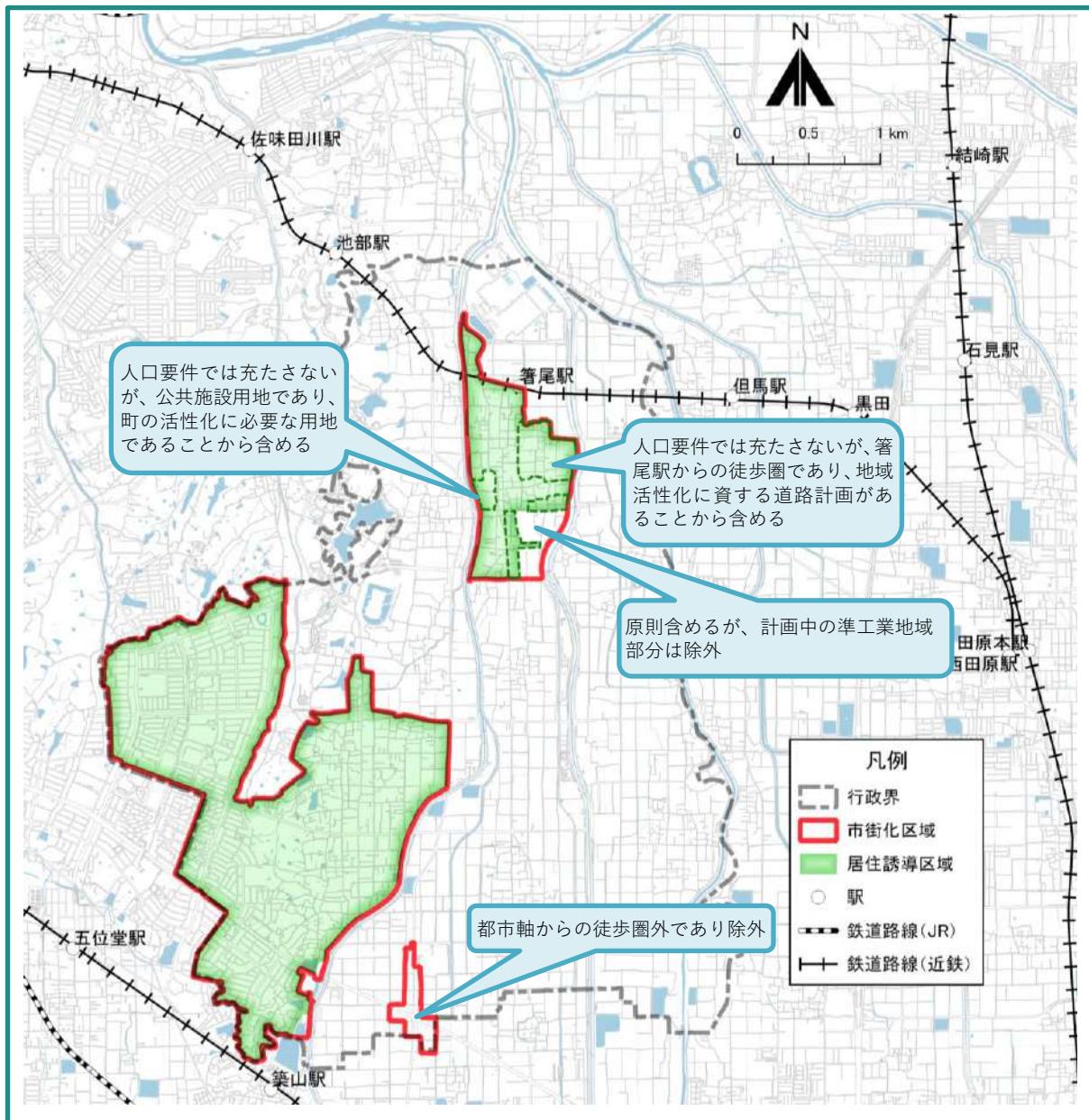


図 6.6 【適用】居住誘導区域の設定

表 6.1 居住誘導区域内の諸元

○居住誘導区域内人口（千人）

| 平成 27 年（2015 年） | | | 令和 27 年（2045 年） | | |
|-----------------|--------|------|-----------------|--------|------|
| 市街化区域 | 居住誘導区域 | カバー率 | 市街化区域 | 居住誘導区域 | カバー率 |
| 22.5 | 21.9 | 97% | 20.7 | 19.8 | 95% |

○居住誘導区域面積（ha）

| 市街化区域 | 居住誘導区域 | カバー率 |
|--------|--------|------|
| 459 ha | 435 ha | 95% |

6.2 都市機能誘導区域の設定

6.2.1 都市機能誘導区域の対応方針

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきとされています。

本町における都市機能誘導区域の考え方を以下に示します。

6.2.2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域設定の考え方

- 本町は、「求心力のあるにぎわい拠点を形成」の実現化に向けた骨格構造として、生活拠点を位置付けており、これらの集約拠点や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等を、まちの活力を支える都市機能誘導区域として設定し、都市機能の誘導を図ります。
- 広陵町都市計画マスターplanにおける将来都市構造のうち、市街化区域にある拠点を候補地区として、選定します。
- 選定された候補地区のうち、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲を設定します。

本町における都市機能誘導区域は、以下の手順に従って設定を行います。

■ 設定の手順

Step1 【都市の拠点となるべき区域の設定】

Step2 【都市機能誘導区域の規模の検討】

Step3 【都市機能誘導区域の設定】

Step1 【都市の拠点となるべき区域の設定】

■ Step1-1 都市機能が一定程度充実している区域

【要件 1】

- ・広陵町都市計画マスター・プランにおける将来都市構造のうち市街化区域にある拠点を設定

○業務・サービス拠点

- ・町役場周辺から JA ならけん広陵支店前交差点周辺地区に至るエリアにおける公共
公益施設や商業・業務施設などが整備された本町の中心地

○生活・文化交流拠点

- ・真美ヶ丘ニュータウンの市民利用施設や大学などの教育施設、商業サービス施設が
集積している拠点

○交通・商業拠点

- ・箸尾駅の利用による人の流れが集中し、利便性を活かした、計画的な市街地整備を
進める拠点

○沿道サービス拠点

- ・中和幹線と大和高田斑鳩線の交差点付近のサービス施設・商業施設の立地誘導等に
よる機能向上を務める拠点

■ Step1-2 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区 域

【要件 2】

- ・市街化区域及び隣接する場所に位置する都市活動の拠点のうち、商店街による商店や金融等の日常生活に必要な生活サービス施設等の集積が見込まれる生活拠点としての近隣商業地域周辺を設定
- ・生活拠点の利用圏として、交通軸（都市軸）へのアクセス利便性が高い区域
※バス停徒歩圏（300m）、箸尾駅徒歩圏（800m）のいずれかを満たす区域
(圏域図は Step2 参照)

○業務・サービス拠点

- ✓ 近隣商業地域
- ✓ 交通軸となる柳板大谷線沿線の街区のバス停徒歩圏（300m）
(役場～消防署及び周辺一帯の区間)

○生活・文化交流拠点

- ✓ 近隣商業地域
- ✓ 交通軸となる柳板大谷線沿道線沿道街区のバス停徒歩圏（300m）

○交通・商業拠点

- ✓ 近隣商業地域
- ✓ 箸尾駅からの徒歩圏（800m）

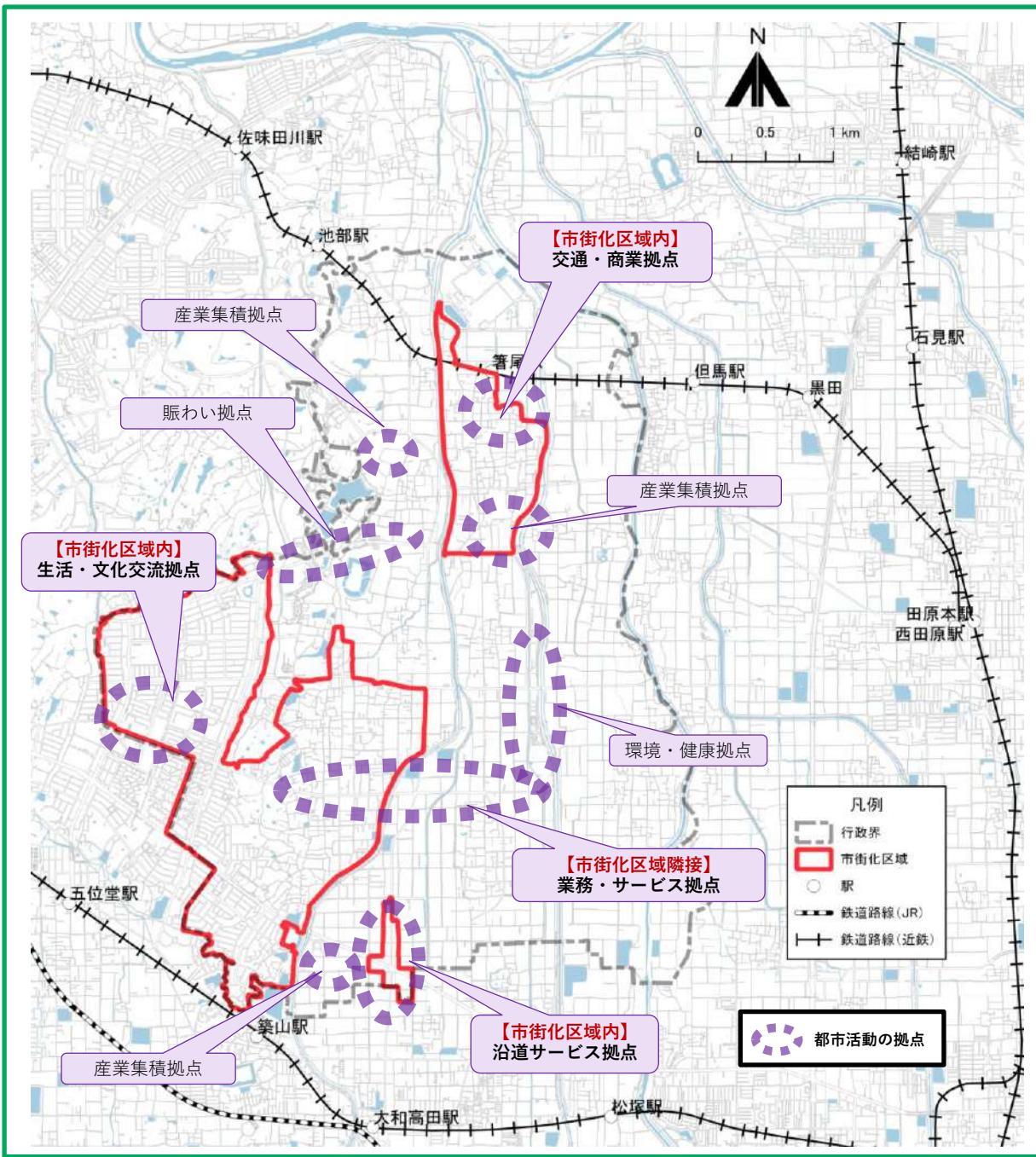


図 6.7 【要件 1】市街化区域内の都市活動の拠点

出典：広陵町都市計画マスター プラン（令和 5 年 月）将来都市構造より作成

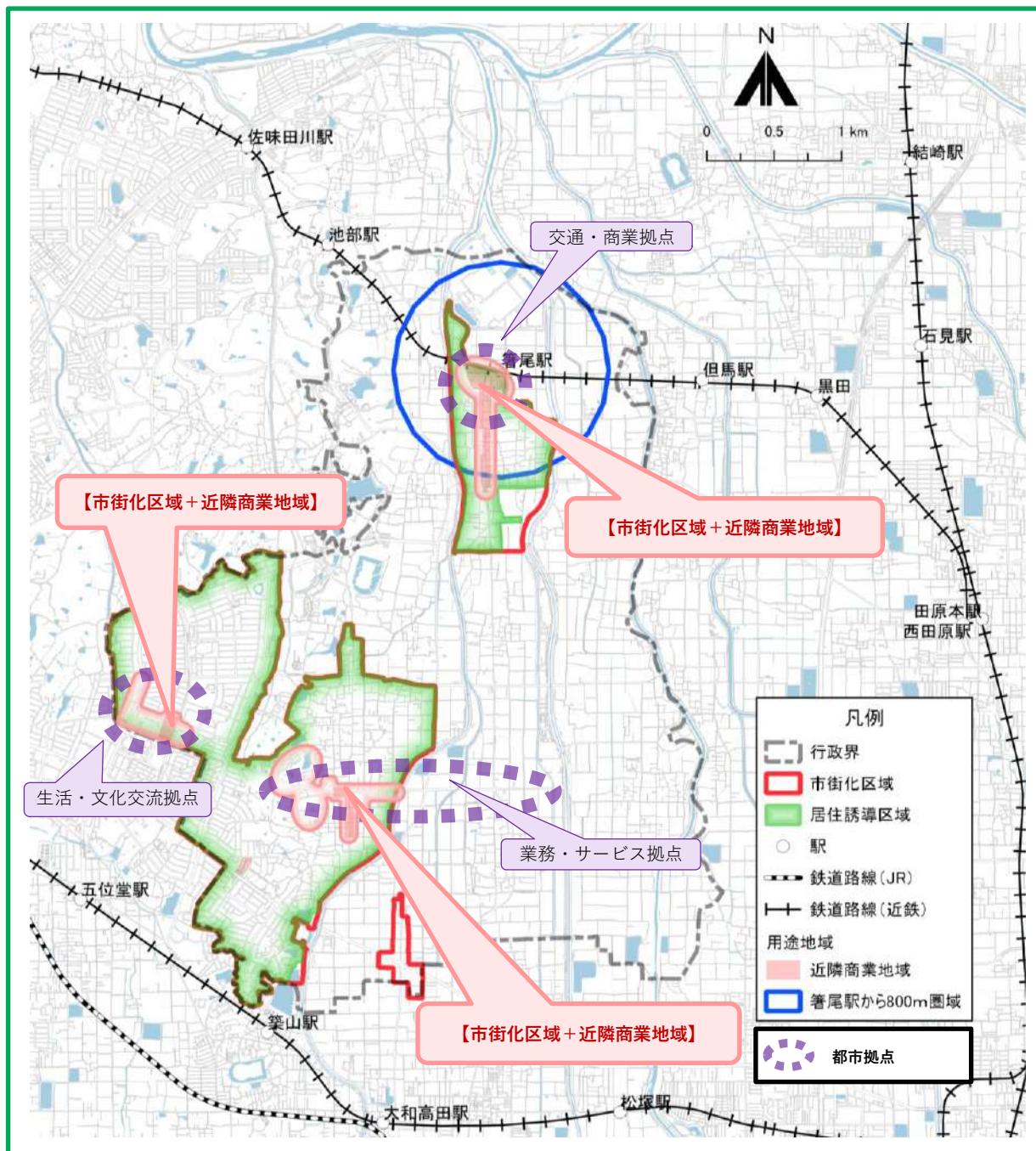


図 6.8 【要件 1、2】 都市の拠点となるべき区域の設定

出典：広陵町都市計画マスター・プラン（令和 5 年 月部分改訂）将来都市構造より作成

Step2

【都市機能誘導区域の規模の検討】

■ Step2

Step1 の都市機能が充実している範囲のうち徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲

【要件 1】

- ・生活拠点の利用圏として、鉄道駅及びバス停からの徒歩圏など、以下のいずれかを満たす区域を設定

○鉄道駅(箸尾駅)の徒歩圏 (800m)

○バス停からの徒歩圏 (300m)

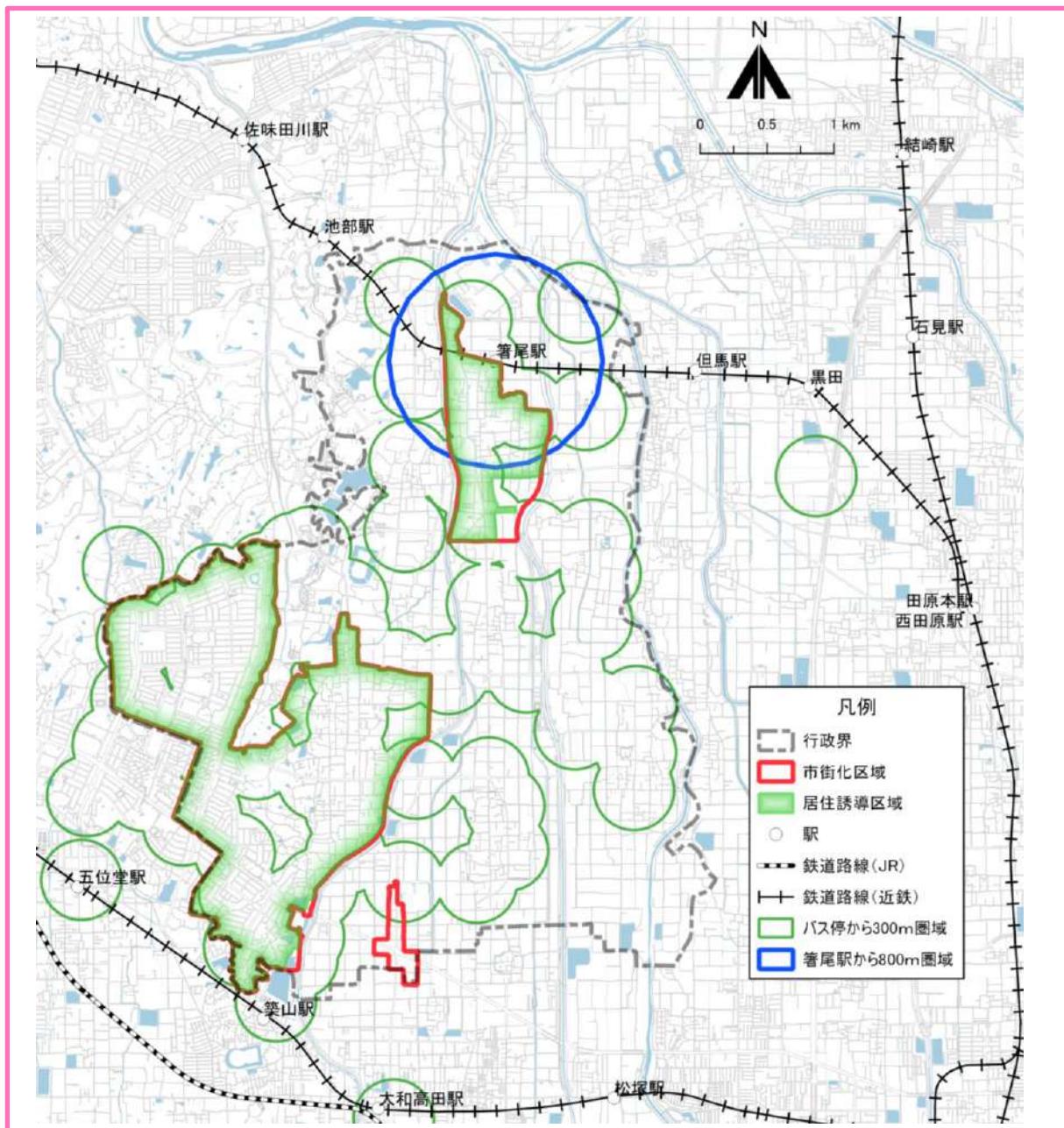


図 6.9 【要件 1】都市機能誘導区域の規模の検討（徒歩圏）

Step3

【都市機能誘導区域の設定】

■ Step3 都市機能誘導区域の設定

- ・都市機能誘導区域は、Step1、Step2 の区域を全て満たす区域として設定
- ✓ 用途地域、現状の都市機能の立地状況を踏まえ調整
- ✓ 住宅等以外の土地利用の区域は一部除外

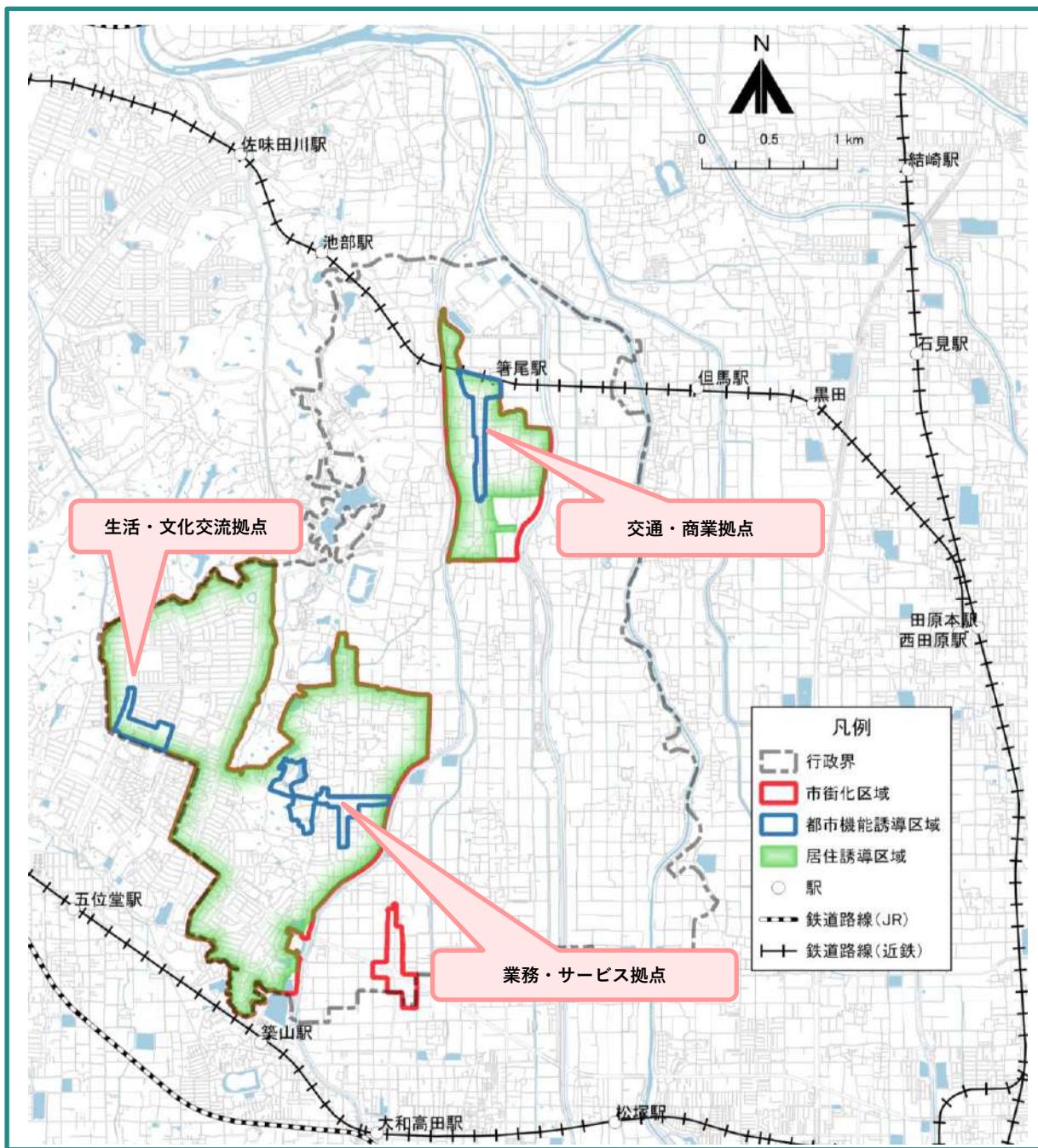


図 6.10 都市機能誘導区域の設定

表 6.2 都市機能誘導区域内の諸元

| 平成 27 年 (2015 年) | | | 令和 27 年 (2045 年) | | |
|------------------|----------|------|------------------|----------|------|
| 市街化区域 | 都市機能誘導区域 | カバー率 | 市街化区域 | 都市機能誘導区域 | カバー率 |
| 22.5 | 1.0 | 4% | 20.7 | 0.9 | 4% |
| 市街化区域 | 都市機能誘導区域 | | | カバー率 | |
| 459ha | 30 ha | | | 7% | |

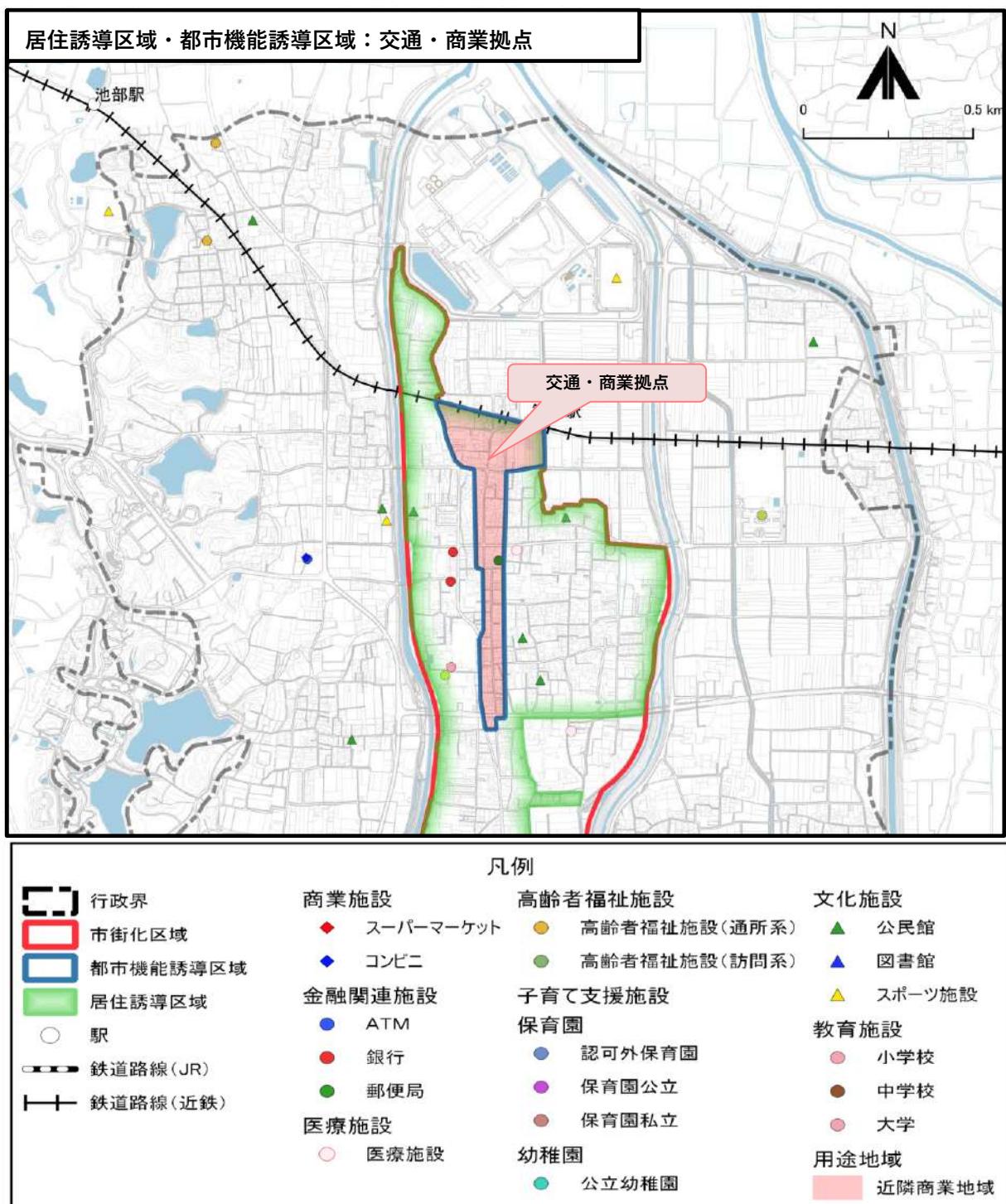


図 6.11 居住誘導区域・都市機能誘導区域：交通・商業拠点

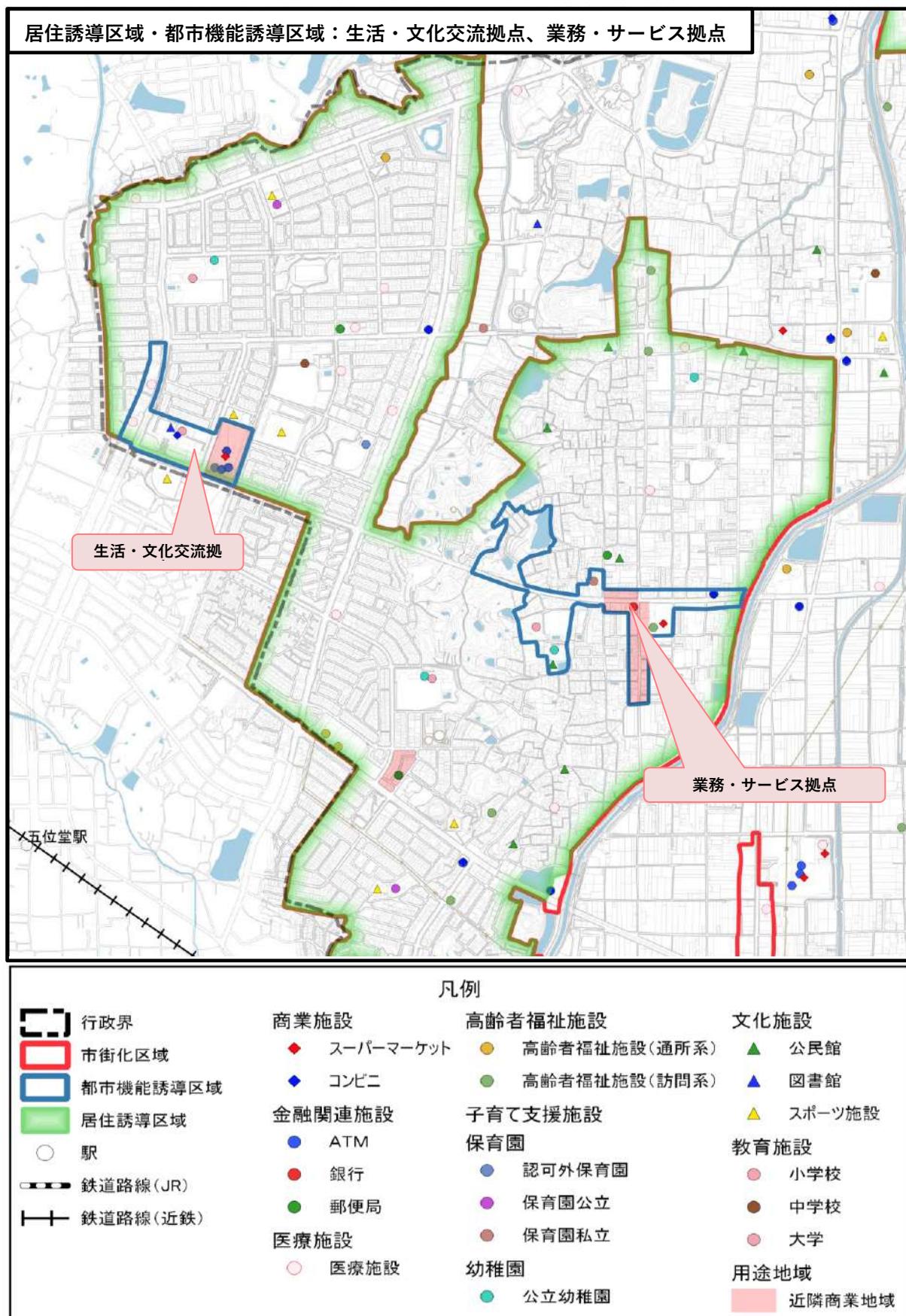


図 6.12 居住誘導区域・都市機能誘導区域：生活・文化交流拠点、業務・サービス拠点

7. 誘導施設の検討

7.1 誘導施設の設定方針

7.1.1 誘導施設について

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第81条に規定されています。また、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度ともなります。

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下のとおり定めることが考えられます。

7.1.2 誘導施設設定の考え方

先に示す都市機能誘導に関する方針等を踏まえ、誘導施設について整理します。

誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導する施設と、積極的な誘導の対象には含めず分散して立地することを許容する施設に区分して、施設配置や区域を設定します。

(1) 誘導する都市機能について

本町における対象施設は以下のとおりとします。

表 7.1 広陵町における都市機能別の対象施設

| 都市機能 | 施設名称 |
|-----------|---------------------------------------|
| 1.行政機能 | 役場、さわやかホール（健康福祉部） |
| 2.介護福祉機能 | 地域包括支援センター（さわやかホール内） |
| | 在宅介護支援事務所（訪問系・通所系） |
| 3.子育て支援機能 | 保育園、幼稚園、認定こども園 |
| 4.教育・文化機能 | 小中学校、高校 |
| | 大学 |
| | 図書館 |
| 5.商業機能 | 大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m ² 以上) |
| | 食品スーパー(店舗面積 250 m ² 以上) |
| | コンビニエンスストア |
| 6.医療機能 | 診療所、病院 |
| 7.金融機能 | 銀行 |
| | 郵便局 |
| | 農業協同組合等の金融機関 |
| | ATM |

(2) 誘導施設の配置の考え方について

先に示す対象施設はその役割に応じて、拠点周辺への集約配置が必要な施設と、暮らしを守るために町内に分散させて、適正配置を図ることが必要な施設となります。

都市機能誘導区域と町内全般への施設配置の考え方を以下に示します。

表 7.2 誘導区域等別の施設配置の考え方

| 区域 | 施設配置の考え方 |
|----------|---|
| 居住誘導区域 | <p>■居住誘導区域への適正配置 居住誘導区域において適正配置し、日常的な暮らしに必要な機能を配置することが望ましい施設</p> |
| 都市機能誘導区域 | <p>■都市機能誘導区域への集約配置 都市機能を集約配置し、生活利便性の向上と賑わい創出により高い効果を発揮させることが望ましい施設</p> |
| 生活拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中心となる生活拠点として、日常利用の生活サービスを高めることが望ましい機能 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務・サービス拠点（町役場から広陵消防署までの沿道） <ul style="list-style-type: none"> ・柳板大谷線沿線沿道の公共交通利便性が高く、商業、金融等の日常生活に必要な生活サービス施設や、町役場等へのアクセスが良好な区域 ・介護福祉機能、子育て支援機能、商業機能、医療機能、金融機能などの生活サービス機能を誘導 ✓ 生活・文化交流拠点（真美ヶ丘ニュータウンの近隣商業地域および大学周辺） <ul style="list-style-type: none"> ・真美ヶ丘地域の公共交通利便性が高く、医療・福祉、商業、金融、大学や交流・レクリエーション等の機能が集積している区域 ・周辺住民が日常利用する生活サービス機能全般や大学を生かした文化機能の集積を誘導 ✓ 交通・商業拠点（箸尾駅南側周辺） <ul style="list-style-type: none"> ・箸尾駅南側周辺をはじめ、従来からの商店街による商店や金融等の日常生活に必要な生活サービス施設等の集積が見込まれる区域 ・駅周辺商店街の活性化、拠点となる駅へつながるウォーカブルなまちづくりなどに関する都市機能を誘導 |

7.2 誘導施設の設定

対象施設について、それぞれの特性や求められる役割、町民ニーズ、立地の現状等を勘案した上で、誘導施設を設定します。

都市機能誘導区域への誘導施設（集約配置）及び居住誘導区域及び町全域への適正配置が必要で、区域外への転出・流入を防ぐための誘導施設を示します。

また、それぞれの誘導施設の定義を示します。

表 7.3 誘導施設の設定

★【誘導】区域内に立地がなく、今後誘導を図る施設（誘導施設）

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（誘導施設）

★■【強化】区域内に立地があるが、さらに誘導を図り、機能強化を図る施設（誘導施設）

○【維持努力】区域内および周辺に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設

| 都市機能 | 各施設の配置の方針 | 生活拠点 | | |
|-----------|--|---------|-----------|-----------|
| | | 交通・商業拠点 | 生活・文化交流拠点 | 業務・サービス拠点 |
| 1.行政機能 | ・役場：町民が利用しやすいよう町内に配置 | | | ○ |
| 2.介護福祉機能 | ・地域包括支援センター（さわやかホーリ内）：地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関 | | | ○ |
| | ・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：在宅介護支援事務所（訪問系・通所系） | ■ | ★ | ★■ |
| 3.子育て支援機能 | ・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：保育園、幼稚園、認定こども園 | ○ | ○ | ○ |
| 4.教育・文化機能 | ・生活に必要な施設であり、児童・生徒の居住に応じて、町内全域に適正配置：小中学校、高校 | ○ | ○ | ○ |
| | ・町の活性化やにぎわいの創出、若者世代の流入のため、都市機能誘導区域に配置：大学 | | ■ | |
| | ・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置：図書館 | | ■ | |
| 5.商業機能 | ・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置：大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m ² 以上） | | ■ | |
| | ・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：食品スーパー（店舗面積 250 m ² 以上） | ★ | ■ | ■ |
| | ・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：コンビニエンスストア | ★ | ■ | ■ |
| 6.医療機能 | ・日常的な診療を受けることから、生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：診療所 | ■ | ■ | ★■ |
| 7.金融機能 | ・窓口業務（決済、融資など）による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置：銀行 | ■ | ★ | ■ |
| | ・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置：郵便局、農業協同組合等の金融機関、ATM | ■ | ■ | ■ |

表 7.4 誘導施設の定義

| 都市機能 | 施設名称 | 根拠法等 |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 1.行政機能 | 役場 | 地方自治法第 4 条に定める事務所 |
| 2.介護福祉機能 | 地域包括支援センター（さわやかホール内） | 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設 |
| | 在宅介護支援事務所（訪問系・通所系） | 訪問系事業所（訪問介護、訪問入浴介護等）：老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、訪問を目的とする事業所 通所系事業所（通所介護等）：老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所を目的とする事業所 |
| 3.子育て支援機能 | 保育園、幼稚園、認定こども園 | 保育園：児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設保育所 幼稚園：学校教育法第 1 条に定める満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育するための教育施設 認定こども園：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項 |
| 4.教育・文化機能 | 小中学校、高校 | 学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校 |
| | 大学 | 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定ほか |
| | 図書館 | 図書館法第 2 条第 2 項に規定する施設（地方公共団体が設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館） |
| 5.商業機能 | 大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m ² 以上) | 衣料品や家電など、様々な商品を総合的に揃えた施設で、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設（総合スーパー、専門スーパーを含む） |
| | 食品スーパー（店舗面積 250 m ² 以上） | 食料品の売り上げ構成比が 70%以上、売り場面積が 250 m ² 以上のセルフサービス販売店（出典：商業統計業態分類表 経済産業省） |
| | コンビニエンスストア | 飲食料品を扱い、売り場面積 30 m ² 以上 250 m ² 未満、営業時間が 1 日で 14 時間以上のセルフサービス販売店 |
| 6.医療機能 | 病院 | 医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院 |
| | 診療所 | 医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所 |
| 7.金融機能 | 銀行 | 銀行法第 2 条に規定する銀行 |
| | 郵便局 | 日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局 |
| | 農業協同組合等の金融機関 | 農林中央金庫法に基づく金融機関 |
| | ATM | 現金の引出・振込・預入について、無人のサービス対応が可能な A T M 設置箇所（銀行 A T M コーナー、コンビニエンスストア等） |

8. 誘導施策の検討

8.1 誘導施策の考え方

立地適正化計画は、行政自らが行う都市施設の計画・整備や土地利用規制によるものではなく、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、医療・福祉・商業・住宅といった民間等の都市施設を居住誘導区域内や都市機能誘導区域内に誘導する計画であり、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものです。

立地適正化計画においては、国が直接行う施策、国の支援を受けて広陵町が行う施策、広陵町が独自に講じる施策をとおして、広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することとしています。

8.2 施策の体系

立地適正化計画の目指す将来都市構造の実現に向けたまちづくりの方針（ターゲット）及び課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）に基づき、取り組むべき誘導施策を設定します。

誘導施策の検討にあたっては、解決すべき課題を踏まえ、第5次広陵町総合計画など本町の関連計画に基づく施策等を勘案して設定します。

<課題解決のための誘導方針（ストーリー）とまちづくりの方針（ターゲット）>

誘導方針1 <暮らし>分散立地する生活サービスの相互連携

方針1：居住誘導に関わる方針

○住み続けられる生活圏域を形成

方針2：都市機能誘導に関わる方針

○都市機能の強化

○求心力のあるにぎわい拠点等を形成

誘導方針2 <交通>都市及び市街地周辺の集落を結ぶ移動手段の確保

方針3：道路・交通ネットワークに関わる方針

○広域連携による近隣圏域ネットワークの構築

○市街地及び周辺の集落での暮らしを成立させる圏域内ネットワークの構築

誘導方針3 <防災>低平な河川合流地域や丘陵地に配慮した災害リスクの回避、低減

方針4：防災に関わる方針

○災害に強い都市構造の形成

○災害リスクを抑制できる対策の実施

8.3 誘導施策の検討

居住誘導及び都市機能誘導のための施策は、まちづくりの方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に基づき以下のとおり設定します。

8.3.1 <暮らし>分散立地する生活サービスの相互連携

■方針1：居住誘導に関わる方針

●住み続けられる生活圏域を形成

- ・都市機能の相互補完により、町内あるいは地域内で日常生活に身近な買い物施設、医療施設等の生活サービスを維持し、分散する集落型の都市形態も継続しつつ、暮らしやすい生活圏域を形成
- ・暮らしの場、働く場の近接性を高め、若者の町外流出を抑制する活力ある居住・雇用環境を整備

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| ■少子高齢化への対応と人口減少を抑制する人口集積の促進 | ①子どもや若者世代から高齢者までの幅広い世代の住環境の整備 | <p>○計画的に住宅地開発された地区においては、戸建住宅が建ち並ぶゆとりある都市型住宅地区として良質な住環境の維持・保全を図り、都市機能誘導区域内の民間による住宅等の集積を促進します。</p> <p>✓ 真美ヶ丘ニュータウン等における良好な住環境の形成、保全 【広陵町都市計画マスター プラン】</p> <p>○定住・ふるさと回帰（Uターン、Iターンなど）に関する相談に効果的に対応できるよう、相談体制の充実を図り、民間住宅の誘導に努めます。</p> <p>✓ 定住施策の推進 【広陵町都市計画マスター プラン】</p> <p>○老朽化した町営住宅については、個々の状況把握を行いながら、建替や改善、用途廃止等を計画的に推進します。</p> <p>✓ 建替や改善、用途廃止等の支援 【広陵町都市計画マスター プラン】</p> |
| | ②既存住宅の機能維持、向上と空き家対策の推進 | <p>○既存空き家ストックの活用に努めます。</p> <p>✓ 町内の空き家を賃貸する制度の充実・活用など、住宅施策と連携した活用を推進 【広陵町都市計画マスター プラン】</p> <p>○多様な世代がいつまでも住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。</p> <p>✓ リフォームなどの支援 【広陵町都市計画マスター プラン】</p> |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|-----------------------|--|--|
| ■暮らしやすい居住環境の形成 | <p>①地域に分散立地する観光施設、文化施設等と連携したまちの魅力づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内外の連携による公園・緑地等の整備を推進します。 ✓竹取公園周辺地区まちづくり事業の推進 【第5次広陵町総合計画】 ✓都市公園等の機能再編について検討（都市公園ストック再編事業の活用等） ○公園、緑地、教育文化施設、体育施設及び福祉施設など生活を支える公共施設の整備を計画的に推進し、快適で利便性の高い生活環境の形成に努めます。 ✓公共公益施設立地地区の整備、公園等は魅力ある空間として、あらゆる人々が気軽に利用できるユニバーサルデザイン化【広陵町都市計画マスターplan】 ○馬見丘陵公園や巣山古墳・牧野古墳・讃岐神社を観光資源と捉え、観光周遊ルートとして活用します。 ✓特別史跡巣山古墳整備事業【第5次広陵町総合計画】 |
| | <p>②市街地内外に立地する生活サービス施設の維持</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○箸尾駅周辺地区の見直しを行い、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。 ✓箸尾駅周辺部において未着手となっている都市計画道路の整備とあわせ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導【第5次広陵町総合計画】 ○一定規模の店舗や小規模な工場等との共存を図るため、既存の商工業の集積を活かした基盤整備や、土地利用の純化が図られるような業種の転換や再配置・集約等を促進します。 ✓地区計画などの導入による良好な住環境の形成、保全【広陵町都市計画マスターplan】 |
| | <p>③増加しつつある空き家ストックの活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○既存空き家ストックの活用に努めます。 ✓町内の空き家を賃貸する制度の充実・活用など、住宅施策と連携した活用を推進 【広陵町都市計画マスターplan】 |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|--------------------------|--|--|
| ■職住近接した居住・雇用環境の形成 | <p>①魅力ある雇用創出を図るための地場産業等の振興と企業立地の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ I T 技術の活用も含め、地場産業の振興に向け、企業の育成・支援や人材育成を進めます。 ✓ 広陵町中小企業・小規模企業振興計画の推進 ○ 地域経済の活性化及び活力の創出のため、優遇施策を講じることにより、町外からの企業立地を促進し、雇用の拡大、産業の振興を図ります。 ✓ 企業立地推進事業（企業立地優遇制度や企業が立地しやすいような産業集積拠点を整備）【第5次広陵町総合計画】 ○ 産業集積拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 箸尾準工業地域、寺戸地区、大塚地区を産業用地として活用するため整備を推進 ○ 本町役場周辺や県道大和高田斑鳩線沿線は商業・サービス施設などの沿道土地利用の誘導を進めます。 ✓ 商業・サービス施設立地地区の整備【広陵町都市計画マスター・プラン】 ○ 工場の新規立地などと連動し、広陵町脱炭素ビジョンを推進します。 ✓ 工場の新規立地時などを好機と捉え、カーボンニュートラルに向けた取組を推進 ✓ 再生可能エネルギー導入の可能性の検討 |
| | <p>②多様な人材の雇用促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性が活躍できる社会の実現を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ マザーズセミナーの開催、町内企業と町内女性の雇用に対するアンケート調査、夫婦間の家事育児等の分担に関するワークショップ等の開催【第5次広陵町総合計画】 ○ ひとり親家庭を対象に医療費を助成することで子育てを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ひとり親家庭等の医費助成事業【第5次広陵町総合計画】 ○ 障がい者等の雇用を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉施設から一般就労への移行を目指します。【広陵町第6期障がい福祉計画・広陵町第2期障がい児福祉計画】 ○ ふるさと回帰（Uターン、Iターン、Jターン）による転入者の雇用を促進します。 |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|--|------|-------------|
| ■方針2：都市機能誘導に関する方針 | | |
| ●都市機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・居住機能の維持、充実のための都市機能誘導施設の立地促進 | | |
| ●求心力のあるにぎわい拠点等を形成 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等の都市機能の集積や魅力ある公園や集客施設等をいかし、町全体や市街地周辺地区の生活サービスの提供拠点を形成 | | |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|---|---|---|
| ■都市機能誘導施設として子育て、医療、社会福祉施設等の立地を促進 | ①子育て支援施設、高齢者福祉施設、医療施設の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他を支援 【第5次広陵町総合計画】 ○高齢者福祉施設の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 介護福祉施設の平尾・疋相地区への誘導 ✓ 障がい者向けのグループホームを誘致 ○医療施設の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 充実している診療所などの医療体制の維持とあわせて、病院を誘致 |
| ■まちなかの賑わいのある拠点等の形成による交流人口の拡大 | ①賑わい創出と、まち歩きの場づくり等 ②空き店舗等の有効活用による商店街の立て直しを支援 ③大学と連携した参画・協働まちづくりによる文化交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○各拠点の魅力や機能を向上させることにより集客力を高めるとともに、歩行空間の整備等により、まちなかウォーカブルの取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 箸尾駅周辺の整備では、駅前広場の整備とあわせて、生活サービス施設の立地を誘導 【広陵町都市計画マスターplan】 ✓ かつらぎの道、都市公園（馬見丘陵公園、竹取公園）などの既存資源の活用 ○都市機能誘導区域内の空き店舗や空き家・空き地の有効活用を推進するとともに、空き店舗等のリノベーション等に対する支援策等を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 箸尾駅前のまちづくりの推進 ○都市機能誘導区域にある大学と連携し、地域的人的・物的資源を活用したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本町と包括連携協定を締結している畿央大学との連携事業を実施 【第5次広陵町総合計画】 (インターンシップや |

8.3.2 <交通>都市及び市街地周辺の集落を結ぶ移動手段の確保

道路・交通ネットワークのための施策は、まちづくりの方針（ターゲット）及び道路・交通ネットワークに関わる誘導施策（ストーリー）に基づき以下のとおり設定します。

■方針3：道路・交通ネットワークに関する方針

●広域連携による近隣圏域ネットワークの構築

- ・近隣市方面への移動手段となるネットワークの維持・充実を図り、町内で充足できない機能に対応できる環境を形成

●市街地及び周辺の集落での暮らしを成立させる町内ネットワークの構築

- ・拠点までの移動手段の維持・充実を図り、分散立地する生活形態を確保できる環境を形成

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|---------------------------------|---|--|
| ■広域連携による近隣圏域ネットワークの構築 | ①公共交通による町域を超えたアクセス性の向上 | <ul style="list-style-type: none">○関連市町との運行費補助により、町域を超えた運行の継続・充実を図ります<ul style="list-style-type: none">✓ 路線バスの運行継続【第5次広陵町総合計画】○広域的な道路ネットワークを形成する主要幹線道路の拡幅や路線改良など道路機能の強化を進め、広域交通の円滑な処理体系の確立を図り都市機能誘導区域等へのアクセス利便性を高めます。<ul style="list-style-type: none">✓ 未整備の都市計画道路王寺田原本桜井線の整備、都市計画道路大和高田斑鳩線の整備【広陵町都市計画マスター・プラン】✓ 五位堂駅等とのアクセスの連携 |
| | ②交通結節点の機能強化 | <ul style="list-style-type: none">○集中する交差点等における交通を整理し、安全な交通網を構築します。<ul style="list-style-type: none">✓ 百済中央線・県道大和高田広陵線との交差点等の整備【第5次広陵町総合計画】 |
| ■市街地及び周辺集落の暮らしを成立させる町内ネットワークの構築 | ①馬見丘陵の住宅地域と環濠集落などの集落間を連携する公共交通ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none">○鉄道・コミュニティバスの維持・改善やデマンド交通等の新たな移動手段の導入の検討、交通機関相互の連携強化等により、各所から都市機能誘導区域へのアクセス手段となる公共交通の維持・充実を図ります。<ul style="list-style-type: none">✓ 町民の日常的な移動手段として、コミュニティバス「広陵元気号」の運行を継続【第5次広陵町総合計画】 |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|-----------------------|------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利便性向上を図る予約型の自家用有償運送の広陵町版地域公共交通（MaaS）の実証運行 ✓ 町全体の総合的な公共交通ネットワークの形成、近鉄田原本線の輸送力の増強に向けて関係機関への働きかけ、箸尾駅における利便性の向上【広陵町都市計画マスタープラン】 <p>○交通弱者に対応した新たな交通手段の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 駐車場等の交通施設の整備を促進【広陵町都市計画マスタープラン】 |
| ②市街地における安全で快適な道路空間の整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ○居住環境の向上につながる道路空間の整備を計画的に推進します。 ✓ 道路交通上の弱者である歩行者を、自動車交通から分離するための歩道の整備 【第5次広陵町総合計画】 ✓ 通学路の交通安全対策を行い、児童に関する事故を防ぐための歩道橋の設置、外側線の引き直し、防護柵等の修繕、カラー舗装など【第5次広陵町総合計画】 ✓ 市街地内や集落地内における狭い道路の改善、歩道設置、歩行者空間のバリアフリー化、生活道路、通学路における安全性の確保、遊歩道・緑道の整備推進、交通安全施設の整備充実、狭い道路の改善、歩道設置、危険交差点の改善、防犯灯等防犯設備の設置【広陵町都市計画マスタープラン】 ✓ 旧市街地において、各地域の基幹となる道路沿線の住宅建替時、セットバックによる前面道路の拡幅を行い、防火帯としての機能を持つ防災道路を整備（防災100年計画） |

8.3.3 <防災>低平な河川合流地域や丘陵地に配慮した災害リスクの回避、低減

防災のための施策は、まちづくりの方針（ターゲット）及び防災に関わる誘導施策（ストライク）に基づき以下のとおり設定します。

なお、防災に関わる方針を実現する施策及び具体的な事業は、9. 防災指針にて示します。

■方針4：防災に関わる方針

●災害に強い都市構造の形成

- ・洪水や地震等の災害リスクに対して、安全性、快適性に優れた居住環境の形成に向けた都市構造の構築
- ・集落ネットワーク型都市構造における防災道路の充実（防災100年計画）による避難、救助、復旧、復興を支えるネットワークの形成

●災害リスクを抑制できる対策の実施

- ・災害への危険性に対する対策を実施するとともに、安全な地域への人口集積を促進

| 誘導施策 | 取組方針 |
|---------------|---|
| ■災害に強い都市構造の形成 | ①洪水や地震等の災害リスクの抑制（流域治水・内水対策、治水対策、土砂災害対策、地震等による地滑り等） |
| | ②複数河川の縦断する地域における防災道路の充実（防災100年計画）（避難、救助、復旧、復興を支えるネットワークの形成） |
| | ③低平地における災害に強い居住環境の形成 |
| ■災害リスクの抑制対策 | ①避難路、避難場所、避難体制等の充実による命を守る対策の推進 |
| | ②安全な地域への移転促進 |

9. 防災指針の検討

9.1 防災指針とは

防災指針は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）において、新たに位置づけられたものです。

広陵町は、その地形形状等から災害リスクの高いレッドゾーンを含んでいませんが、大和川水系「高田川」「葛城川」「曾我川」が流下しています。これら河川による洪水時は、床上浸水となる0.5m以上の浸水区域や垂直避難の困難となる3.0m以上の浸水区域が存在し、これらの想定最大規模の洪水浸水想定区域（水防法）はイエローノーザンにあたります。

このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

以上を受け、広陵町立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけます。

なお、奈良県は浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）について検討しています。浸水被害防止区域は計画規模で0.5m以上の浸水区域について検討されており、指定される区域は今後レッドゾーンとなります。

9.2 ハザードの状況

9.2.1 対象とする災害リスク（自然災害）

広陵町において想定される災害等は、法令等に基づきハザードマップが公表されています。これらに基づき、対象とする災害リスクは水災害、大地震（大規模盛土造成地）等の自然災害を対象とします。

■対象とする災害リスク：○水災害 ○大地震（大規模盛土造成地）

表 9.1 災害ハザードエリアの対応

| 居住誘導区域設定上の取扱い (都市計画運用指針) | 本町の災害ハザードエリアと対応 | 根拠法 |
|--|---|------------------|
| 災害レッドゾーン ○原則として含まないこととすべき | 該当なし | ・特定都市河川浸水被害対策法など |
| 災害イエローノーザン ○総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき | 浸水想定区域（洪水） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） は基盤の流出が発生し、対策が不可能であることから、誘導区域から除外 | ・水防法 |

9.2.2 災害リスクの概要

(1) 本町の災害履歴

本町に起きた主な災害は以下のもののがあげられます。

表 9.2 災害履歴（水害）

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 昭和 9 年 | 9 月 21 日 | 室戸台風 |
| 25 年 | 9 月 3 日 | ジェーン台風 |
| 29 年 | 6 月 30 日 | 葛城川左岸決壊 |
| 〃 | 7 月 6 日 | 葛城川右岸決壊 |
| 34 年 | 9 月 26 日 | 伊勢湾台風 |
| 36 年 | 9 月 16 日 | 第二室戸台風 |
| 57 年 | 8 月 1 日 | 豪雨による水害 |
| 平成 10 年 | 9 月 22 日 | 台風 7 号 |
| 11 年 | 6 月 23 日 | 大雨で道路冠水 |
| 〃 | 8 月 16 日 | 大雨 |
| 19 年 | 7 月 17 日 | 台風 4 号 |
| 29 年 | 10 月 22 日 | 台風 21 号 |

出典：広陵町の防災への取組（令和 3 年 5 月）

表 9.3 災害履歴（地震）

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 明治 24 年 | 10 月 28 日 | 濃尾地震 |
| 昭和 11 年 | 2 月 21 日 | 河内大和地震 |
| 19 年 | 12 月 7 日 | 東南海地震 |
| 20 年 | 1 月 13 日 | 三河地震 |
| 21 年 | 12 月 21 日 | 南海地震 |
| 27 年 | 7 月 18 日 | 吉野地震 |
| 平成 7 年 | 1 月 17 日 | 兵庫県南部地震 |

出典：広陵町の防災への取組（令和 3 年 5 月）

(2) 本町の災害リスク

1) 洪水ハザードマップ

奈良県では、水防法の改正を受けて想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を進めしており、順次公表されています。

本町では大和川水系「高田川」「葛城川」「曾我川」の洪水浸水想定区域図の公表を受け、災害に対する意識の向上を図るため、「洪水ハザードマップ」を公表しています。

洪水ハザードマップは以下のとおりです。

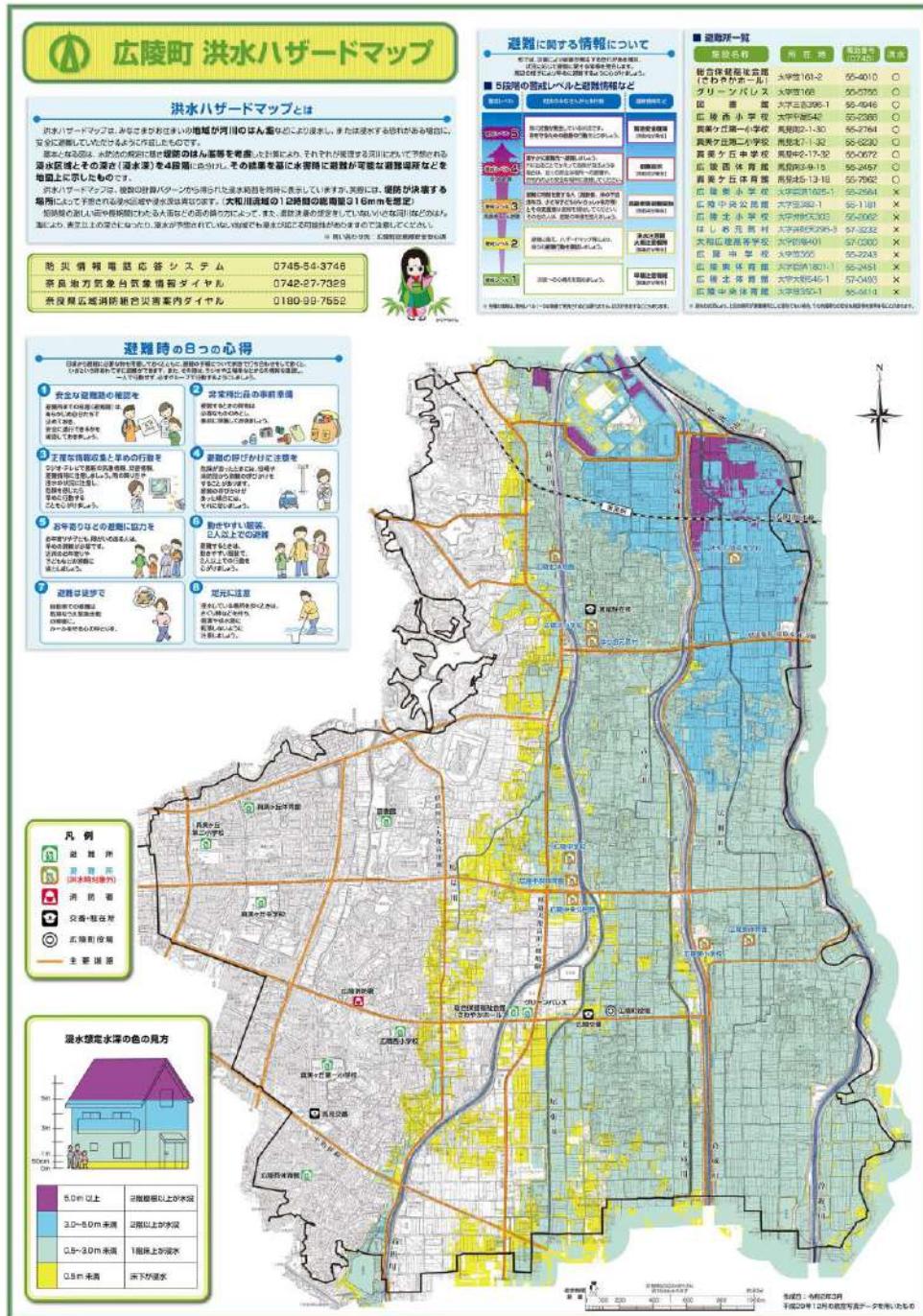


図 9.1 洪水ハザードマップ

出典：広陵町洪水ハザードマップ

(3) 地震ハザードマップ

本町では「広陵町地震ハザードマップ」として、地震発生時に予想される震度を表した「ゆれやすさマップ」を公表しています。また、その揺れにより予想される建物の倒壊率を表した「地域の危険度マップ」や、地震に対する備えとしての住まいの耐震化や被害を防ぐポイントなどの情報もあわせて掲載しています。

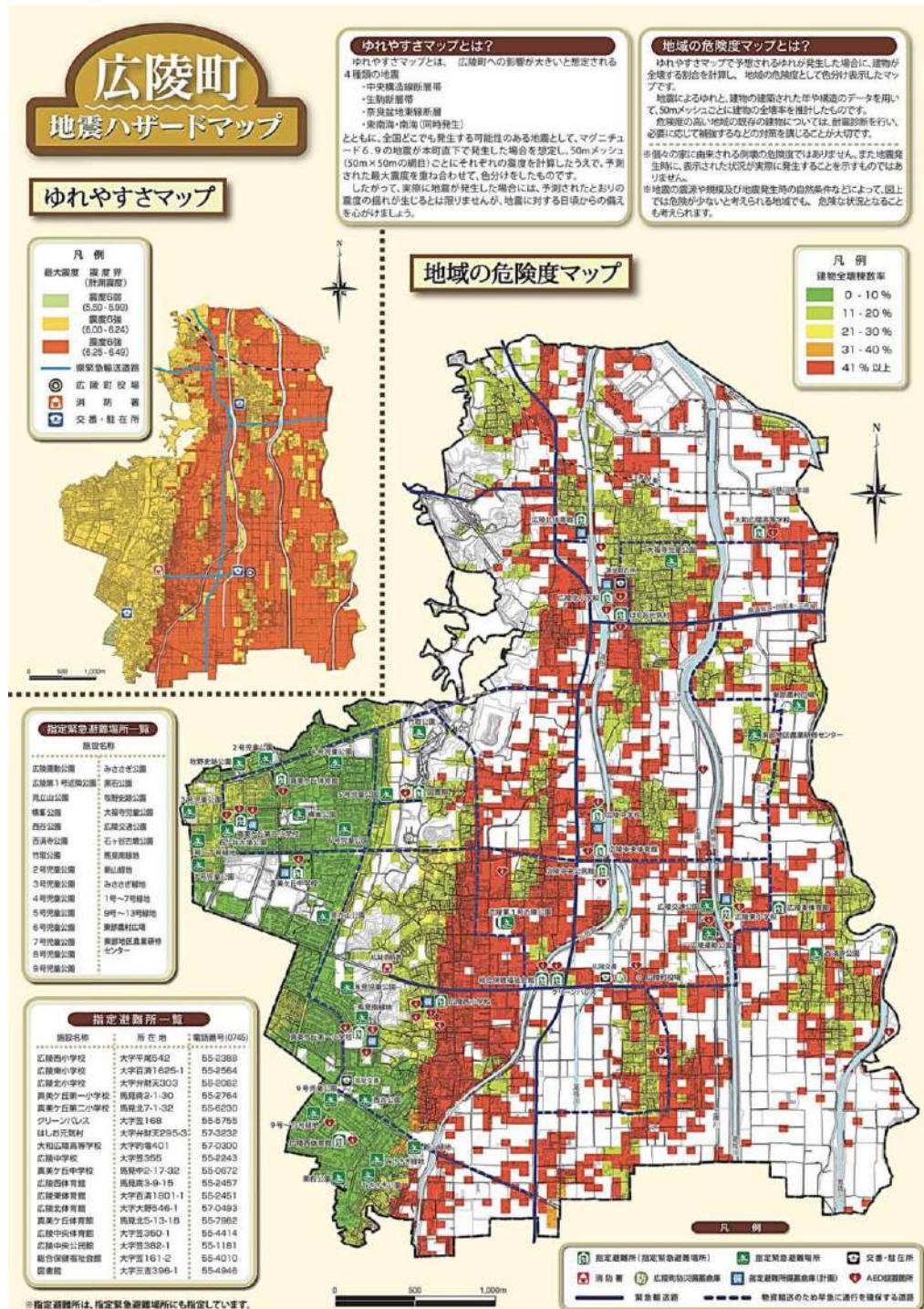


図 9.2 地震ハザードマップ

出典：広陵町地震ハザードマップ

1) 大規模盛土造成地マップ（奈良県）

奈良県では大規模盛土造成地マップを公表しています。大規模盛土造成地マップによると、広陵町は馬見丘陵に谷埋め型大規模盛土造成地があり、その周辺は宅地造成工事規制区域となっています。本町では、現在、大規模盛土造成地に関する調査のうち第2次スクリーニング計画の作成を行っています。今後、必要に応じて、第2次スクリーニング計画に基づき、詳細調査を行う予定となっています。

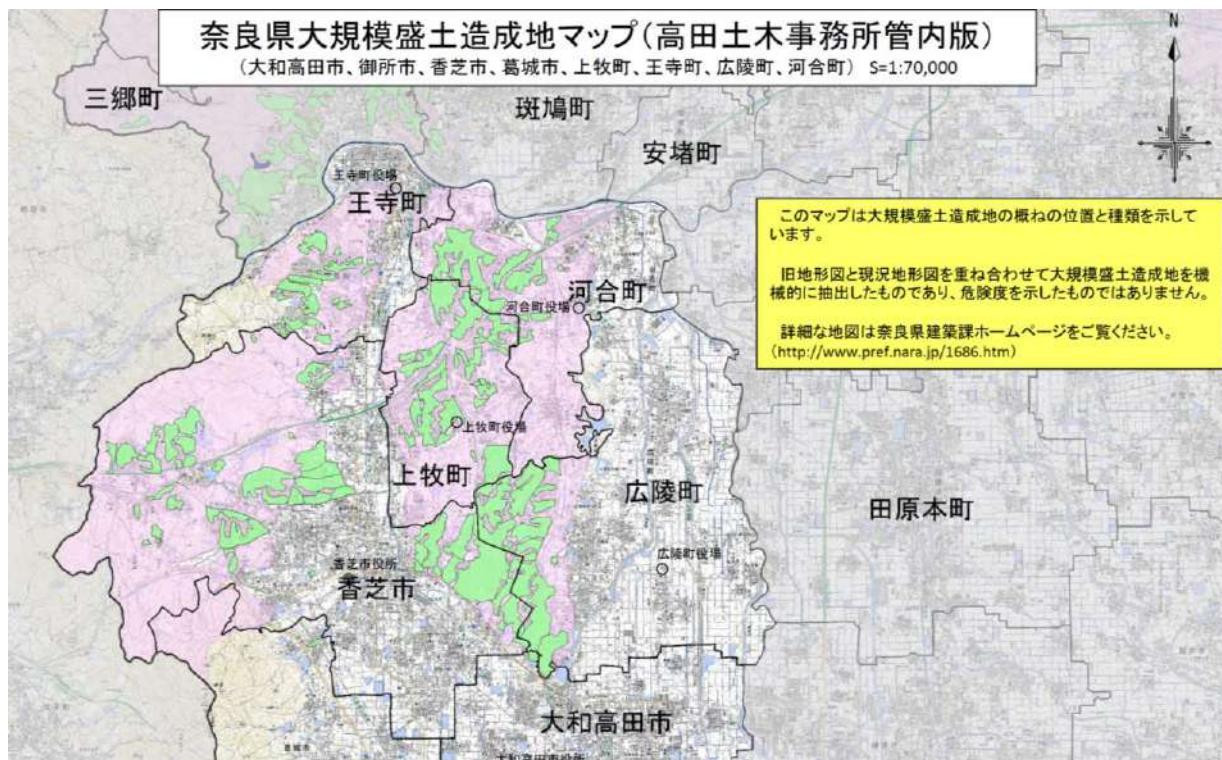


図 9.3 大規模造成地マップ[¶]

出典：奈良県大規模盛土造成地マップ（平成 28 年 8 月奈良県）

9.2.3 ハザード情報の収集整理

居住誘導区域の災害リスクを分析のため、対象とする災害について、奈良県および本町で作成している情報を収集します。

表 9.4 ハザード情報

| 対象とする災害 | ハザード情報 | 備考 |
|--|----------------------------------|-------------------------------------|
| 水災害（洪水） ・大和川水系 曾我川 高田川 葛城川 | 浸水想定区域（想定最大規模） 浸水想定区域（浸水継続時間） | 想定最大規模の降雨 ※年超過確率 1/1000 程度以下の降雨量 |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食) | 想定最大規模の降雨 ※年超過確率 1/1000 程度以下の降雨量 |
| | 浸水想定区域（計画規模） | 計画規模の降雨 ※年超過確率 1/10 程度の降雨量 |
| | 浸水実績（浸水範囲） ※平成 29 年台風 21 号 | — |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 | 対象なし |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | |
| 大地震 (大規模盛土造成地 の滑落崩落) | 大規模盛土造成地マップ | 第一次スクリーニング完了 |

※年超過確率 1/10 程度の降雨量：大和川水系河川整備計画曾我葛城圏域（平成 23 年 9 月奈良県）

※浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）は大和川水系において検討中

※災害リスクの分析にあたっては、要配慮者利用施設との重ね合わせにより検討

この場合の要配慮者利用施設は以下による

【参考】要配慮者利用施設

○社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設をいう。

出典：「広陵町地域防災活動推進条例」（平成 30 年 6 月 15 日条例第 2 号）

9.3 ハザードエリアの分布状況

9.3.1 土砂災害に関する区域等

奈良県では、令和2年3月時点で、土砂災害防止法に基づき、10,810箇所の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定及び、9,832箇所の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行っていますが、本町での指定はありません。

9.3.2 洪水浸水想定区域

(1) 浸水想定区域（想定最大規模）

本町の浸水想定水深について、床上浸水となる0.5m以上の浸水区域は、高田川、尾張川右岸に広がっています。そのうち、3.0m未満の浸水区域は概ね高田川の右岸に広がり、箸尾駅南側の市街化区域及び周辺では高田川両岸に広がっています。

また、垂直避難の困難となる3.0m以上の浸水区域は葛城川・曾我川合流部付近の低平地にあり、大字大場などの集落があります。また、市街化調整区域の一部に5.0m以上の区域が存在します。これらの想定最大規模の洪水浸水想定区域（水防法）はイエローゾーンにあたります。

【参考】浸水想定水深の見方



| | |
|------------|-----------|
| 5.0m以上 | 2階屋根以上が水没 |
| 3.0~5.0m未満 | 2階以上が水没 |
| 0.5~3.0m未満 | 1階床上が浸水 |
| 0.5m未満 | 床下が浸水 |

出典：広陵町洪水ハザードマップ

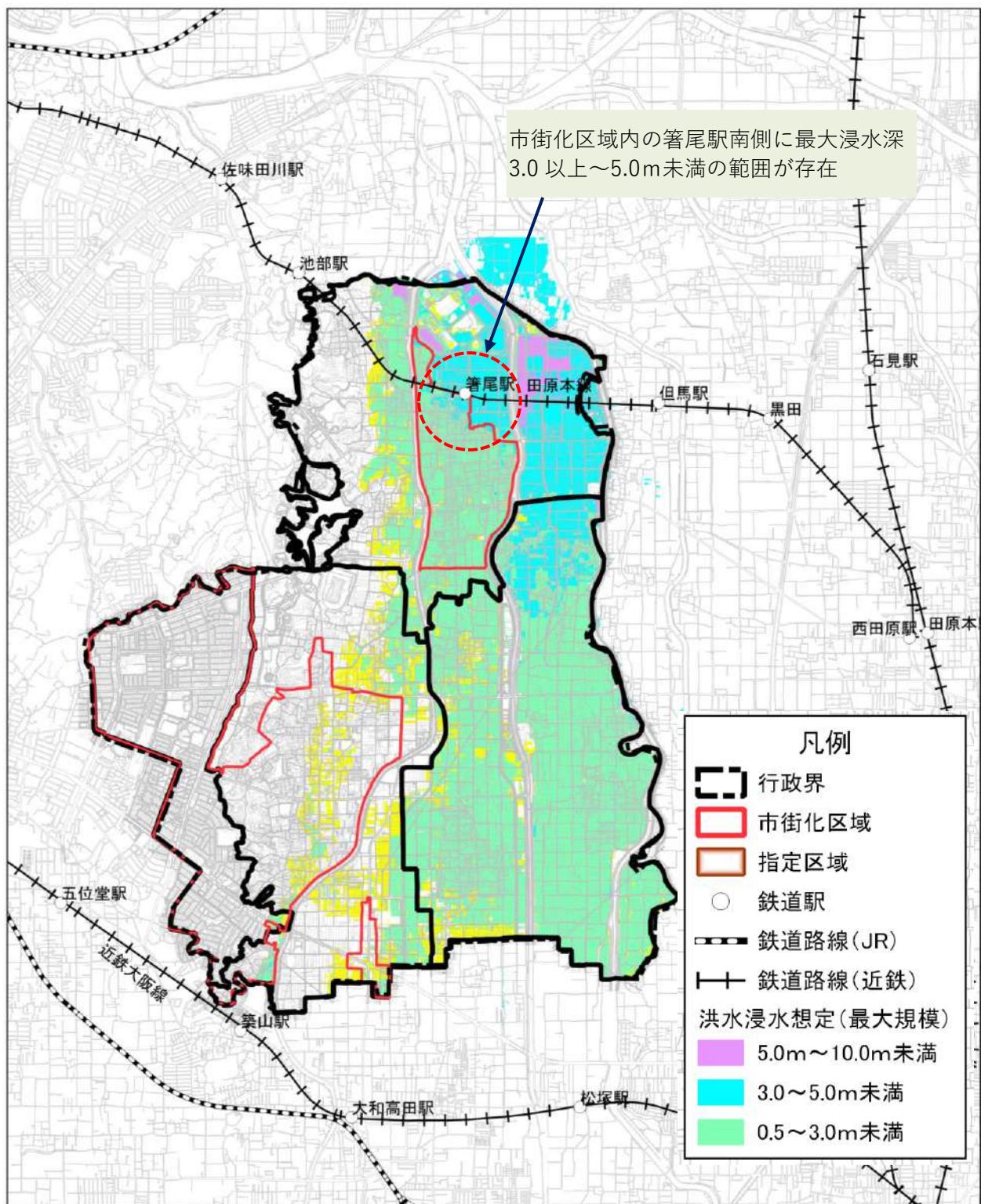


図 9.4 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：国土数値情報（平成 30 年）

(2) 浸水継続時間（想定最大規模）

本町の浸水継続時間について、3日以上となる区域はありません。

箸尾駅周辺の葛城川・曾我川合流部付近の低平地では、浸水継続時間が最大3日未満となる浸水想定区域が存在します。

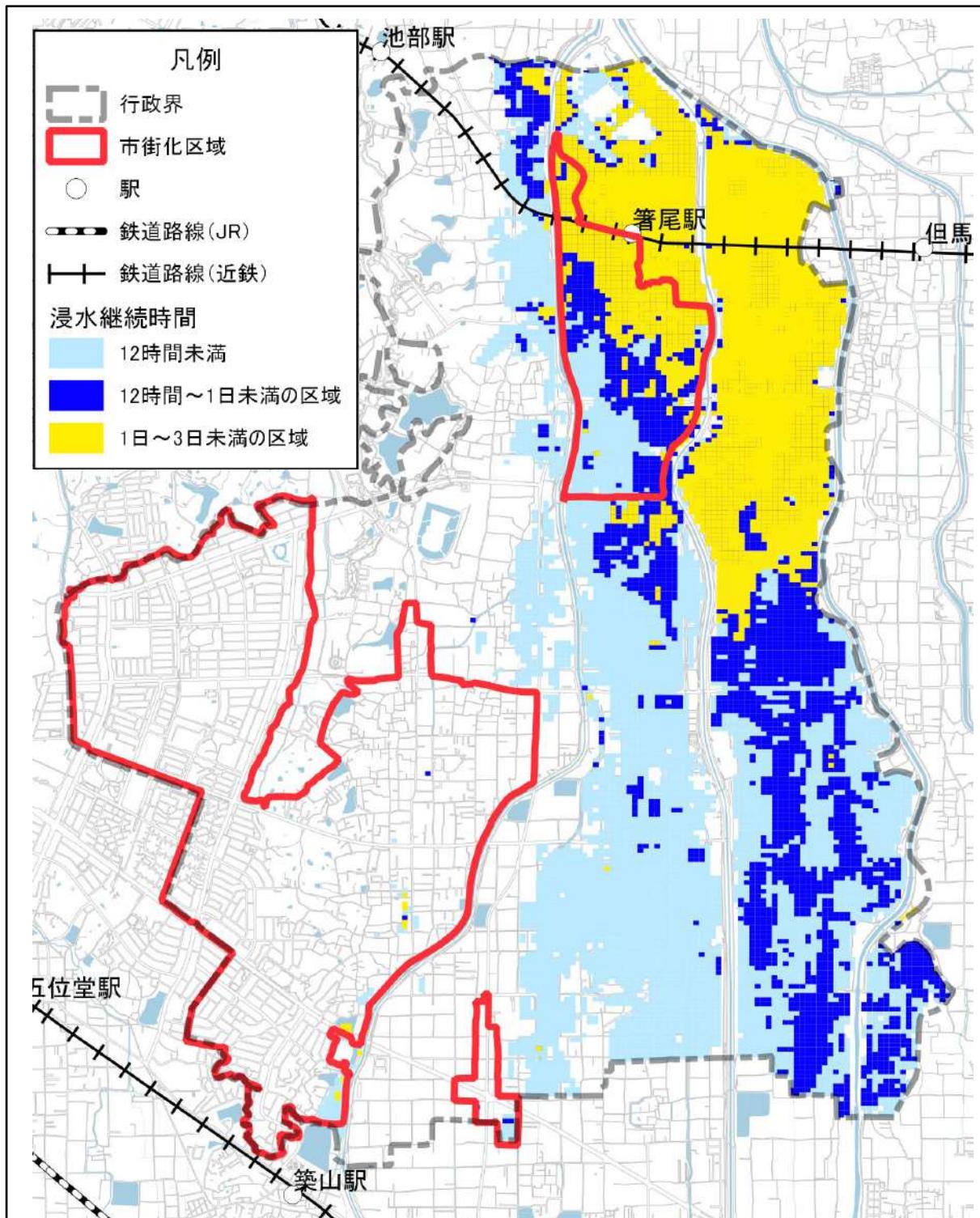


図 9.5 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間（想定最大規模））

出典：国土数値情報（平成 30 年）

(3) 浸水想定区域（計画規模）

大和川における計画規模は、昭和 57 年の豪雨災害をモデルとしています。床上浸水となる 0.5m 以上の洪水浸水想定区域は、高田川、尾張川右岸に広がっています。また、垂直避難の困難となる 3.0m 以上の浸水区域は葛城川・曾我川合流部付近の低平地にあります。なお、高田川右岸の条例指定区域は、概ね 0.5m 以上の洪水浸水想定区域（計画規模）にあたることから、広範囲で水害リスクへの対応が必要となります。

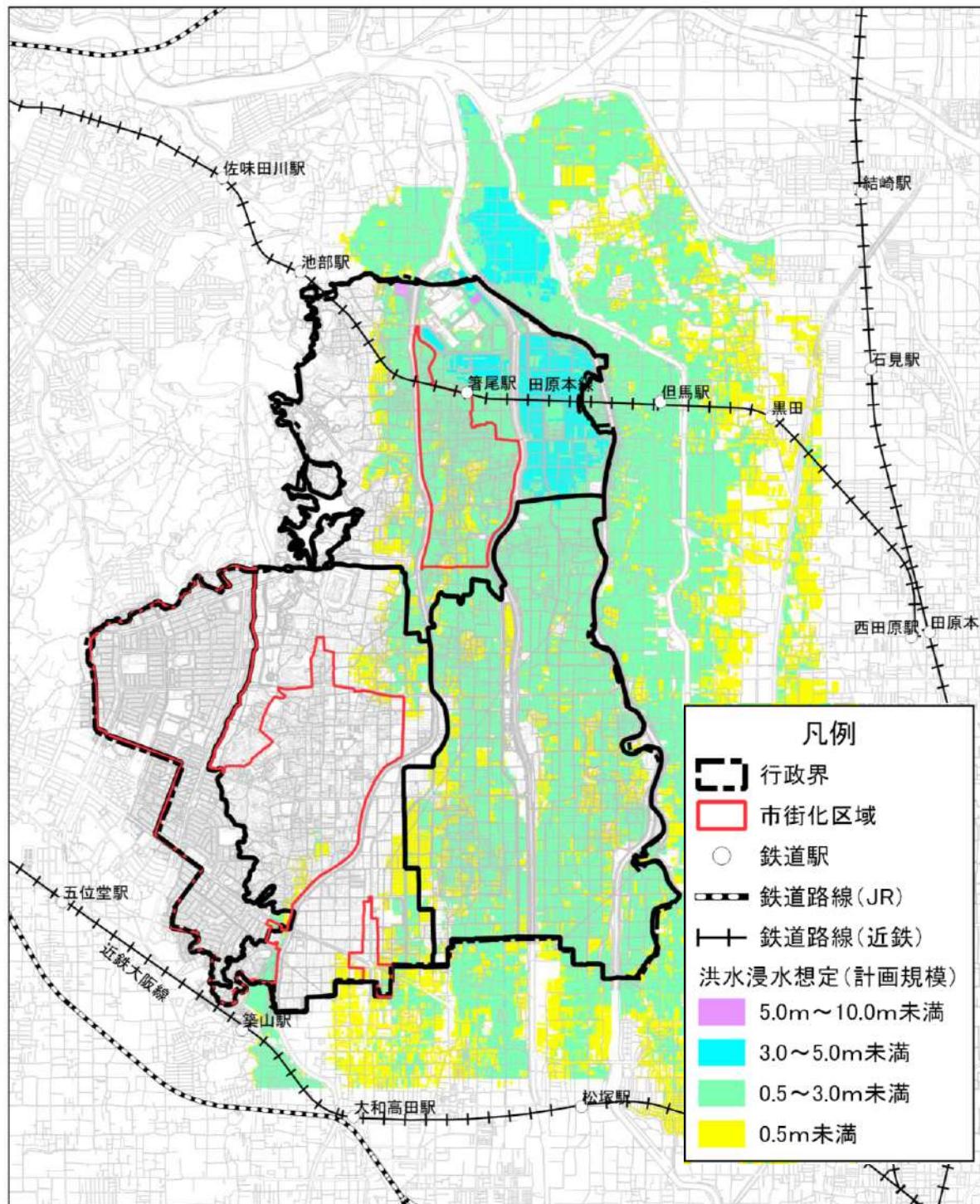


図 9.6 洪水浸水想定区域図（計画規模）

出典：国土数値情報（平成 30 年）

(4) 河川別洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域

河川別の洪水浸水想定区域を示します。

○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

葛城川と曾我川合流部付近の大字萱野に小規模な家屋倒壊等氾濫想定区域が想定されています。また曾我川沿いの大字広瀬や大字百済付近に小規模な家屋倒壊等氾濫想定区域が想定されています。

なお、居住誘導区域に想定される氾濫流の区域はありません。

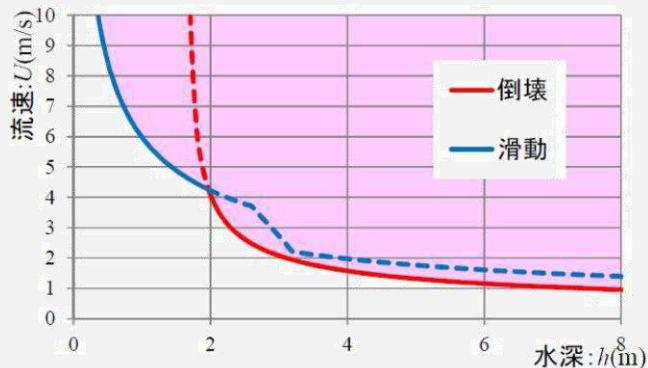
○家屋倒壊等氾濫区域（河川浸食）

高田川、葛城川、曾我川の3河川沿いは概ね河岸侵食が想定されており、居住誘導区域において一部重なっています。

【参考】流体力と家屋の被害の関係

○氾濫流が一定の流速、水深以上となる場合には、一般的な木道家屋について倒壊等のおそれがある。例えば、1階部分が水没する3m程度の水深で、流速が5.0m/s程度に及ぶ場合には倒壊等のおそれがあるとみられる。

なお、平成16年7月新潟・福島豪雨において刈谷田川からの氾濫で15軒が全壊する等の被害が発生したが、この再現シミュレーションでは堤防決壊地点付近で流速が7.0m程度になるとの報告もある。



■木造家屋の倒壊等限界の試算例

※木造2階建て家屋について氾濫流により倒壊等に至る状況を想定したものであり、あくまでもモデル的な家屋、荷重条件等を想定しての計算結果であることに留意が必要

出典：洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）

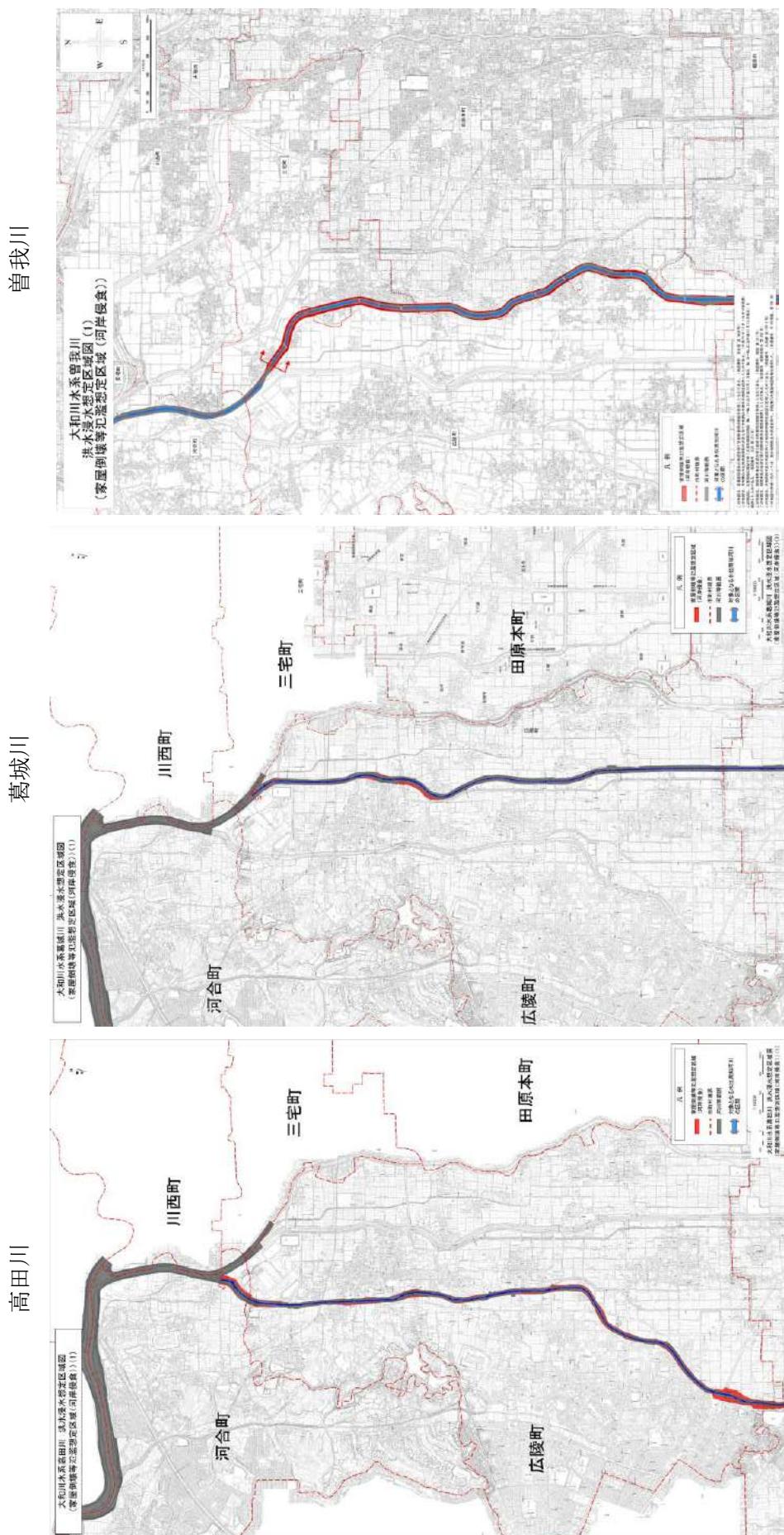


図 9.7 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

出典：奈良県資料

9.3.3 地震・大規模盛土造成地

大地震・大規模盛土造成地の滑落崩壊に関するハザード情報は以下のとおりです。

(1) 地震ハザードマップ[°]

市街化区域のほとんどが震度6強の予想される範囲に入っています。

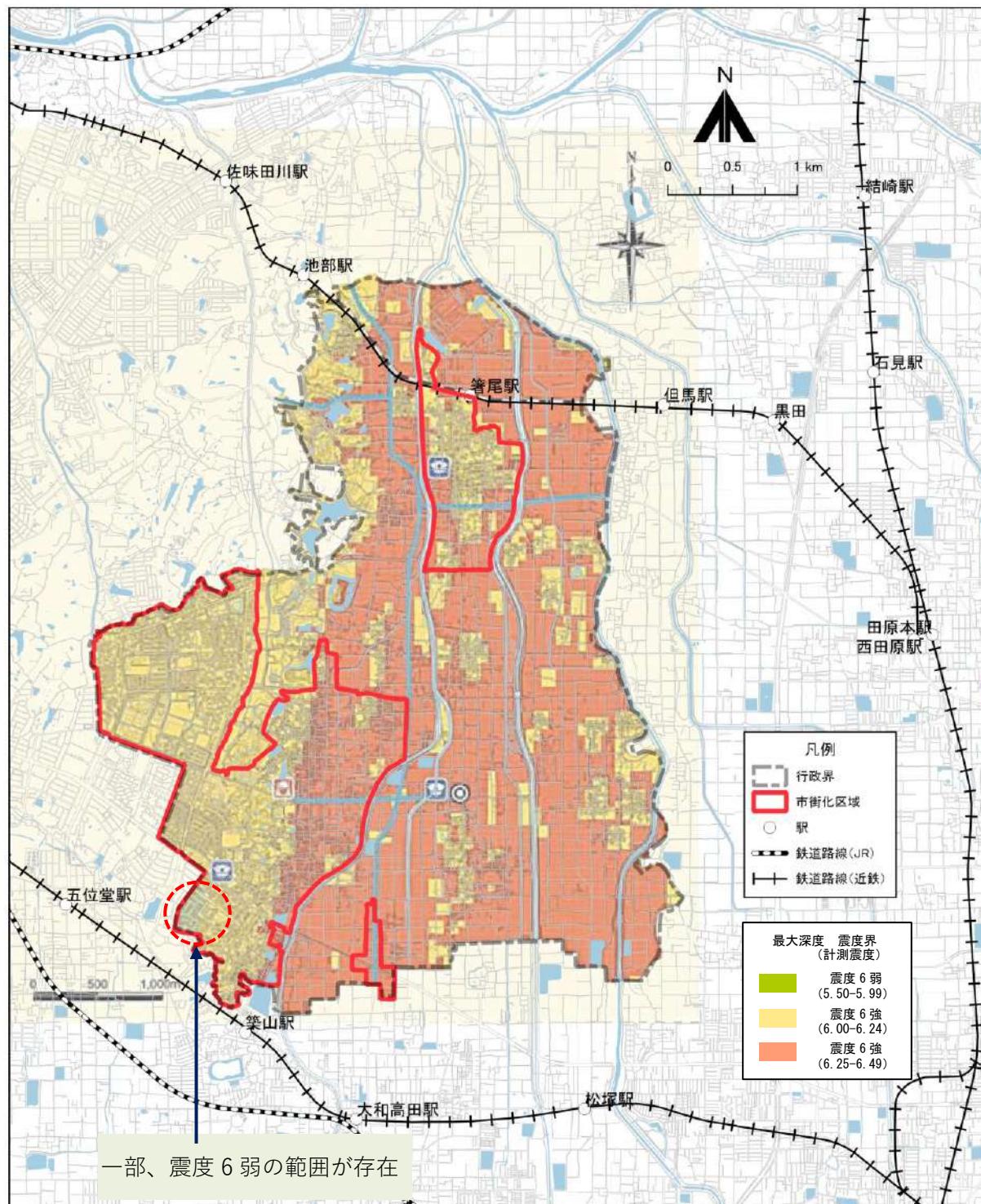


図 9.8 地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ）

出典：広陵町地震ハザードマップ[°]

(2) 大規模盛土造成地

馬見丘陵地区周辺に宅地造成工事規制区域が設定されています。また、真美ヶ丘地域に谷埋め型大規模盛土造成地が存在します。

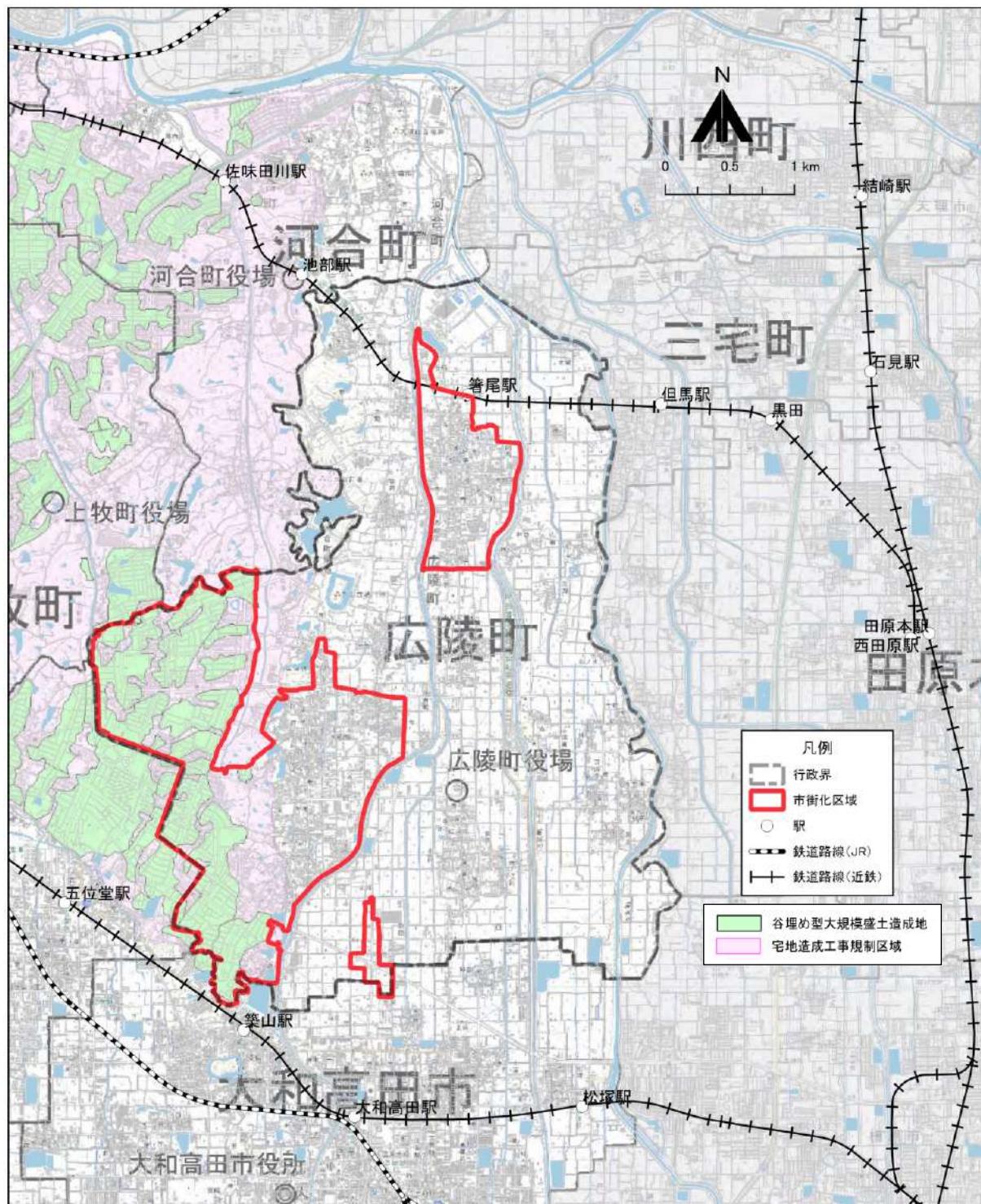


図 9.9 大規模盛土造成地マップ

出典：奈良県大規模盛土造成地マップ（平成 28 年 8 月奈良県）

9.4 防災上の課題の整理

9.4.1 課題の分析の視点

建物分布、避難施設、病院・福祉施設等の都市情報と、災害ハザード情報を重ね合わせることにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から、災害リスクの高い地域を抽出し、災害リスクの課題について検討します。

表 9.5 組み合わせる情報と分析の視点

| 重ね合わせの情報（主要な項目） | | 分析の視点 |
|--------------------------------|--|-------------------------------|
| 洪水浸水想定 ・浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 | 建物分布 | 垂直避難で対応できるか |
| | 避難施設 | 避難施設が活用可能か |
| | 都市機能（病院・福祉施設等） | 施設が継続利用できるか 要配慮者の垂直避難ができるか |
| | 道路網 | 避難路として活用できるか |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域（建物分布） | 家屋倒壊の危険性がないか |
| 土砂災害 | 大規模盛土造成地（建物分布） | 宅地形成の過程として当該箇所に建物がどの程度あるか |
| 地震 | 震度(ゆれやすさ)想定（建物分布） | 想定震度毎の住宅等の建物数はどの程度あるか |
| 津波 | 洪水・雨水出水（内水）・津波・高潮・土砂災害（各ハザードエリアの重ね合わせ） | 複合災害のおそれがないか |

9.4.2 災害リスク分析と課題の整理

災害リスクの高い地域（「図 9-10 防災上の課題」参照）における、災害リスクの課題は以下のとおりです。

（1）想定最大規模（最大浸水深）

| | |
|-------|--|
| ○都市機能 | <ul style="list-style-type: none">○浸水深 3m 未満<ul style="list-style-type: none">・広陵北地域に 13 施設、広陵西地域に 1 施設の都市機能が立地 →広陵北地域や広陵西地域（一部）では、緊急時の垂直避難等の避難体制の整備が必要○浸水深 0.5m 未満<ul style="list-style-type: none">・広陵西地域に 8 施設の都市機能が立地、真美ヶ丘地域に 2 施設の都市機能が立地 →浸水深 0.5m では流速 0.7m/s で避難困難となることから、広陵西地域や真美ヶ丘地域では都市機能へのリスクの低減措置及びリスク回避の対策が必要 |
|-------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| ○要配慮者利用施設 | <p>○浸水深 3m 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広陵北地域に 5 施設の要配慮者利用施設が立地 →広陵北地域の要配慮者利用施設では、2 階へのベッド設置や緊急時の垂直避難等の体制整備が必要 <p>○浸水深 0.5m 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広陵西地域に 3 施設の要配慮者利用施設が立地 →浸水深 0.5m では流速 0.7m/s で避難困難となることから、広陵西地域の要配慮者利用施設では、浸水等のリスクの低減措置及びリスク回避対策が必要 |
| ○避難所・道路 (物資輸送路 避難路) | <p>○市街化区域内の浸水想定区域内に避難所は 3 施設立地 →洪水時には避難対象外施設となり、洪水時の避難所はなし</p> <p>○田原本町と接続する県道桜井田原本王寺線（第 1 次緊急輸送道路）が最大浸水深 0.5m 以上～3.0m 未満の範囲を通過 →洪水時の避難や物資輸送等に支障が出る恐れ →田原本町とリスク低減及び回避に関する相互協力が必要</p> |

(2) 浸水継続時間

| | |
|---------------------------|---|
| ○都市機能 | <p>○最大 3 日未満（医療施設、郵便局、公民館が存在）</p> <p>○最大 1 日未満（医療施設、銀行、公民館が存在）</p> <p>○最大 12 時間未満（小学校、認定こども園、公民館が存在）</p> <p>○浸水継続時間 3 日以上の浸水想定区域はなし →箸尾駅周辺の葛城川・曾我川合流部付近の低平地では、浸水継続時間が最大 3 日未満となる浸水想定区域が存在 →箸尾駅周辺は浸水継続時間が比較的長いと想定されることから、流域治水等によるリスク低減を推進するとともに、早期避難体制などのリスク回避などの対策が必要</p> |
| ○要配慮者利用施設 | <p>○最大 3 日未満（2 施設が存在）</p> <p>○最大 1 日未満（1 施設が存在）</p> <p>○最大 12 時間未満（2 施設が存在） →早期避難体制や緊急時の飲料水や食料等の備蓄などのリスク回避などの対策が必要</p> |
| ○避難所・道路 (物資輸送路 避難路) | <p>○田原本町と接続する県道桜井田原本王寺線（第 1 次緊急輸送道路）が最大 1 日未満の浸水継続の想定される範囲を通過 →洪水時の避難や物資輸送等に支障が出る恐れ →田原本町とリスク低減及び回避に関する相互協力が必要</p> |

(3) 家屋等倒壊氾濫区域（河岸侵食）（※氾濫流はなし）

| | |
|---------------------------|---|
| ○都市機能 | ○高田川、葛城川、曾我川の3河川沿いは概ね河岸侵食が想定 ○高田川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に商業施設が立地 →家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、ほぼ対策が不可能となるため、建替時等における移転促進対策等についての検討が必要 |
| ○要配慮者利用施設 | ○高田川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に要配慮者利用施設はなし |
| ○避難所・道路 (物資輸送路 避難路) | ○市街化区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に避難地はなし ○第1次緊急輸送路と第2次緊急輸送路で、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）を横断している箇所があり →避難や災害対応等に支障が出る恐れがあり、渡河施設の点検、強化が必要（防災計画の推進） ○市街化区域内において、主要な幹線道路が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）を横断している箇所があり →避難や物流対応等に支障が出る恐れがあり、渡河施設の点検、強化が必要（防災計画の推進） |

(4) 浸水想定区域（計画規模）

| | |
|---------------------------|--|
| ○都市機能 | ○垂直避難の困難となる3.0m以上の浸水区域は葛城川・曾我川合流部付近の低平地に存在 ○浸水深3m未満 ・広陵北地域に13施設、広陵西地域に1施設の都市機能が立地 →広陵北地域や広陵西地域（一部）では、緊急時の垂直避難等の避難体制の整備が必要 ○床上浸水となる0.5m以上の洪水浸水想定区域は、高田川、尾張川右岸に存在 ○浸水深0.5m未満 ・真美ヶ丘地域に2施設の都市機能が立地 →浸水深0.5mでは流速0.7m/sで避難困難となることから、都市機能へのリスクの低減措置及びリスク回避の対策が必要 |
| ○要配慮者利用施設 | ○浸水深3m未満 ・広陵北地域に5施設の要配慮者利用施設が立地 →広陵北地域の要配慮者利用施設では、2階へのベッド設置や緊急時の垂直避難等の体制整備が必要 |
| ○避難所・道路 (物資輸送路 避難路) | ○市街化区域内の浸水想定区域内に避難所は3施設立地 →洪水時には避難対象外施設となり、洪水時の避難所はなし ○田原本町と接続する県道桜井田原本王寺線（第1次緊急輸送道路）が浸水想定区域内の最大浸水深0.5以上～3.0m未満の範囲を通過 →洪水時の避難や物資輸送等に支障が出る恐れ →田原本町とリスク低減及び回避に関する相互協力が必要 |

(5) ゆれやすさ（震度）

| | |
|-----|--|
| ○震度 | <p>○市街化区域のほとんどが震度6強の予想される範囲 →地震災害に強いまちづくりとして、防災基盤の充実などによるリスクの低減が必要 →地震災害による孤立化防止（特に渡河施設）に向けて緊急輸送路の複線化の整備などによるリスクの回避が必要 ○真美ヶ丘地域における建物全壊棟数率は、馬見丘陵部では概ね0%－10%、一部11%－20%の区域が存在、山麓部から平地部には41%以上と比較的危険度が高い区域がまとまって存在 ○箸尾駅南側では、概ね11%－20%の区域となり、区域周辺部の高田川、葛城川付近では41%以上と比較的危険度が高い区域が点在 →民間の建築物に対する耐震診断・耐震補強が必要 →沿道建築物の耐震化の推進、狭い道路の改良等の防災対策が必要</p> |
|-----|--|

(6) 大規模盛土造成地

| | |
|-----------|---|
| ○大規模盛土造成地 | <p>○馬見丘陵地区周辺に宅地造成工事規制区域が設定 ○真美ヶ丘地域に谷埋め型大規模盛土造成地が存在 →継続的な安全確認の調査の推進、及び必要に応じ、地震時の滑動崩落の防止に配慮 →発災時の地域の孤立化などの防止に向けて、緊急輸送路の迂回化、複線化の整備などの防災基盤の充実などによるリスクの低減対策が必要</p> |
|-----------|---|

9.4.3 防災上の課題のまとめ

災害リスク分析等の結果から、防災上の課題を以下に示します。

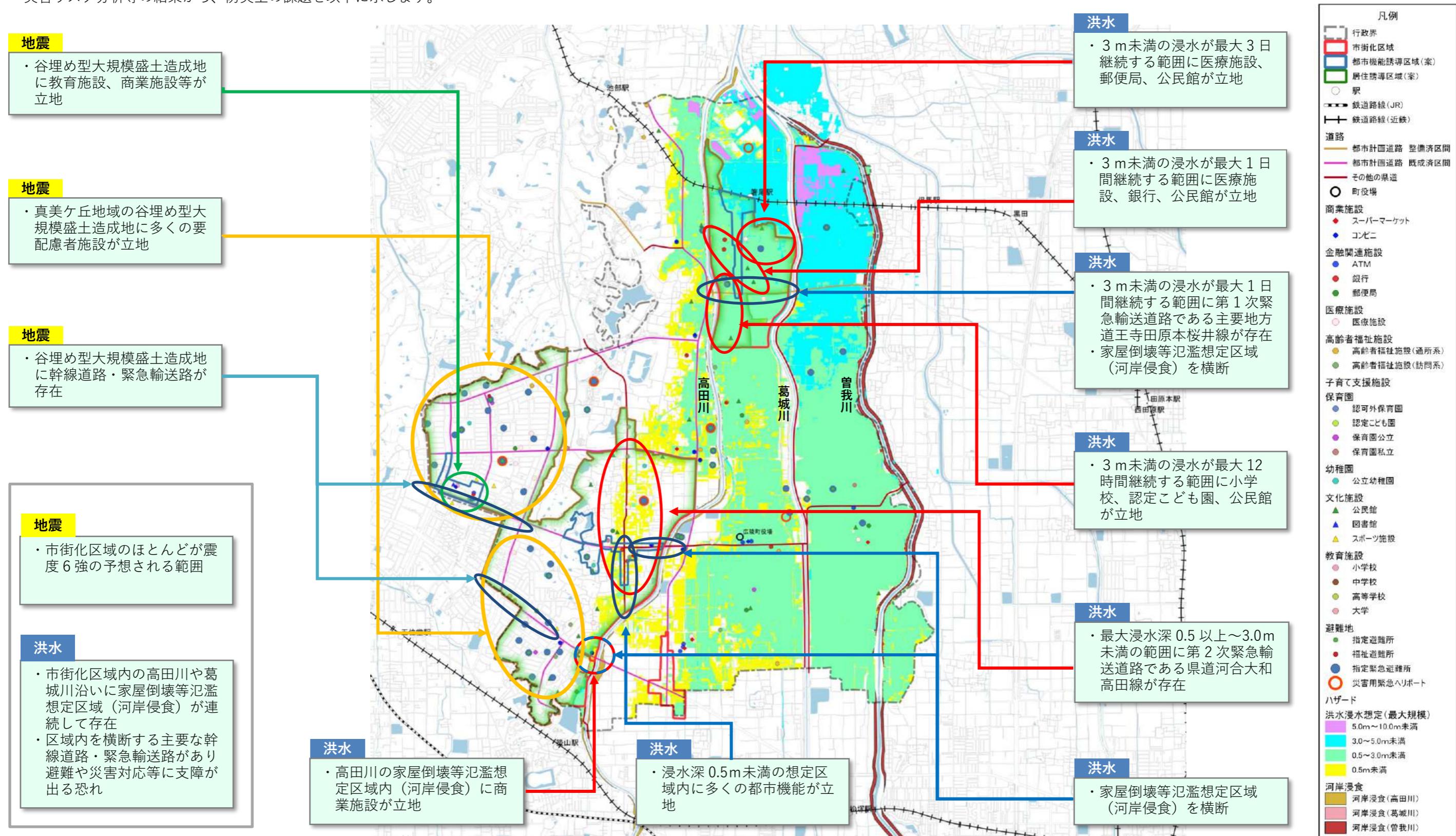


図 9.10 防災上の課題

9.5 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討

9.5.1 まちづくりの将来像

防災指針は、「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」（第11版都市計画運用指針 令和2年9月国土交通省）となります。

検討にあたっては先の分析結果を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくこととします。

防災・減災対策を実施していくにあたっての対応方針（ターゲット）となる「防災まちづくりの将来像」は以下のとおりとします。

■まちづくりの理念（都市計画マスター・プラン）

- 安全性・快適性・利便性に優れた都市機能の向上
- 住み続けたくなる居住環境の形成
- まちへの誇りや愛着が感じられる環境づくり

■将来都市像（広陵町立地適正化計画）

魅力があふれ、いつまでも住み続けたくなる生活都市

【防災に関わる方針】

＜防災＞低平な河川合流地域や丘陵地に配慮した災害リスクの
回避、低減

○災害に強い都市構造

- ・都市における洪水や地震等の災害リスクに対して、安全性、快適性に優れた居住環境の形成に向けた生活都市としての都市構造の構築
- ・集落が分散する都市形態の本町において、防災道路の充実（防災100年計画）による避難、救助、復旧、復興を支えるネットワークを形成し、過度に恐れる必要がない環境を確保

○災害リスクを抑制できる対策の実施

- ・災害への危険性に対する対策を実施するとともに、できるだけ安全な地域への人口集積を促進

9.5.2 取組方針と具体的な取組

誘導方針（ストーリー、防災に関わる方針及び先心示す防災上の課題を踏まえ、取組方針及び具体的な取組を以下に示します。

■方針4：防災に関わる方針

- 災害に強い都市構造の形成
- 災害リスクを抑制できる対策の実施

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|---------------|--|--|
| ■災害に強い都市構造の形成 | ①洪水や地震等の災害リスクの抑制（流域治水・内水対策、治水対策、土砂災害対策、地震等による地滑り等） | <ul style="list-style-type: none">○浸水被害防止区域（特定都市河川）への対応（県の対応に応じて検討）○（河川の浸水対策）河川改修工事を、県とともに積極的に推進し、河道改修を計画的かつ段階的に取り組むなどにより、河川の氾濫等の被害の軽減を図ります。（「大和川水系河川整備計画 曾我葛城圏域」等より）○（内水対策）古寺川・広瀬川・馬見川流域で雨水を一時貯留する施設を整備し、流域で発生する浸水被害の頻度を軽減させます。<ul style="list-style-type: none">✓ 平成緊急内水対策事業（流域貯留施設（大場地区、三吉地区、中地区））の継続【第5次広陵町総合計画】○（水田貯留）水田貯留による水田の保水機能の向上により、降雨による浸水被害を軽減させます。<ul style="list-style-type: none">✓ 県営事業による水田貯留の促進（県・町）【第5次広陵町総合計画】○（ため池）ため池を起因とする災害の抑制<ul style="list-style-type: none">✓ 町内に存在する防災重点ため池について、耐震性及び耐雨性の調査を実施（防災重点ため池防災減災整備事業）【第5次広陵町総合計画】○（地震）地震による断水への備え<ul style="list-style-type: none">✓ 地震による断水発生時の消火活動及び飲み水、生活用水の確保を行うための防火水槽の設置【第5次広陵町総合計画】 |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|--------------------|--|--|
| | | <p>○耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。【広陵町都市計画マスタープラン】</p> |
| | <p>②複数河川の縦断する地域における防災道路の充実（防災 100 年計画）（避難、救助、復旧、復興を支えるネットワークの形成）</p> | <p>○防災道路等の充実（防災 100 年計画）を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防火帯として機能する基幹道路の整備、避難所の確保等、住宅の建て替えに合わせた拡幅、地域の営農環境や土地利用を含めた地域づくり、空き家の防災広場化【第 5 次広陵町総合計画】 ✓ 都市計画道路の再編（県道の 2 路線（緊急輸送道路、駅前線）） <p>○安全な居住環境の向上につながる道路空間の整備を計画的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 橋梁点検により修繕を要する橋梁の優先的な整備【第 5 次広陵町総合計画】 ✓ 住居系市街地の良好な住環境の整備に寄与すべく、基盤整備の根幹である道路インフラ施設等の整備を推進 【第 5 次広陵町総合計画】 <p>○医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国道及び県道の整備の促進、町道の拡幅整備、長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修、道路啓開計画を策定、各医療機関や医師師会等各種団体と協定の締結訓練等【広陵町国土強靭化地域計画】 |
| | <p>③低平地における災害に強い居住環境の形成</p> | <p>○老朽空き家等除却補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化などにより、危険な状態になった空き家等の解体に対して補助を行い、周辺住民等の安全安心な住環境を確保します。【第 5 次広陵町総合計画】 |
| ■災害リスクの抑制対策 | <p>①避難路、避難場所、避難体制等の充実による命を守る対策の推進</p> | <p>○安全で通行しやすい生活道路網の整備等を計画的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能を向上させるとともに、防災面においても安全道路環境を整備 |

| 誘導施策 | 取組方針 | 具体的な取組（事業等） |
|------|--------------|--|
| | | <p>(消防車や救急車等の緊急車両の出入りが容易な道路)【第5次広陵町総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 狹い道路の拡幅、改善、歩道設置【広陵町都市計画マスタープラン】(再掲) <p>○防災体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自主防災組織の育成及びそのリーダーとなる防災士の育成、さらには、デジタル技術も活用しながら、災害時及び緊急時において、町民への情報連絡体制の拡充、防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施等【広陵町都市計画マスタープラン】 ✓ 洪水ハザードマップを作成し、周知、洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立、河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載【広陵町国土強靭化地域計画】 |
| | ②安全な地域への移転促進 | <p>○災害が発生した場合に市民等の生命・身体に危害が生じる懸念が大きいエリアから、居住誘導区域内への住宅等の移転を促進することで、防災性向上にあわせた誘導区域内の居住集積の維持・拡大を図ります。</p> <p>○条例指定区域（都市計画法第34条11項）における災害ハザードエリアの開発に関する厳格化（都市計画法及び関係政省令の改正により、令和4年4月1日から施行）</p> |

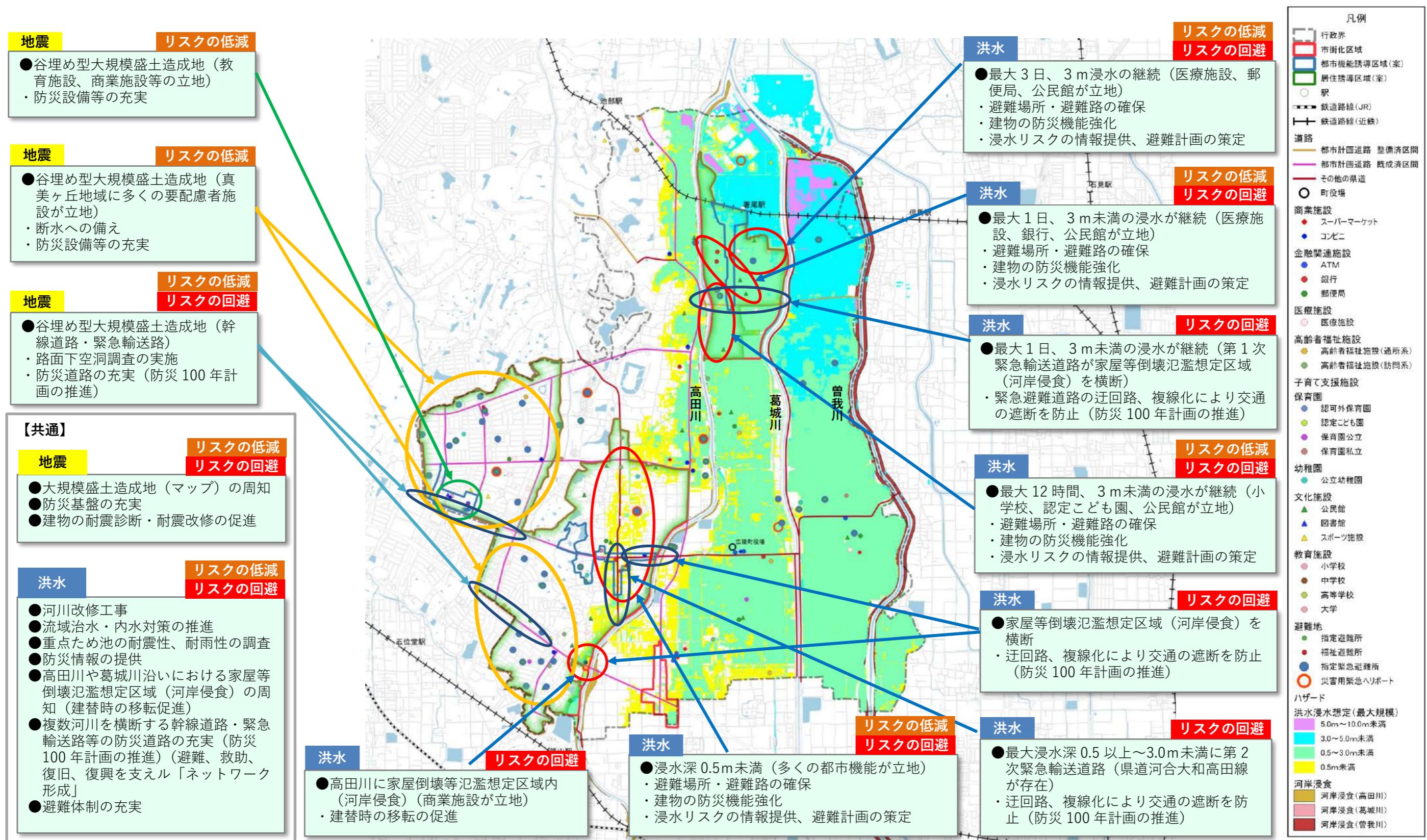


図 9.11 取組方針

9.5.3 取組スケジュール

取組スケジュールを以下に示します。

表 9.6 取組スケジュール

| 分類 | 【施 策】 | | | 実施主体 | | 実施時期の目標 | | | |
|--------|------------------|----------|--------------------------------|------|---|---------|----------|-----------|-----------|
| | 取組 | | | 国 | 県 | 町 | 短期 5年 | 中期 10年 | 長期 20年 |
| 水災害リスク | 1.洪水の災害リスクの抑制 | 低減 | ・河川改修の段階的取組 | | | | | | → |
| | | 低減 | ・平成緊急内水対策事業 | | | | | | → |
| | | 低減 | ・水田貯留促進事業 | | | | | | → |
| | | 低減 | ・防災重点ため池防災減災整備事業 | | | | | | → |
| | 2.防災道路等の充実 | 低減 回避 | ・防災 100 年計画策定事業 | | | | | | → |
| | | 低減 回避 | ・道路空間の整備（橋梁点検・優先的整備、道路インフラの整備） | | | | | | → |
| | 3.災害に強い居住環境の形成 | 回避 | ・老朽空家等除去補助事業 | | | | | | → |
| | | 低減 | ・建築補強 | | | | | | → |
| | 4.避難路・避難場所・避難体制等 | 回避 | ・都市計画道路の再編 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・各医療機関や医師師会等各種団体と協定の締結訓練等 | | | | | | → |
| | | 低減 回避 | ・生活道路網の整備（道路拡幅、安全道路環境の整備） | | | | | | → |
| | | 回避 | ・自主防災組織の育成 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・情報連絡体制 | | | | → | | |
| | | 回避 | ・防災訓練の定期的実施 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・洪水ハザードマップの周知 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・河川監視カメラの適正管理・Hpへの掲載 | | | | | | → |
| 地震リスク | 5.安全な地域への移転促進 | 回避 | ・家屋倒壊等氾濫想定区（河岸侵食）からの建替時の移転促進 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・災害ハザードエリアの開発に関する厳格化 | | | | | | → |
| | | 回避 | ・断水への備え（防火水槽の設置） | | | | | | → |
| | 1.地震 | 回避 | ・道路啓開計画の策定 | | | | | | → |
| | | 低減 | ・耐震診断・耐震改修 | | | | | | → |

10. 届出制度

10.1 居住誘導区域における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為には、都市再生特別措置法第88条に基づき、着手する30日前までに本町への届出が義務付けられています。

なお、居住誘導区域外での開発が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

■居住誘導区域外における届出・勧告制度（都市再生特別措置法第88条）

- 届出制は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度
- 居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- 開発行為等に着手する30日前までに届出が必要
- 居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000m²以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

①の例示

3戸の開発行為

届



②の例示

1,300m²
1戸の開発行為

届



800m²

2戸の開発行為

不要



○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示

3戸の建築行為

届



1戸の建築行為

不要



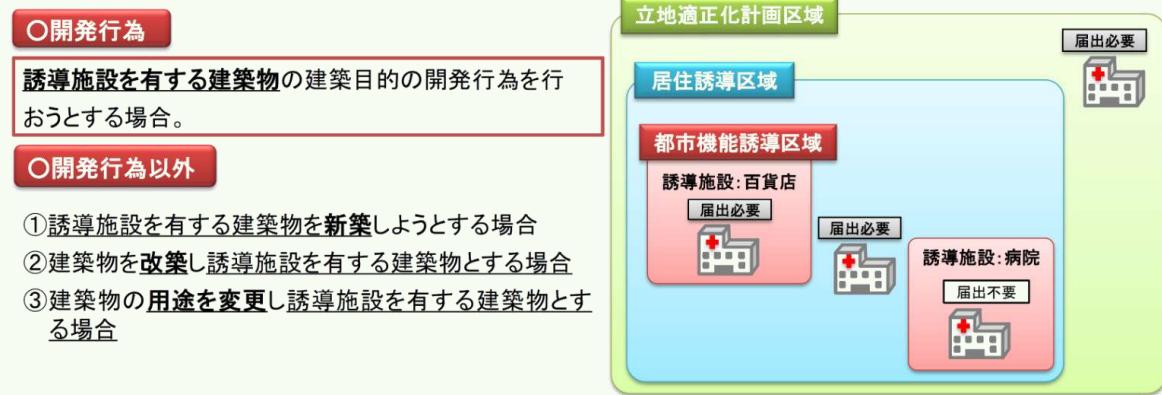
出典：改正都市再生特別措置法等について（令和3年7月改定、平成27年6月1日国土交通省）

10.2 都市機能誘導区域における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為または建築等行為を行おうとする場合、着手する 30 日前までに届出が義務付けられます。なお、都市機能誘導区域外での開発が都市機能誘導区域内の誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります（都市再生特別措置法第 108 条）。

■都市機能誘導区域外における届出・勧告制度（都市再生特別措置法第 108 条）

- ・届出制は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度
- ・都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- ・開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- ・届出内容などおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」



■都市機能誘導区域内における休廃止に係る届出・勧告制度

（都市再生特別措置法第 108 条の 2）

- ・休廃止に係る届出制は、本町が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度
- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付け
- ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、届出を行うこと
- ・新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて「助言・勧告（都市再生法第 108 条の 2）」



出典：改正都市再生特別措置法等について（令和 3 年 7 月改定、平成 27 年 6 月 1 日国土交通省）

11. 目標値等の検討

11.1 目標値等の検討

11.1.1 立地適正化計画の評価について

先に設定したまちづくりの方針（ターゲット）と課題解決のための基本方針・誘導施策（ストーリー）に基づき、目指す目標及び目標達成により期待される効果を把握したうえで、進捗を適切に評価、管理し、実効性のある計画とします。

11.1.2 居住誘導区域に関する目標値

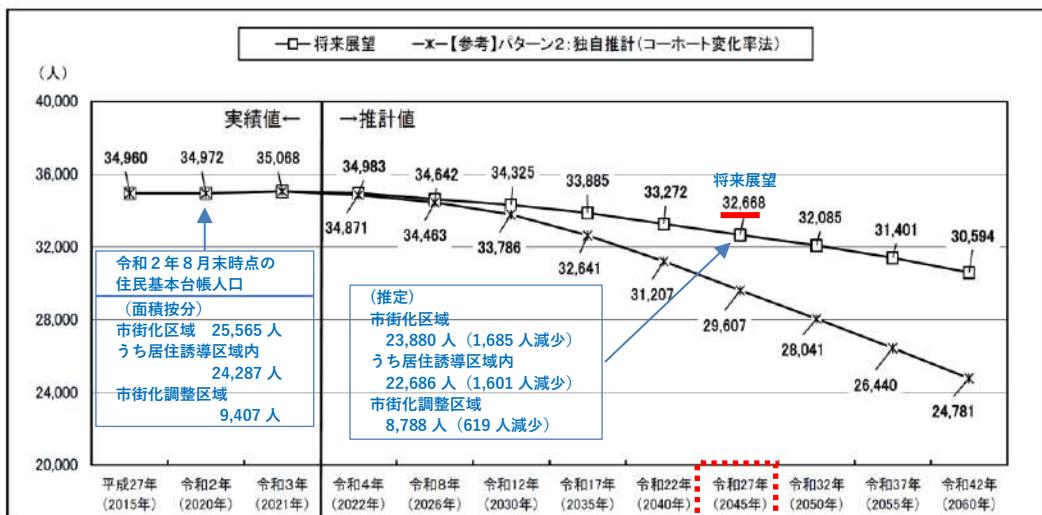
居住誘導区域内において生活サービスの相互連携が図られ、広陵町らしい定住環境が確保されるよう、一定水準の人口規模が維持されることを目標とします。

表 11.1 居住誘導に関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和2年 | 目標値 令和27年 |
|--|--------------------------------------|--|
| 居住誘導区域内の人口密度 ※居住誘導区域面積 (約 435ha) | 55.8 人／ha ※居住誘導区域人口 (24,287 人) | 52.2 人／ha ※居住誘導区域推計人口 (22,686 人) |

■目標値について

- 「第2次広陵町人口ビジョン」において、本町が令和42年時点で人口3万人を維持することを目標としています。
- 令和2年の国勢調査結果（本文14ページ）では、市街化区域人口24.7千人（73.1%）、市街化調整区域人口9.1千人（26.9%）となっており、令和2年の人口34,972人をそれぞれ比率按分すると、市街化区域人口25,565人、市街化調整区域人口9,407人となります。
- 居住誘導区域のカバー率が95%（面積）であることから、令和2年の市街化区域の人口のうち、居住誘導区域内の人口は24,287人となります。
- 令和27年の目標値は32,668人となっており、令和2年の人口から6.6%の減少となっています。
- 現在と同じ比率で按分すると、市街化区域人口は23,880人と1,685人減少、市街化調整区域人口は8,788人と619人の減少となります。
- 同様の計算により、令和27年の目標値における居住誘導区域内の人口を算出すると22,686人と推定され、この数値を目標値として設定します。



■人口の将来推計

出典：第2次広陵町人口ビジョン（令和4年4月）

11.1.3 都市機能誘導に関する目標値

暮らしの場としての生活サービス機能が確保されることを目標とします。

表 11.2 都市機能誘導に関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和 2 年度 | 目標値 令和 24 年度 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 誘導施設数の誘導数 | 0 施設 | 3 施設 |

■目標値について

- ・歩いて暮らせるまちづくりの形成に向け、都市機能誘導区域への都市機能の誘導を行います。
- ・本計画では、都市機能誘導区域に必要な誘導施設の誘導を目標とします。
- ・以上から、不足する誘導施設数である「医療施設：1 施設」「介護福祉等施設：1 施設」「商業施設：1 施設」の誘致を目標値として設定します。

11.1.4 道路・交通ネットワークに関する目標値

安全・安心で利便性の高い交通環境の継続的・発展的な機能の確保を目標とします。

表 11.3 道路ネットワークに関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和 3 年度 | 目標値 令和 24 年度 |
|----------------------------------|--|-----------------|
| 都市計画道路の整備率 (都市計画決定延長：27.25km) | 61.6% [都市計画道路うち未整備区間の整備 ・箸尾駅前線 1.54km ・王寺田原本桜井線 2.82km] | 79.4% |

表 11.4 交通ネットワークに関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和 2 年度 | 目標値 令和 24 年度 |
|-----------------|---|---|
| 広陵元気号の利用目的別利用者数 | 42,597 人／年 [通勤・通学（駅） 15,016 人／年 商業施設 13,103 人／年 病院（国保中央病院） 903 人／年 公共施設 13,575 人／年] | 51,116 人／年 令和 8 年度の目標値を基準値の 20% 増と設定しており、その後も維持し続けると仮定 |

11.1.5 防災に関する目標値

災害リスクに対して、災害に強い都市構造の形成を図るため、安全性、快適性に優れた居住環境の形成を目指とします。

表 11.5 防災（ハード面）に関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和 3 年 | 目標値 令和 24 年度 |
|---|-----------------------|--------------------------------|
| 総合治水のための貯水容量 (ため池貯留、雨水貯留浸透施設整備、 水田貯留) | 14,378 m ³ | 140,440 m ³ (※1) |

※1 大和川流域水害対策計画において、本町の最小必要量は 34,300 m³

表 11.6 防災（ソフト面）に関する評価指標と目標値

| 評価指標 | 基準値 令和 2 年度 | 目標値 令和 24 年度 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 備蓄庫整備率（避難所） | 56% | 100% |

11.2 計画の評価と見直し

本計画の進行管理は P D C A サイクルを取り入れ、計画の取組状況について概ね 5 年を 1 サイクルとして評価します。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| Plan (計画) | 立地適正化計画の策定・見直し |
| Do (実施) | 居住誘導区域、都市機能誘導区域への施策のとりくみ |
| Check (評価) | 施策の実施状況、目標の達成状況の評価、検証 |
| Action (改善) | 施策の改善、都市計画審議会への報告【中間年次：概ね 5 年】 |

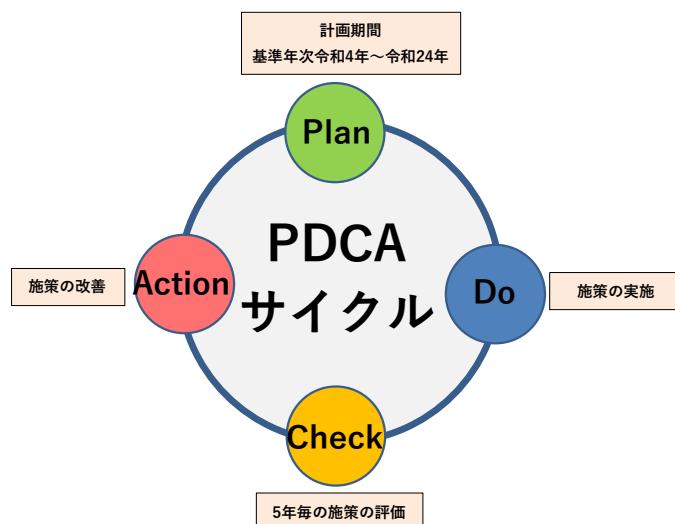


図 11.1 PDCA サイクル

